

平成24年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成25年9月18日 開会 10時00分 散会 16時57分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (18名)

小林純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵
岡本眞利子	藤原 孟	乾 邦廣	牧野茂敏	谷口和弥
芳滝 仁	田口廣之	前川雅志	成田年雄	中橋友子
野原恵子	増田武夫	千葉幹雄		

② 委員長 牧野茂敏

③ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
代表監査委員	柏本和成	監 査 委 員	斉藤喜志雄
会計管理者	田井啓一	総 務 部 長	古川耕一
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	飛田 栄
教 育 部 長	羽磨知成	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	菅野勇次	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠内出張所長	妹尾 真	町 民 課 長	横山義嗣
福 祉 課 長	坂野松四郎	保 健 課 長	境谷美智子
こ ども 課 長	山岸伸雄	商 工 観 光 課 長	森 広幸
農 林 課 長	森 範康	農 業 振 興 担 当 参 事	須田明彦
土 地 改 良 課 長	坂井康悦	土 木 課 長	湯佐茂雄
都 市 施 設 課 長	笹原敏文	税 務 課 長	中川輝彦
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高橋宏邦
会 計 課 長	阿部麗子	監 査 委 員 会 事 務 局 長	鎌田光洋
経 済 建 設 課 長	天羽 徹		

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

4 審査事件 平成24年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

牧野 茂敏

議 事 の 経 過

(平成25年9月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長（牧野茂敏） ただいまより、平成24年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。
さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。
議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し評価をするという極めて重要な意味を持っております。
来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。
なお、会場内暑いようですので、上着を脱いでいただいて結構であります。
それでは、ここで、審査の方法についてご確認をさせていただきます。
初めに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。
説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。
その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。
また、特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。
次に、質疑をされる委員の皆様に申し上げます。
質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。
また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。
なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。
それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成24年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。
最初に、平成24年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。
説明を求めます。
総務部長。
- 総務部長（古川耕一） お手元に配付をしております決算資料に基づきまして、平成24年度の概要についてご説明いたします。
資料の1ページをごらんいただきたいと思います。
まず初めに、第1表、平成24年度の決算状況についてであります。
初めに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成24年度につきましては141億6,307万1,000円となりまして、前年比では9.9%の減となっております。
また、特別会計の決算額は74億243万5,000円で、前年比2.1%の増となっております。
一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は215億6,550万6,000円でありますが、前年度と比較しまして、額で14億945万2,000円の減、率では6.1%の減となっております。
次に、歳出ですが、一般会計の平成24年度決算額は138億2,084万3,000円で、前年度と比較しまして11%の減であります。
特別会計決算額は73億6,461万円で、前年比3.0%の増となっております。
一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は211億8,545万3,000円でありますが、前年比14億9,802万8,000円の減、率にしますと6.6%の減となっております。
次に、特別会計の会計別の決算額であります。10ページをごらんいただきたいと思います。
10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますよ

うに、73億6,461万円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして8,412万3,000円の増、率にいたしまして2.6%の増となっております。保険給付費、いわゆる医療費の増が主な要因であります。

なお、歳出に対する歳入の不足額2,654万4,000円につきましては、翌年度歳入の繰上充用で対応したものでございます。

(2)後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと2,981万2,000円の増、率では10.4%の増となっております。

主な歳出は、医療費に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億7,171万1,000円の増、次のページになりますけれども、伸び率9.5%であります。これは主には地域密着型介護サービス給付費の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして6,057万円の増、率にいたしまして15.5%の増であります。これは主には公債費や幕別冠水整備工事がふえたことによるものであります。

(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと9,470万7,000円の減、率にして8.2%の減となっております。

これは、公債費の減が主な要因でございます。

(6)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと3,052万3,000円の減、率にいたしまして16.3%の減で、主に排水処理施設整備工事費の減でございます。

(7)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと474万7,000円の減、率にいたしまして7.9%の減であります。これは忠類地域のみのもので、公債費の減が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況でございます。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、平成24年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出決算額の差し引き額を載せておりますけれども、平成24年度、3億4,222万8,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

歳入総額141億6,307万1,000円に対し、歳出総額は138億2,084万3,000円であり、歳入歳出差し引き額3億4,222万8,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が5,787万円でありますので、その額を差し引いた残り2億8,435万8,000円が平成24年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に5,000万円、減債基金に1億円を積み立ていたしましたので、残りの1億3,435万8,000円が翌年度への繰越金となります。

次に、歳入であります。3ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C欄の収入済額の計欄にありますように141億6,307万1,000円が平成24年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、17款財産収入、21款諸収入にありますが、これを合計いたしまして5,906万6,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億3,351万6,000円となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で45.1%、以下、町税では18.2%、

町債が 8.2%、道支出金が 6.6%などといった構成になっております。

次に、3 ページ中ほどの①町税以下をご説明申し上げたいと思います。

①の町税では、前年比 0.9%の減ということになっております。

主な内訳につきましては、町民税の個人分については、年少扶養親族控除等の廃止により増額になったものの、固定資産税では土地の下落及び家屋の経年減点に係る評価額の減などにより、町税全体では 0.9%の減となっております。

②の地方交付税は、前年比 1.1%の増、額で申し上げますと 7,111 万 4,000 円の増となっております。

これは、平成 24 年度から新設された地域経済雇用対策費等基準財政需要額の増と、基準財政収入額の減による普通交付税の増が主な要因でございます。

次に、5 ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比 12.2%の減、額にして 1 億 2,515 万 9,000 円の減。

これは、国の補正によるきめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金の皆減などによるものが主なものであります。

④の道支出金につきましては、前年比 60.7%の減、額にして 14 億 3,909 万 6,000 円の減となっておりますが、主には平成 23 年度へ繰り越した強い農業づくり道補助金の皆減が主な要因でございます。

⑤諸収入につきましては、前年比 9.2%の増、これは主には中小企業貸付金元利収入がふえたことによるものであります。

⑥の町債につきましては、前年比 11.4%の増、額にして 1 億 1,918 万 6,000 円の増となっておりますが、これは道路橋梁債及び公営住宅不足総合改善事業債の増が主な要因であります。

なお、前のページの 4 ページの上段、第 4 表の 19 款繰入金が大幅な減となっておりますが、これは公債費繰上償還のための減債基金からの繰り入れが皆減したことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページ下段からになります。まず 6 ページをごらんいただきたいと思っております。

6 ページに第 5 表、平成 24 年度目的別歳出決算を掲載しております。

1 款議会費から 14 款災害復旧費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一番下の欄にありますように 138 億 2,084 万 3,000 円です。

この中で構成比が最も高いのは 3 款民生費の 22.2%で、額では 30 億 6,934 万 9,000 円、続いて 11 款公債費の 16.1%、3 番目が 12 款職員費の 13.6%などという順番になってございます。

次に、7 ページをお開きいただきたいと思っております。

7 ページ下段に、第 6 表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費が、前年度との比較で 5.0%の減であります。職員数の減が主な要因であります。

なお、この表には載っておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 22 年度は 97.7、平成 23 年度は 97.3、平成 24 年度につきましては、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置により 105.7%となっております。

次に、4 の扶助費であります。前年比 4.1%の増、障害者支援費や子ども医療費などの増が要因であります。

5 の補助費等は、額にいたしまして前年比 7,659 万 7,000 円、率で 4.8%の増となっておりますが、主な要因としては、東十勝消防事務組合分担金や企業開発促進補助金の増などによるものであります。

6、公債費は、前年比 3 億 3,827 万 1,000 円、率にして 13.2%の減であります。これは近年の借入額の抑制や繰上償還などにより公債費が減ったものであります。

7、積立金は、前年比 4,890 万 5,000 円の減額になっておりますが、これは減債基金への積み立てが減ったことによるものであります。

次に、10 の投資的経費であります。44.0%の減、額にいたしまして 15 億 3,125 万円の減となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が 14 億 2,832 万 9,000 円の減、これは小麦の乾燥施設整備に伴う強い農業づくり交付金事業が皆減したことによるものであります。

単独事業では、1 億 2,839 万 7,000 円の減であります。これは主には小規模特別老人ホーム建設事業が皆減したことによるものであります。

また、災害復旧費につきましては、2,547万6,000円の皆増であります。平成24年5月に発生した大雨によるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成24年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金につきましては、別冊にありますので、お手数ではありますが、一般会計歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、262ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成24年度末の現在高となっております。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っておりますが、現金が41億922万7,000円、土地で1億9,562万3,000円となっております。

これを合算しました基金総額であります。43億485万円で、前年度と比較いたしまして1億7,038万7,000円の増ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を載せておりますので、ご参照ください。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成24年度の決算剰余金からの積立金、財調に5,000万円及び減債に1億円につきましては、この残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成25年度予算におきまして、財政調整基金のほうから2億5,000万円、それから地方債の償還財源としての減債基金から1,023万3,000円、総額にして約2億6,000万円ほど取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

また、資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、次に起債制限比率及び実質公債費比率を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、財政力指数ですが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成22年度0.326、平成23年度0.316、平成24年度は0.311となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一般事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18.0以上25.0未満が起債発行に対する許可制となり、25.0以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。

平成24年度の幕別町の実質公債費比率は17.8となり、前年度より2.1ポイント下がったところであります。

平成18年度から町が策定した公債費負担適正化計画に基づき、借入額の抑制や繰上償還の実施、また借り入れに当たっては、交付税措置等の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、本決算をもちまして、目標値である18.0%を下回ったところでございます。

このたび計画の目標を達成したところではあります。今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況であります。ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の総残高となります。差し引き現在高175億3,467万3,000円です。

なお、この表は公営企業会計分を除いた普通会計分の数値となっております。

次に、17ページ上段の(2)をお開きいただきたいと思っております。(2)につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載をした表であります。

「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右

の欄の4%超の現行計につきましては、合計が5億6,303万4,000円で、構成比にいたしますと全体の3.2%ということになります。

したがって、残りの96.8%が金利4%以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

なお、平成24年度起債借入利率は銀行縁故債で0.93から0.94%となっております。

次に下段の第13表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

平成25年度以降、支出予算額欄であります。うち一般財源というところで債務負担の合計額が10億5,099万4,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち(2)のその他の物件は公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番のその他にあります11億372万5,000円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについて、十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、18ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計においては実質赤字比率など平成22年度から3カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率についても、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうには各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、19ページをごらんください。

19ページでは、第14表としまして、各款における節ごとの決算額を載せております。

次に、20ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧としまして、次の21ページまで載せております。

次に、22ページからは、最近5カ年における款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ30ページまで掲載しております。

次に、31ページからになりますが、平成24年度の主要な施策の成果としてまとめております。

32ページの議会活動の項目以降、最終の148ページまで、各項目にわたり主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(牧野茂敏) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) ないようですので、これより認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(古川耕一) 1款議会費につきましてご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

1款1項議会費、予算現額1億665万6,000円に対しまして、支出済額1億652万7,415円であります。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の32ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(牧野茂敏) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、1款議会費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額7億8,835万8,000円に対しまして、支出済額7億7,163万1,022円であります。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助の臨時職員などにかかわる費用であります。

11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などあります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成24年度は7件であります。

次のページになります。

細節10 例規管理システム保守委託料は、条例、規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節11 役場庁舎宿日直業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間企業に委託したものであります。

14節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料であります。そのほか各種借上料などとなっております。

2目広報広聴費については、11節需用費、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

18節備品購入費は、ホームページ編集システムを更新したものであります。

3目財政管理費、本目の主なものは次のページになりますが、11節需用費の印刷製本費で、これは予算書の印刷製本費であります。

4目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、11節需用費は、決算書の印刷製本費、12節役務費の細節15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎2階出納室にあります北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5目一般財産管理費、本目は役場庁舎や中央会館及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。

11節需用費、細節40の修繕料につきましては、庁舎や錦町職員住宅あるいは共同事務所の補修が主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになります。

15節工事請負費は、忠類テレビ中継局放送機器整備工事や旧旭町教員住宅解体工事が主なものであります。

18節備品購入費は、事務用の椅子などの購入が主なものであります。

22節補償補填及び賠償金は、旭町団地宅地造成に伴う補償費であります。

22節償還金利子及び割引料は、せせらぎ団地の契約解除に伴う分譲地区購入代金の返還金であります。

6目近隣センター管理費、本目は40カ所の近隣センターと6カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営にかかわる経費であります。

次のページになりますが、13節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。細節13は、忠類上当寿の家建設実施設計委託料であります。

15節工事請負費の細節1は、美川及び明倫近隣センターの改修が主なものであります。

細節2は、忠類コミセンの耐震改修工事、細節3は、青葉町近隣センターの外構工事が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3 近隣センター運営交付金は、40カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両28台及び町長公用車にかかわる車両維持管理

費用であります。

主なものにつきましては、11 節需用費の燃料費や修繕料、次のページになりますが、12 節役務費の自動車損害保険料などであります。

8 目町営バス運行費、本目は幕別一駒島間の運行にかかわる費用で、13 節町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈り 82.77 ヘクタール、除間伐 66.24 ヘクタールなどを実施いたしております。

10 目の町有林造成費、本目は町有林の造成にかかわる費用であります。15 節工事請負費、細節 1 皆伐工事につきましては 27.32 ヘクタール、細節 2 造成工事は植栽が 17.54 ヘクタール、地ごしらえ 23.44 ヘクタールを実施いたしております。

11 目企画費、本目は企画室にかかわるもので、13 節委託料は役場庁舎建設候補地実質調査 10 カ所に係る委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、次のページになりますが、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、細節 15 地域公共交通確保維持改善協議会補助金は、コミュニティバス運行のための試行運転などにかかわるものであります。

細節 16 定住促進住宅建設費補助金は、16 件に補助したものであります。

12 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、事務用経費が主なものとなっております。

18 節備品購入費、細節 1 は、納付書も読み取れるつり銭機能つきのレジスターを購入したものであります。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ 386 人が研修に参加したもので、次のページになりますが、12 節役務費は職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

13 節委託料は、メンタルヘルス及びプレゼンテーション研修にかかわる委託研修を実施したもので、延べ 102 人が参加したところであります。

14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催にかかわる経費であります。公平委員 3 名にかかわる報酬及び費用弁償であります。

15 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1 節報酬は交通安全指導員 30 名にかかわる経費、7 節賃金は交通安全推進員としての嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 6 は防災行政無線保守点検委託料で、忠類地区の防災行政無線にかかわるものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費では、防犯灯の新設が 21 灯、器具更新 110 灯など、防犯灯の整備に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 防災行政用通信回線整備事業負担金は、北海道が事業主体となり、議会ケーブル利用のための設備更新による市町村の負担分であります。

16 目諸費、本目は各種委員会開催にかかわる経費やほかの科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、功労者への記念品など、14 節修理及び賃借料は名誉町民の葬儀にかかわる借上料が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、次のページになりますが、細節 8 は地方バス路線維持に対する補助金などであります。

22 節補償補填及び賠償金は、町道での物損事故による賠償金が主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株を取得したもので、幕別町の持ち株総数は 730 株となりまして、全体の 45.6%の保有率となっております。

17 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは基金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

また、細節 4 庁舎建設基金につきましては、平成 23 年度から基金の造成をしたもので、基金積立額は総額で 2 億円となったところであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の 262 ページに掲載しているとおりであります。

18 目電算管理費、本目は電算処理業務にかかわるものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節 10 はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託したものであります。

14 節使用料及び賃借料は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。15 節工事請負費は、光ケーブルを架設している電柱の移設工事であります。

18 節備品購入費、細節 2 の総合行政情報行政システムは、平成 23 年度に更新したもので、備荒資金へ支払いをしていくものであります。

次のページになります。

19 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬の細節 1 公区长報酬を初め、公区活動や協働のまちづくり事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は公区に対する運営交付金、細節 4 は協働のまちづくり支援事業として、延べ 208 件に交付金として支出したものであります。

20 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等に係る費用及び庁舎の管理運営に係る費用が主なものであります。

なお、各節に活性化事業にかかわる経費が支出されておりますが、これは観光マップ作成などに要した経費を支出したものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、賃貸住宅を建設する事業者に対し、建設費の補助として坪 15 万円を補助し、5 戸の整備が行われたものであります。

21 目新庁舎建設事業費で、この目は新庁舎建設に伴うもので、8 節報償費は基本設計の請負業者選定にかかわる設計者選考委員会委員 4 名分及び基本設計に係る専門的意見をいただくアドバイザー会員 5 名分の謝礼であります。

13 節委託料は、新庁舎建設基本設計に係る委託料であります。

2 項徴税費、予算現額 1,960 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1,700 万 9,825 円であります。

1 目の税務総務費は、本目は 9 節旅費など賦課事務にかかわる事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の分担金であります。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申告システムに係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

次のページになりますが、2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収にかかわる費用で、12 節の細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、平成 18 年度から税使用料をコンビニエンスストアで納付できるところとしたところであります。平成 24 年度の実績は 2 万 4,849 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は 20 年度からであります。税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 6,555 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料では、細節 7 収納管理システム保守点検委託料、23 節償還金利子及び割引料は過誤納還付金などあります。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 876 万 5,000 円に対しまして、支出済額 802 万 6,395 円あります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 5 住基ネットワークシステム保守点検や、細節 8 戸籍電算システム保守点検などが主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、住基ネットや戸籍総合システムの使用料等であります。

4 項選挙費、予算現額 929 万円に対しまして、支出済額 880 万 7,447 円あります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

2 目衆議院議員選挙費、本目は昨年 12 月 16 日執行の衆議院議員選挙で、1 節報酬の投票管理者、投票立会人の報酬や、次のページになりますが、13 節委託料、細節 5 選挙啓発用看板の設置など、投票事務にかかわる各種執行経費であります。

15 節工事請負費では、ポスター掲示用に要した費用であります。

5 項統計調査費、予算現額 93 万 4,000 円に対しまして、支出済額 68 万 573 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節各種統計調査にかかわる調査員報酬や 7 節の臨時職員賃金ほか事務用経費であります。

6 項監査委員費、予算現額 242 万 4,000 円に対しまして、支出済額 235 万 3,310 円であります。

1 目監査委員費、本目は次のページにかけまして、監査委員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 92 ページから 93 ページにかけて、2 目広報広聴費、18 節備品管理費にかかわってのことについて質問させていただきたいと思います。

ホームページの編集システムを購入したと、700 万円近いお金がここでかかっているわけでありませぬ。従来の、それ以前のホームページにつきましては、印象としては少し細々というような感じもあって、利用しづらいなという、そういう私自身の思いやそういった声を聞いておりましたものですから、大きな改善があって、しかも媒体としてスマートフォンもそういうものが広がっている中では、こういうことは必要なことなのではないかなというふうには考えております。

資料の 34 ページになりますけれども、この中から 2 点質問させていただきたいのです。

アクセス件数であります、この平成 24 年の改正から数がふえていて、ホームページが利用されている、そのことがここから読み取れる、それは歓迎すべきことだというふうに思っておりますけれども、掲示板の書き込み件数、これが平成 24 年度は大きく数を減らしているところでありませぬ。この理由をどのようにお考えになっているのかということが 1 点目でありませぬ。

2 点目は、資料のその下になりますけれども、バナー広告数、22 年度から資料がありますけれども、数が減ってきていて、24 年度は 10 社になっていて、このことについてどのような原因があったというふうにご捉えていらっしゃるのか、このことをお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正則） まず、ご質問のホームページの書き込み件数の減少の関係でございますが、86 件から 24 件と大きく減っております。特に、どのような理由でという部分の押さえはしてございませぬが、やはり書き込む部分の町民のホームページに書き込むその意見、書き込む件数といひますか、懸案が少なかったものというふうにご思っております。

それとあと、バナー広告の関係ですが、この減少につきましてはやはり経済動向の減少、落ち込み、それとあと、広告料につきましても、他町村、町につきましては 3,000 円ということで金額を落としたときはかなり多くのバナー広告の申し込みあったところなのですが、他町村も金額は落としてきているという部分もありますし、幕別町のホームページ自体のアクセス件数がそう多くないという部分がありましたものですから、企業のほうからの申し込みが少なくなっているという部分があります。これについてはやはりもう少し、多くの方にアクセスいただけるようなホームページづくりに目指していきまして、バナー広告もより多くの企業の方がお申し込みいただけるようにしていきたいというふうにご思っております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 今、最後のお言葉にありましたように、答弁がありましたように、多くの方に見られるホームページをつくっていききたい、そのことは追求をしていただきたいというふうにご思っております。

それで、1 点目の掲示板書き込み件数のことなのではございませぬけれども、懸案数が少なかったのではないかとこのことのご答弁でありませぬ。そのことはちょっと、そのご答弁からそのとおりにかなというふうにも私の思いの中ではなりづらいところがあります。掲示板のその書き込みのところの、どこから入るのかということがわかりづらいという声も聞こえておりますので、その辺の改善をすべきと考えますが、ご答弁お願いします。

それからバナー広告でありますけれども、きょう現在、今さらに減っていて、8 社になっているのですね。ホームページを見ますと。そして、どういう企業がこのバナー広告を利用しているかということ、インターネットを媒体にして、そして、いろんな分野の会社がありましたけれども、広告を出してくだ

さっている、このことは別に悪いことではありませんし、たくさんの方、企業に利用してもらおうということは歓迎すべきだと思うのですが、幕別町のホームページ、一番見るのはやっぱり幕別町民なのだというふうに思うわけでありまして、幕別町内の企業が一つもないということが私にとっては大きな問題点ではないかと。ここは、幕別町の企業に利用してもらえるようにするべきではないのかというふうに考えるのですけれども、その点についてのお考えはどうか。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正則） ホームページの掲示板に書き込む場所がわかりづらいという部分ですが、平成 24 年度の 24 件というのは、旧ホームページの書き込みの件数になります。新しいホームページでも確かにわかりづらいという部分がありまして、書き込む部分をトップページにわかるように今は修正してございます。

それとあと、町内企業がバナー広告を申し込んでいないという部分でございますが、池田町ですと町外が 5,000 円、町内が 3,000 円というような形で広告料に差をつけている町村もございまして、幕別町については 1 企業、一月 3,000 円という形になっておりますので、町内企業にさらに優遇という部分もなかなか難しい部分だとは思いますが、より町内の企業が利用いただけるような方策、もう少し考えていきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありましたら。ありませんか。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 3 点お伺いいたします。

まず、1 点目は、ページ数の 100 ページ、11 企画費の、具体的には 103 ページに移りまして、19 節負担金補助及び交付金の最後 16、定住促進住宅建設費補助金、ご説明では 16 件の利用であったということですが、どういう家族構成で、定住促進につながったという効果をもう少しお聞きしたいと思いますので、ご説明をいただきたいと思っております。

次、科目では 16 の交通防災費、具体的な質問は 107 ページになりますが、原材料費、交通安全標識用資材、ここでは交通安全にかかわりましては、これまで幕別町の安全対策の手法としては、各町内会公区から安全対策の要望を聞いて、そしてそれに応えるという形をとってこられたと思っております。

それで、この平成 24 年度は幾ら要望があつて、応えられたのは何件で、その応えられなかったところも残っていると思っておりますが、そういったことに対する対応も含めて現状を伺います。

同じく交通防犯にかかわりますが、これは防犯灯修繕、ページ数では戻りまして 105 になります。11 の需用費、42 防犯灯修繕等、これまで LED 化の器具の更新を積極的に行ってきております。決算につきましても、当初予算の倍額になっているということで取り組まれてきたと思っておりますが、その実績と、それからこれは電気料金の軽減につながるのだというふうに思いますが、その効果、どのぐらいの料金につながったのか、効果につながったのか、伺います。

最後ですが、ページ数では 112 ページ、2 の徴税費の 1 税務総務費、このページ数では 113 の細かいことになっておりますが、負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金、例年お伺いしておりますけれども、滞納整理機構、委ねた件数やあるいは実績等について詳しくご説明ください。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正則） まず、1 点目の定住促進住宅建設費事業に行います平成 24 年度の実績の詳細ということでございます。

平成 24 年度 16 件の内訳でございますが、幕別市外地区において新築住宅が 9 件、中古住宅が 5 件、忠類市街地区におきまして中古住宅が 2 件。経済波及効果でございますが、町内業者 6 件を利用して家を新築された件数の請負額でございますが、1 億 3,729 万円、この金額が経済波及効果があったものとして理解しているところです。

また、町外からの転入による人口増という点につきましては、9 世帯 22 人の方が転入されております。場所的には札幌の方が 3 名、日高の方が 4 名、それ以外は十勝管内からの移住と押さえております。

あと、家族構成でございますが、移住された方の部分で申し上げますと、町外 9 件の部分ですが、30 代の方が 4 世帯 13 人、40 代の世帯が 3 世帯 7 人、50 代の世帯が 1 世帯 2 人、70 代の世帯が 1 世帯 1 人ということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 滞納整理機構のことについてのご質問でありますけれども、平成 24 年度は全部で 13 件、債務額引き継ぎ額につきましては 1,480 万 7,041 円というふうになっております。

それで、回収額なのですが、413万5,510円という形になっております。ですから、収納率につきましては27.52%ですか、そのような形になっておりますし、費用対効果につきましては、負担金、国保会計と合わせまして、全部で135万1,000円ということになっておりますので、費用対効果については306.11%という形になっております。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 交通安全施設に対する公区からの要望の件でございますが、昨年度はおよそ10件の要望がございまして、それについては町で対応できるものにつきましては、注意看板等を設置しております。ただ、公区長さんからの要望には、私どもでは処置のできない信号機ですとか、一時停止、それとか速度規制とかいう公安委員会に要望する案件も多数ございまして、現在までに公安委員会に対しまして、本町から信号機で40カ所の要望、一時停止で47カ所の要望、速度規制で22カ所の要望、横断歩道につきましては22カ所の要望、駐車禁止につきましては2カ所の要望というふうに、毎年お願いしているわけなのですが、なかなか北海道のほうも予算状況が厳しいということで実現していないのが現実であります。

ただ、昨年度横断歩道につきまして22カ所を要望していたうちの1カ所、白人小学校前につきましては、本年の7月に横断歩道が設置されているところであります。

また、危険箇所につきましては、町が作成しました看板を道路上に設置したのが、昨年度までで200カ所、町が作成した注意看板を取りつけてございます。

それから防犯灯のLED化ということなのですが、現在、大まかな数字で申し上げますが、全町でついている防犯灯が約5,000灯、4,500灯ぐらいありまして、まだそのうちの50%が水銀灯になっております。残りは、34%がナトリウム灯でLEDは全体の16%という数字になっています。

町といたしましては、順次、水銀灯からナトリウム灯またはLEDに交換しているところでございますが、平成23年度、24年度の防犯灯の電気料を比較いたしますと、金額で約207万4,000円ほど減額になっておりまして、5.5%の減ということになりますから、ナトリウム灯やLEDに取りかえた効果はこの防犯灯の電気料にあらわれているものというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 初めの質問の定住対策につきましては人口増と、また町内の業者の工事金額、これが1億3,000万円を超えたというようなことで、確実に効果が上がっているというふうに思います。町外の方たちに来ていただくことが一番だというふうに思いますので、さらなる効果を求めて事業を展開していただきたいというふうに思いますが、周知の方法等につきましては、当初は随分、新聞等やインターネット等の周知があったのですけれども、同じ手法でこれからも続けられるのかどうかだけ伺っておきます。

2点目の、滞納整理機構の問題です。これは毎年伺っておりまして、機構に委ねないで、町が直接行うべきだという思いで、現在もおります。昨年よりはかかっている経費も多いというふうに思います。135万円かけて回収したのが413万円、300%ということなのですが、もちろんその費用対効果という点もしっかりと見ていかなければなりません、町民の税を回収する直接の任務というのは、やっぱり町が負うべきだというふうに思っておりますので、この点は、以前からも伺っておりますけれども、改めて伺っておきます。

交通安全の機材のことです。まず、10件の要望ということではありますが、具体的におっしゃられたのは信号機40ですとか、速度規制を47要望しているということは、これは10件というのは、平成24年度だけで10件だったということですね。過去のものも恐らく今の課長のお答えですと、なかなか実っていないものがたくさんあるので累積されていると思うのです。それを町内の要望はどれだけ満たされているのかということも伺っておきたいというふうに思います。

中には、信号機とか速度規制は、何年待っても道の施設はなかなか対応してもらえないと。町が頑張っている補完の施設をつくっていただいて、何とか交通安全につながるというような形を町としてはとられて、町内としてもそれをいつかは本当のものにというような思いでいるわけですが、一体いつになったらきちっと完了するのかという要望はずっと長くございます。この辺の現状と見通しはどうでしょうか。

最後ですが、LED化のことです。これも効果が随分上がっているというふうに思いますが、特にこれは24年度ではありませんが、電気料金の高騰が今、高くなってきている状況にあります。207万円の経済効果ということではありますが、もちろん工事費もかかることでもありますから、これは予算の関係上、

なかなか全体に進むということは難しいのだろうなというふうには思うのですが、実際に効果があることでありますから、この4,500のLED化に向かう、全部4,500個LED化にしようとしているのか、最終目標どのぐらいに置いて完了しようとしているのか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正則） 定住促進事業の今後の周知方法でございますが、今までどおりインターネットまた広報、それと、これも今までどおり行っている部分ではあります、東京のほうで行われる移住フェア、このようなときに、幕別町にはこのような分譲地がありますという部分もあわせて周知を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 滞納整理機構の関係であります。今、先ほど課長申し上げましたように、平成24年度については13件、滞納機構をお願いしております。私も、なぜ滞納機構をお願いをするかという、それぞれ広域の利点があるのだろうというふうに思っています。

広域で行う利点としましては、まず町外転出者に対応するのが、非常に広域で行うほうがわかりやすい、早く処理がしやすい。私も13件のうち6件が町外転出者であります。ですから、非常に広域的に扱っていただけるということで、まず利便性があるのだろうと。それから、町外に出られますと、私どものほうでは財産調査というものができなくなりますので、それぞれ広域で行うことによって、行った町村の財産をそれぞれ調査が今度は容易になるということもあまして、納めのための方策としては非常に広域としては利便性が高いのだろうと。それからもう一つは、今、道に職員が5人おりますけれども、この中で、道からの専門的な職員が1人おります。これは私も非常に難しい案件等もあまして、その中では、そういう専門性を有している方の知恵をおかりするという中においては、同じ、ましてや十勝全体の中で同じ考え方の中で徴収業務に扱えるという非常に利便性があるのだろうというふうに思っております。

13人のうち6人が町外ですけれども、そのうち、ほかにまだ2人ほどが、収入でいくと400万円を超えて、所得で400万円を超えている方が2人ほどいます。収入でいきますと560万円を超えている方なので、非常に我が町で徴収をするときに、本当に全く誠意がない、あるいはそれだけの所得がありながら全く払う意思がないという方も確かにいらっしゃるわけでありまして、それを広域的に専門性を有している方のお知恵をおかりしながら、そういう広域的にやるというほうが得だということもあまして、いろいろそういうものを振り分けながら整理機構をお願いをしているところでありまして、中橋さん言われますように、徴収は基本的にはやはり町職員がやるべきだろうと思っておりますし、納税意識を高めていただく、あるいは日ごろの納税相談というものも町職員がやるというのは、これは基本でありますけれども、先ほど言いましたように、広域の事業のほうがより便利だということか、お願いをしやすいといいましょうか、そういう同じ税の公平性を保つという意味においては、そちらにお願いするというのも、これもやむを得ないものだろうというふうに私も思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 交通安全対策の関係なのですが、先ほど申し上げました10件というのは昨年度の実績でございます、それについては先ほど申し上げましたように、町で対応できる看板等については設置をさせていただいております。

その後申し上げました、信号機の設置要望とかにつきましては、過去から継続的に公安委員会に対して要望しております件数でありまして、これは地域の要望がなくなる限り、私どもとしては公安委員会に要望しております。

ただ、現状といたしましては、昨年度の状況で申し上げますと、北海道の全部の市町村からの要望にある信号機の設置のうち、実現できた新設の信号機が3基程度というふうに公安委員会のほうから伺っています。全道で2,000から3,000ぐらいの新たな信号機の設置要望、または横断歩道の設置ですとか、一時停止の設置の要望がある中で、信号機につきましては、2件から3件しか新設の予算がつかないということでもありますので、私どもの要求につきましても、引き続き要望はしてまいります、かなり厳しいものがあるかなというふうには思っております。

ただ、そのかわり、先ほども申し上げましたが、町でできる注意看板等の設置につきましては、歩道上に設置ということになるかとは思いますが、交通に支障のないように、注意看板の設置につきましては場所を見ながら進めてまいりたいというふうに思っています。

次に、街路灯、防犯灯の件なのですが、町といたしましては、今、約50%残っております水銀灯を、

順次 LED とナトリウム灯に交換してまいりたいというふうに思っておりまして、ただ、LED につきましては工事や器具も非常に高価なものですから、設置灯数については、単年度で大幅にふやすことはできないというふうに思っております。比較的、また明るさの関係もありまして、LED とナトリウム灯を併用して、順次交換してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） その LED に取りかえていく、その計画性はあるのかということに関しましては、これ先ほど課長が申しあげましたように、1 灯当たり 4 万円ぐらいの設置費がかかります。100 灯つくと 400 万円というぐらいの規模になるものですから、町単独の予算を組んで更新していくのはなかなか難しい面があります。ですから、町といたしましては、補助事業とか交付金事業、そういう国の補助を活用しながら、順次整備をしていかざるを得ない、それが現実であります。

それと、LED につきましては、今現在、大体 10 年以上はもつだろうと、こういうふうに言われております。ですから、余り一遍に全部を取りかえると、また更新のときが大変になる、そういう面もありますので、これはできる範囲の中で順次取りかえて、単年度で大きな負担にならないように、そのような形で進めていきたいと、そのように思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 順番逆になりますけれども、確かに一遍に工事費はかかるかもしれない、一遍に取りかえる時期はやればそうなるでしょう。しかし、そうではなくて、きちっと費用対効果というの、実際に今 207 万円の効果というのも出ているわけですから、やはり予算の、国のあるいは補助、いろいろなことが活用するというのもそれは大事だと思いますから、そういうものを積極的に駆使して、取りかえる時期が云々というよりは、効果を先に期待するほうが大事ではないかというふうに思いますが、どうですか。

それと、その信号機等のことですが、例えば実現していない一番古い要望というのは何年ぐらい置かれているのでしょうか。過去にも、決算の中で議論になったことはあるかと思うのですが、これ北海道の責任ということであれば、全道で信号機 3 カ所ぐらいしかつかないのだという話を伺うようになってから、私たちも相当たっています。これは町が悪いのではなくて、北海道が交通安全施設にきちっと責任を持つということであれば、全道の要望に応えるような姿勢を持っていかなければならないのだと思うのです。もちろん、出された要望が本当に必要かどうかという検証も含めて、そこは町がやるのでしょうかけれども、町がこういうふうに 40 カ所というふうに提出する以上は、町としても必要だという判断だから提出されるわけですね。ところが 3 基しか立たない。あり得ませんけれども、100% 幕別町がその 3 基立てていただいたにしても、今の要望に応じていただくには 13 年かかるわけですよ。それは、幕別町だけではなくて、北海道 179 の自治体全部、札幌圏になるともっともっと多いと思うのです。この辺の道との協議ですね、感触も含めて、もっと促進するというにはなっていないのでしょうか、どうでしょうか。

さらに、札内方面は最近新しい住宅団地がふえてきています。これはこれで固定資産も含めて、人口増や経済効果で大変ありがたいことだというふうに思うのですが、一つだけやはり交通安全施設をもうちょっとちゃんと整備してほしいという要望が結構あるのです。というのは、団地はできるのだけれども、安全施設というのは最初から設置されていることが少ないものですから、生活していて初めて住民が声を出してくるというようなことで、結局、事故が起きてから対応をとっているというような現状ではないかと思えます。こういう点で、これも本当は道がきちっと正式な速度制限ですとか一時停止の標識をつけてくれば、町の予算を伴わなくてもいいことだとは思いますが、致し方なく出費しているとは思いますが。そういった新しい団地等が造成されて、交通体系、道路もそうですね、交通体系が変わるときなどの事前の対応策、交通を予測した対応策というような、政策的な展開も必要だと思いますが、どうでしょうか。

滞納整理機構につきましては、13 件のうちの 6 件が障がいの方であったと。そのうちまた 2 件は高額の方であったと。では、残りの方はどういう状況だったのででしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） まず、LED のほうなのですが、私もちょっと舌足らずだったかなと思えますけれども、過去にも町のほうで単独で大きく予算を組んで、例えばハイウエー灯なんかの球を交換するというようなこともやりました。これは、球だけでも LED に取りかえるとかなり効果がありますので、そういうようなこともやれる範囲でやってきました。ですから、補助を活用しながらやりたいという話をしましたけれども、町の財政状況を見ながら、町としてもさらに積極的に LED 化については取り

組んでいきたいと思っています。電気料の効果も確かにありますので、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

それと信号機とか交通規制標識のことなのですが、これ先ほど課長から申しましたように、道のほうの予算というものもありまして、なかなか新しいものが設置されないというのが実情だと。なぜかという、今、かなり信号機とか、そういう交通規制標識があって、それらの修繕とか維持していくのにかかりお金がかかるというような事情があるそうです。それと、信号機の球もだんだん LED 化してきている、そういうようなことでの更新も、その予算が使われるその大きな要因の一つだというふうにお聞きしております。

ですから、町といたしましては、これ引き続き、公区からの要望は強く北海道警察を通しまして公安委員会のほうには要望は続けていきます。ただ、なかなかこれ達成されないのが現実でありますので、町としましては、町独自の看板とか、また今、特に危ないところでぴかぴかと光るような、注意を喚起するような器具もつけるようにしております。そういうような町としてもできる努力をしながら、粘り強く信号機とか規制標識の要望実現に向けて頑張っていきたいとは思っております。

○15 番（中橋友子） 古い要望は何年ぐらいたつのですか。要望で実現していないのは何年ぐらいたつのか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 古いものは 10 年ぐらい前から引き続き要望しているものは数件ぐらいあります。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 町外者の所得状況ということなのですが、平成 22 年中の所得で回答いたしますと、まず町外者 5 名ですね、その中で未申告の方が 2 名おられます。そのうち 1 名がもう完済、完納されております。そして所得がゼロから 50 万円の方が 1 名、そして所得が 100 万円から 200 万円の方が 1 名、そして先ほど部長もちょっと触れておりましたけれども、所得が高額な方、200 万円から 300 万円の方が残り 1 名という形になっております。お一人部長の答えた 1 名で、6 名という形になっております。

11 : 15 成田議員退席

○15 番（中橋友子） 何か数字が合わない。町外はいいのだから。町内の状況について。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 町内者の状況ということですね。はい。町内者につきましては、所得が 100 万円から 200 万円の者が 3 名、そして 200 万円から 300 万円の者が 2 名、そして所得が 400 万円以上の方が 2 名と、そのような形になっております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） LED 化はぜひ促進をしていただきたいと思います。そういうお答えでありましたので、それを受けとめます。信号機灯にかかわりましては、難しいということやずっと言われ続け、一番古いものでは 10 年ぐらいということでもあります。だんだん 10 年放置されているところがどこなのか、今、お答えいただきたいということではないのですが、どんどんどんどん交通状況の悪化がふえていくようなそういうようなところが放置されているのは、やっぱり大変なわけですよね。

一例だけ申し上げますと、これが場所的にどうかということはあるのですが、みずほ通の陸橋の下限は必ず事故が起きて、しかし、その都度信号の要望は上がっているけれども、できないのだと。あそこも恐らくもう 10 年近くなるのではないかとこのように思うのですよね。ですから、それはたまたま私が見えているところだけでありますから、そういうのが町内にはあるのだと思うのです。ですからやっぱり、人命を守るという点で、必ず必要だということに対する強い取り組みという点では、働きかけているのでご苦労さまです。ですけれども、もっと早くついてほしいという思いがありまして、公区長さんもどんどん変わっていくわけですよ。引き継ぎの中にずっと入っていて、繰り返し繰り返しお願いする以外にないというようなお話も聞いておりますので、これは道の予算のあり方に対するその抜本的な改善というのを、ぜひ町から上げていただきたい、このように思います、いかがですか。

滞納整理機構です。今、お答えいただきました。100 万円から 200 万円の方が 3 名、200 万円から 300 万円、いずれにしても所得が多いというふうには思えません。幕別町では、こういう方に対しての納税

の指導というのは、臨戸訪問等されまして、そしてそういう状況伺いながら、分割だとか本人の払える環境をつくって丁寧にやられていたというふうに思います。これ、滞納整理機構に移りましたら一体どういう指導がされているのか。一例を聞くと、ここから滞納整理機構まで出向いて行って相談を受けてというようなことも聞いております。現実にそうなのでしょうか。

11：18 成田議員入場

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 滞納整理機構とのやりとりということなのですが、最初、滞納整理機構のほうから催告書といいますが、その文書が滞納者の方に行きます。それは状況を聞きたいとか相談をしたいということで文書を出しているものであります。そして、相談されたい方はいきなり差し押さえ、そういう形のほうはとらないで、やはりできるものについては、誓約文のそういうような約束をさせていただいて、そしてその誓約書に基づいて納めていただいているという状況であります。

先ほど、町民に寄り添った形ということでおっしゃっていましたが、私どもも係も常に機構のほうに行きまして、滞納者の状況等とか、場合によっては一緒に行きますよと、そういうようなお話もしておりますから、決して機構に預けっ放しということではないということ、ぜひともご理解願いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 副町長。

○副町長（高橋平明） 交通安全の設備といいますが、交通標識等についてなのですが、過去には、町長みずからが帯広警察署に出向いて、署長にお会いして、署長に次のとおりの交通安全規制についてお願いをしたいということも、過去に何度かしたこともありますし、あるいは公区から陳情書という形で公安委員会に挙げて、町も一緒に陳情書という形で挙げたこともあります。ただし、それをもってしても、なかなかこちらから出す要望どおりには、実態としては規制標識がふえていくわけではないというのもあるかと思えます。

言われました、みずほ通の信号機については、何度も私ども警察署に出向いては要望しているのですが、基本的には交通の流れということを理由にして、なかなか難しいのだということもお伺いしております。ただ、安全上の施設ですから、全体の信号機の配置計画から含めてやれないものかということも、私どもとしては要望しているところでもあります。そういったことに関して、あくまでもこれは公安委員会の予算があるかないかによるものですから、私どもとしてはできることはやらせているつもりではいるのですけれども、なかなかつかないというのが実態でありまして、また、交通安全に対する要望は行いますけれども、予算をどうのこうのというのは、また別な機会をとらえたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員、まだ大分ありますか。

○15番（中橋友子） いや、ありません、これだけです。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 交通安全対策につきましては、もちろん運転手自身のマナーの問題だとか、いろいろ安全機材だけで、事が足りるということには思っておりませんが、しかし地域から上がってくる要望というのは、それなりの根拠があつてのことです。今、副町長からお答えはいただきましたけれども、さらなる努力を求めて、この点では終わりたいと思います。

滞納整理機構のほうなのですが、結果としては、今、課長が場合によっては、自分たちも一緒になって訪問活動というようなこともおっしゃられました。やっぱりそこなのだと思うのです。今の滞納整理機構のやり方は、そうではないのですよ。ですから、私たちは、やはり職員が町民に寄り添ってということをお願いしております。

町外に出た人たちがわかりやすいとか、専門の職員の方が道から配置されて、その知識が有効だとかというようなこともおっしゃられましたけれども、税の徴収というのは、もう町では、この町が存続してからずっとやってこられていることでもありますから、そこに配置されている皆さんは本当にプロフェッショナルだと思うのです。ですから、そういうことも含めて、やっぱり基本的には、町として寄り添ってやるべきだということをお願いして、終わりたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

関連、芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 定住対策のところ、大変成果が上がっているということで、評価したいと思うの

であります、地域が忠類と幕別本町になっており、中札内が入っていないと思うのであります。今、高齢化が進みまして、高齢者をご逝去されましたら、あいてしまってなかなか売れないという中古住宅がふえております。私の公区でも、もう現に3戸の売れない中古住宅がありまして、やっとなつがこの間売れたということでもあります。そういうことですので、その勢いを持って、何かの形でそういう実態調査をしていただいて、新築につきましてはどんどん建てますからそうなのですけれども、どんどんこれから中古住宅がふえていくと思いますので、見ましても、もう、一人で高齢者でいらっしやるところが結構あるものでありますから、そういうことに対する一つの定住対策はすべきではないかなと思うのであります、基準は下げても、そういうお考えはあるかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 24年度から定住対策をさせていただく際に、皆様にもご提案を申し上げたわけではありますが、そのときにも忠類と幕別の市街地にあつては、仮に忠類が引き続き旧忠類村の地域が忠類村として存続し、あるいは幕別町の市街地が幕別町一つの自治体として仮定した場合には、今の過疎法の、忠類は過疎法の適用になってはおりますけれども、幕別の市街地にあつても過疎法の適用になるほどの過疎化が進行していると。そういうことから、この幕別の市街地とそれと忠類の市街地に限って定住対策をさせていただきたいということを進めてきたところでもあります。

我々も当然今、芳滝議員おっしゃられるように札内地区にあつても空き地、空き家が出てきているという事情は承知しておりますけれども、今この定住対策については3年間、24、25、26という中で進めておりまして、今ちょうど2年目であります。この成果を見定めた中で、次についてはまた検討していかなければならないものという、現状ではそういう認識であります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。

審査の途中ではありますけれども、11時40分まで休憩させていただきます。

11:27 休憩

11:40 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原委員。

○16番（野原恵子） 110ページ、19目協働のまちづくり、19節負担金補助及び交付金ですが、4番の協働のまちづくり支援事業交付金です。資料の46ページを見ますと、さまざまな取り組みをしておりますが、この中で公区の環境美化支援事業、ここでも公園の管理というところでは45件と件数が多く利用されております。

こういう中に、公園ではなく民有地なのですけれども、地主が不在になりまして、どこにいるかわからない、そういう民有地の草が本当に大きく、放っておきますので1メートルぐらい伸びたり、そういう状況で虫が発生したり、花粉が飛んだり、そういうことで、その近くの方が洗濯物を干すことができない、窓を開けることができない、そういう状況の民有地もあるということなのです。ですから、こういうところを協働のまちづくりの中に組み込みまして、公区に協力を求めまして、草を刈る、そういうことをすべきではないかと思うのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 今、民有地の地主の方が、持ち主の方がいなくなったりして、実際に困っているのだという公区長さんからのご相談も私たち受けております。しかしながら、これ民有地については、基本的にはその持ち主の方が責任を持って管理していただくというのが大前提でありますので、ですから、それを協働のまちづくりとして、行政が、言ってみれば税金を投入して民有地を管理していくというのは、この協働のまちという考え方の中では、できるものではないというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） そうであれば、その民有地、地域の中に、町の中にありまして、本当に草が大きく伸びまして、例えば学校の近くですとか、保育所の近くですとか、幼稚園の近くですとか、そういうところにもそういう草が大きく伸びて、小さな虫が発生したり、前段申し上げましたように、そういう状況にある中で、それでは町はそのまま放置しておくのでしょうか。

このように美化運動を進めていっても、そういう場所が中にあるということは、住んでいる人たちにとっては対処をどのようにしたらいいかわからない、そういう状況もある中で、町としてはどのように、では協働のまちづくりでできない場合には、どのように対策を講じていくのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 不在となっております土地の管理につきましては、まず税務課のほうで、固定資産税の納付書を発送のときに、管理を適正に行っていただきますようお願いの文書を入れて発送しております。

また、地域住民の方から、日常的に草が伸びていて、環境衛生上何とかならないかというお話を私ども町民課のほうで受けるわけなのですが、その場合、私ども担当者が現地に赴きまして、その現地の写真を撮りまして、その写真を同封の上、管理者のほうに、土地の所有者に管理を、草刈りをしてくださいというお願いの文書を送付しております。その際、あわせまして、社会福祉協議会でやっております就労センターですとかで、そういう作業を請け負いますという案内もつけて送っているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） そういう対策を講じながらも、不在の地主、所有者が所在不明、そういう場合もあるやというふう聞いておりますが、そういうところがなければ、こういう対策も必要だと思います。ですから、実際にそういうところがないのかどうか、そして、こういうふうに対策をとったときに、その効果はどのようにあらわれているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 土地の所有者につきましては、わからないということはありませんので、当然、固定資産税やなんか納付していただいておりますので、土地の所有者には私どもの通知は届いているというふうに思っておりますが、ただ、対応していただけない所有者の方もいらっしゃるの事実だというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） では、そういうふうにしても、効果は、固定資産税はもちろん滞納になっている、そういうところもそのままになっているということでは、やはり長年そういう状況に放置されているということですね。そうであれば、やはり対策を講じていくことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 個人の所有、民有地に、基本的のその所有者の了解なしに立ち入って何かをすることは、これは法的に無理であります。ですから、その所有者がたとえ了解したとしても、町が草刈りをする、あるいは公区で草刈りをするということが、果たして世間一般的にそれが通ることなのかどうかですね。ですから、あくまでも所有者に対して、お願いをしていくというしか、現実的には法的に含めても、それ以上のことはなかなかできないのだというふうに思っております。

仮に民有地ですから、そこにいろんな手だてで草が生えないような手だて、除草剤をまくとか、これやってしまえば、恐らく法的責任は免れないというふうに思いますので、そういったことの対策はいろいろ所有者の方なるべく接していこうというふうに思っていますけれども、所有者の方が近くにいらっしゃればいいのですけれども、遠い方もいらっしゃいますので、こちらからは何度でも、結局は手紙でのやりとり、なかなか電話番号はわかりませんので、手紙でのやりとりになりますけれども、さっき言ったように、現状の写真をつけて周りの方が迷惑していますよということで、説明文をつけてお願いをしているのですけれども、そこはもう本当にお願いでしかない、最終的に草が枯れるまで待つしかないというのが現状だというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） 2点お伺いしたいと思います。

1点目は115ページでありますけれども、インターネット公売等の利用料が8,121円支払われております。今、以前にもちょっと問題になったことがあると思うのですが、インターネットにどのようなものを公売に出して、どれだけの成果があったのか、どの程度の値段のものがそこで公売されたのかをお聞きしたいと思います。

それからもう一点、116ページの選挙費の中でありまして、昨年の12月の衆議院選挙、今年の参議院選挙も行われたわけですが、残念ながら、だんだん投票率が下がってくるというようなことのようにあります。そうした中で、やはり多くの方が投票に参加してもらい、民主主義の基本の問題でありますけれども、なかなか以前、投票所の数をふやしてほしいというようなことも話題になったことがあ

るのですが、なかなかそれができないということでもあります。

そうした中で、やはり投票所がより投票しやすくなるために、例えば土足のまま、靴を脱がなくてもいいような投票の仕方、またバリアフリーにしっかり対応して、そして投票しやすくなるような措置をぜひとっていただきたいというふうに思います。

また、最近、高齢化してまいりまして、投票所の前に候補者名だとかいろいろなものを書かれるわけですけれども、なかなか字が小さくて見えないという話がよく聞かされて、やはりその点でも、もっとそういうところにも配慮をした設定をすべきではないかという、そういう意見も聞かれますので、ぜひ、そうした投票しやすい措置をしっかりとっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 投票率の向上という観点のご質問かと思いますが、まず、投票所、より投票しやすい環境にということでもあります。

1 点目の、土足のまま投票できるようなことにしたらいいのではないのかということだと思うのですが、実は、以前に投票所、土足でできるようにビニールを敷いて、実際行っていたときもございます。しかしながら、これについては手間等の関係もございまして、あとやっぱり雨が降ったりすると滑ったりだとか、そういった問題もあるものですから、結果的には土足で上がるということはやめた経過がございます。そういういったこともございまして、その点についてはちょっと現段階では難しいのかなというふうに思っております。

あと、氏名掲示の関係で字が小さいということもございまして、氏名掲示につきましては、法令に基づきまして、記載台の前に掲示を行うようになってございます。どうしても記載台の枠があるものですから、そこに納めようとするとうちが小さくなるということもございまして、ある程度は、これはやむを得ないのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、字が見えないですとか、そういういったお話が投票者の方からあれば、例えば選挙公報など用意しておいてごらんいただくというようなこともあるかと思っておりますので、そういうことも検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） インターネット公売の中身でございまして、平成 24 年度 12 回インターネットオークションのほうに出しております。延べ品物の件数なのですが 75 点、延べ 75 点をかけております。どういうものをかけておりますかといひますと、反物ですとか、各種ギフトセット、それとかゴルフセット、そういうようなもの、現在使っていないけれども、何とか少しでも税金にかえていただけないかという納税者からの申し込みにより、インターネットオークションにかけたものであります。

金額については、この決算書に出ているとおりでございまして、やはり少しでも。

○委員長（牧野茂敏） 休憩をいたします。

11 : 51 休憩

11 : 52 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○税務課長（中川輝彦） 済みません、売れた価格なのですが、全部で 25 万 7,423 円と、そういうふうになっております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 投票所の関係が先に答弁されたので、それが。やはり手間がかかるとか、そういうことは、ちょっと理由にならないと思うのです。行って面倒がなく、体が不自由な人だとか、目の不自由な人が、やはり投票しやすいような処置を何とか工夫してやっていくというのが義務だというふうに思うのです。

投票所のスペースが限られているので、なかなかできないということであれば、そういう人のために 1 カ所だけでもスペースをたくさんとって、そしてそういう人がきちんと投票に来やすいような環境を整えることも、投票率を上げて、国民みんなが政治に参加していく手だてとしては必要なことだというふうに思うのです。やはり土足にする場合の困難さを言われましたけれども、そういうものも克服して、投票しやすくしていく努力をぜひしてほしいと思います。いかがでしょうか。

それからインターネット公売の 25 万何がしが売れた、値段としては幾らぐらいのものから幾らぐらいのものが売れたのか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 選挙の関係でありますけれども、投票所というのは、もともと近隣センターだとか、ふだんから靴を脱いで利用するというような施設を使って選挙を行っているものですから、やはりそこに土足で入っていくという、非常に日本人としては抵抗感があるのだろうというふうに思います。

それで、私どものほうとしては、もともと施設そのものの本来の役割というのがありまして、ふだんからそういう土足というのは、なかなかそういう利用はしていないということがあるのだろうと思います。ただ、段差、バリアフリーということであれば、確かに玄関の段差については、その選挙される事務職員が皆さんで、足の悪い方については介護するとか、車椅子で来られた方については、それぞれ皆さんが、職員が玄関まで出向いて行って、選挙しやすい環境をつくるということは、それは私ども選挙事務やらせている者としては、そういうふうに皆さんに、選挙をやっている方に、そういうふうに丁寧な選挙事務というものをやっているところであります。

あと、中に段差があるのですけれども、部屋と部屋の段差については、これお年寄りがつまづかないようにその段差を埋めたり、そういう少しでもバリアフリーに近づけるような仕組みというのはやらせていただいております。

今の選挙を、幕別町で行っているそういう近隣センターで行っているものですから、全てを土足にしていくというのは、非常に難しいのだろうというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 売れた値段ということなのですが、それぞれ個別では上がっているのですけれども、上からいきますと反物等の10点で6万2,061円と、そのような形になっておりますし、下では、下の値段、最初は100円という形になっております。その中で、いろいろ3万9,000円ですとか、3万7,000円ですとか、そのような形で落札されているものでございます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 近隣センターで、なかなかそういう形にするのは難しいという話ですけれども、現に靴のまま入る形で、なかなか足腰の悪い人が行きにくいのだとか、それから、やっぱり投票の仕方でも、なかなか字が見にくいのだとか、そういうことが一つの障がいになって、行きたくないのだという人も現にいるわけですね。だから、やっぱりそういうことを考えると、このバリアフリーに玄関のところ手伝ってあげるよと言っても、そういうことを頼みにくい人もたくさんいることを考えると、入っていきやすいように、土足でも投票できるようにということを、やはり一つの会場でも多くそういう形になるように努力すべきだというふうに思うのです。

だから、これからますます高齢化が進んで、本当はごく身近なところに投票所があれば、もっともっと投票率も上がることも考えられるわけですので、できることからしっかりと努力することを要請したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、インターネット公売も、例えば100円だとか、そういうことの値段しかつかないようなものまでも出していくのが、果たして正しい徴収の仕方なのかどうかということを、もう一度考え直してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 投票所の関係でありますけれども、確かにビニールを張って、そこに土足という考え方、これは何年か前に、先ほど総務課長言われましたように、やった経緯は確かにあるのですね。ただそこで、本当に滑りやすくやめて、そこで転んだ方もいらっしゃると思いますので、今の畳をそのまま土足で上がっていくなんてこと、これは多分不可能だろうと思いますので、やはりビニールを敷くか、何かを敷かなければならないだろうと。

そこで、前回やった実績として、そこで転倒されたお年寄りだとかがいらっしゃったので、それでそれをやめたという経緯があるわけでありまして、その次としては、できるだけ本当に皆さんが介助しながら、あるいは選挙しやすいことは、それはそれぞれの近隣センターの中で、あるいは投票所の中でやっている。それで、私どもは選挙管理委員会としては、まずは投票所まで来ていただくことがまず一つの目標でありまして、そこで投票率を上げていただくということが、選挙管理委員会でももちろんそれを目標としてやっているわけでもありまして、その辺は今のそういう日本式の建物ということでは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、インターネットオークションの関係でありますけれども、確かに一番下では100円程度、平均すると4,000円を超えるわけでありまして、これ前にもお話ししましたように、私ども100円でも私どもにしては貴重な財源であろうと。そして、これは滞納者といえますか、税を納めていただけ

ない人については、納税意識を高めていただくということが私どもの一つの大きな目標、仕事でもあります。

まずは、納税相談をして税金を納めていただくという中に、まずは、現金はないけれども、今、押し入れ等に入って使っていないものもあるので、それを少しでもお金にしたい、これ納税意識を高めていただくためのまずは第一歩であろうというふうに考えておりますので、それが値段によって100円はやめるとかやめないとかというよりは、100円でも私どもには必要な財源でありますので、これは、そして全国的にそういうふうな傾向でありますので、これはこの金額によって云々ということについては私を考えておりません。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 投票所の関係ですけれども、雨が降ったら滑るからと言うけれども、それは材質を考えればいいだけのことであって、それが理由にはならないと思うのです。だから、やはり先ほども言ったように、気軽に選挙に行つて投票率が少しでも上がるような工夫をすべきだと思いますし、その字を大きくするだとかそういうようなことは、やってできないことではないと思うのですけれども、そういう努力もしないで投票率を上げようと思つても、なかなかそれはできないことだというふうに思うので、やはり少しでも、そういう声があるわけですよね。そういうことを考えると、改善していく余地があるということで、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 答弁は必要ですか。

○17番（増田武夫） 必要。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 選挙しやすい環境ということでいきますと、確かに私どもは言われるとおりでろうと思っております。ただ、それが土足だけによってその投票率が下がるというものではなく、やはりその選挙事務を携わる人たちが、そういう選挙に來られた方に本当に選挙しやすい環境をつくるということも大事だろうというふうに思っております。

土足については今の日本式家屋においては、非常に難しいのだろうというのは、これ認識は私どもも持っております。

ただ、選挙しやすい環境づくり、それから字が小さいということもありましたけれども、比例区については、横に大きく張り出しをしたり、あるいは虫眼鏡を用意したり、少しでも見やすいような環境は整えておりますけれども、これは選管で決められたそういうサイズなものですから、これ我が町だけ勝手に拡大して、でかくして張るということも、これは難しいという状況もありますので、少しでも選挙しやすい環境をつくるというのは私どもも同じ思いではありますけれども、ぜひそのように進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 有権者のそういう意見があるということなので、それはきちっと検討するという言葉になってもいいのではないかと、研究してやっていくという言葉になってもいいと思うのですけれども、それは否定的な答弁でしかないのではないですか、どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） どういうふうにしたらいいのかという検討はもちろんさせていただいておりますけれども、これは選挙管理委員会の選挙管理委員さんもいらっしゃいますので、そこで十分また協議をさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

そのほか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 2款務費につきましては、質疑がないようですので、以上を持って終了させていただきます。

この際、13時まで休憩といたします。

12:03 休憩

13:00 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 3款民生費についてご説明申し上げます。

122 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額 21 億 8,255 万円に対して、支出済額 21 億 4,815 万 7,559 円であります。

1 目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

11 節需用費、細節 5 福祉避難所用消耗品は毛布 80 枚、防寒シート 80 枚などの購入であります。

18 節備品購入費、細節 1 福祉避難所用備品は、ポータブル石油ストーブ 15 台、ポータブルトイレ 15 台などの購入であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 社会福祉協議会補助金は、同協議会の運営費及び福祉団体の支援に係るものであります。

20 節扶助費、細節 3 福祉灯油扶助は 1 世帯当たり 5,000 円分で、灯油引きかえ券の利用は 1,248 件であります。

2 目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した費用であります。

嘱託職員 1 名分の賃金などであります。

124 ページをお開きください。

3 目障害者福祉費、本目は障害者の支援に要した経費であります。

8 節報償費、細節 4 障害者職場体験事業謝礼は 19 人分であります。

13 節委託料の主なものとして、細節 6 地域活動支援センター事業委託料は、社会福祉法人ひまわりに委託したものであり、細節 8 訪問入浴サービス事業委託料は、ケアハウスグランドペアレントなどに委託したものであります。

細節 9 移動支援事業委託料及び細節 10 日中一時支援事業委託料は、十勝管内の各事業所に委託したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域活動支援センター広域医療負担金は、帯広市、音更町、池田町に所在する地域活動支援センターを町民が利用したことに対する町の負担金であります。

126 ページをお開きください。

20 節扶助費の主なものとして、細節 1 障害支援費は、障がい福祉サービスに係る支援費であり、細節 3 障害者等日常生活用具扶助は、生活用具の購入等に係る扶助であります。

細節 6 腎臓機能障害者通院交通費扶助は、人工透析患者の通院に係る扶助であります。

細節 9 自立支援医療費扶助は、更生医療の扶助であります。

4 目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部 4 町で共同設置しております障害程度区分認定審査会の運営に要した経費であります。

平成 24 年度は、12 回の開催であります。

5 目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

24 年度末の対象者は、重度心身障害が 394 人、ひとり親家庭等が 949 人であります。

128 ページをお開きください。

20 節扶助費、細節 1 重度心身障害者医療費扶助は 9,772 件分であり、前年度と比較しますと扶助額が約 205 万 4,000 円の増、伸び率はプラス 4.7%となっております。

細節 2 ひとり親家庭等医療費扶助は 5,978 件分であり、前年度と比較しますと扶助額は約 420 万円の増、伸び率はプラス 33.1%となっております。

6 目老人福祉費、本目は高齢者の方々の福祉全般に要した経費であります。

本目における平成 25 年 3 月末の高齢者数は 7,350 人、高齢化率は 26.59%となっており、前年度と比較しますと 228 人の増、高齢化率はプラス 0.75 ポイントとなっております。

8 節報償費、細節 4 敬老祝金の対象者は 393 人、11 節需用費は、健康増進センターの管理経費等であります。

12 節役務費、細節 15 緊急通報用電話機仮設等手数料は設置に係る手数料であり、平成 24 年度末現在の設置台数は 350 台であります。

13 節委託料は、細節 6 高齢者食の自立支援サービス委託料から、次のページになりますけれども、細

節 11 高齢者在宅介護支援等事業委託料までが介護保険を補完する事業であり、社会福祉協議会に委託しているものであります。

14 節使用料及び賃借料、細節 20 アルコ 236 老人入浴使用料は平成 24 年度実績として、延べ 4,115 人の利用となっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 老人クラブ連合会補助金は、連合会の活動に対する助成であり、65 歳以上の会員 1 人当たり 1,500 円を基準として補助しております。

細節 5 地域敬老行事奨励金は、地域内の 77 歳以上の高齢者を対象として敬老行事を行った公区等に対して、対象者 1 人当たり 1,000 円の補助をしたものであります。

平成 24 年度では、114 公区中 75 公区にて地域敬老行事に取り組んでいただいたところであり、対象者に対する奨励金の交付率は 70.57%となっております。

細節 6 介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金は、小規模特養とコムの里の建設に対する国からの建設費交付金及び 9 カ所のグループホーム等の防災改修に対する国からの整備交付金であり、間接補助であります。

細節 7 地域介護福祉空間整備等交付金は、小規模特養とコムの里の建設に当たり、施設内に地域交流スペースを設けたことに対する国からの建設費交付金であり、間接補助であります。

20 節扶助費は、細節 2 の老人ホーム入所者に係る老人保護措置費、細節 3 の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、その軽減に対する扶助、細節 4 の低所得者等が訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助であります。

7 目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目介護支援費、132 ページをお開きください。

本目は要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費であります。

9 目介護サービス事業費、本目は介護サービス事業に要した経費であります。

13 節委託料、細節 5 デイサービス事業委託料は、忠類地区のデイサービス事業を幕別町社会福祉協議会に委託した経費であります。

10 目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

管理人賃金や光熱費などの経費が主なものであります。

134 ページをお開きください。

11 目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

光熱水費や清掃委託などの経費が主なものであります。

12 目老人福祉センター管理費、136 ページをお開きください。

本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

当センターの平成 24 年度利用者数は延べ 4 万 4,974 人で、前年度と比べますと 523 人の減、伸び率はマイナス 1.1%となります。

なお、当センターには町内 4 路線で月 2 回ずつ福祉バスを運行して、利便性の向上を図っているところであります。

13 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

138 ページをお開きください。

13 節委託料、細節 1 管理委託料及び細節 9 生活支援ハウス運営委託料は、いずれも幕別町社会福祉協議会に委託した経費であります。

次に、2 項児童福祉費、予算現額 9 億 5,301 万 2,000 円に対して、支出済額 9 億 2,099 万 1,048 円であります。

1 目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費であります。

13 節委託料は、子ども手当から児童手当に制度改正されたことに伴うシステム改修に要した経費であります。

20 節扶助費、細節 2 子ども手当は、制度改正に伴い平成 24 年 2 月分と 3 月分の 2 カ月分を 6 月に支給したものであり、細節 4 児童手当は 4 月分から 1 月分までの 10 カ月分を年度内に支給したものであります。

2 目児童医療費、140 ページをお開きください。

本目は小学校卒業前までの児童の医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成 24 年度末の対象者数は 3,007 人、1 人当たりの子供医療費扶助は 3 万 750 円となっております。20 節扶助費は、前年度と比較して約 2,465 万 5,000 円の増、伸び率はプラス 36.4%となっております。

これは平成 23 年 10 月から医療費扶助の対象者拡大を図ったことに対する扶助費分が、平成 23 年度では 5 カ月分であるのに対して、平成 24 年度では 1 年分となりますことが支出増の大きな要因であります。

3 日常設保育所費、本目は幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 24 年度当初の入所児童数は 436 人となっております。

1 節報酬は、札内南保育所民営化に伴う移管先法人の選定委員会の開催に当たり、民間委員 5 名分の報酬であります。

なお、会議は 5 回開催しております。

4 節共済費、7 節賃金は、給食調理員 9 人、臨時保育士 32 人、代替保育士 42 人に係る経費であります。

11 節需用費は、各保育所の管理運営に係る消耗品費、光熱水費、給食の賄い材料などの経費であります。

142 ページをお開きください。

13 節委託料、細節 7 広域保育委託料は、宮崎県宮崎市の保育所に入所した児童 1 名に係る委託料であります。

細節 9 は、青葉保育所指定管理者業務指定管理料は、社会福祉法人温真会に対する委託料であります。

4 目へき地保育所費、本目は幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所の保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 24 年度当初の入所児童数は、幕別地域 5 カ所で 62 人、忠類地域 1 カ所で 51 人となっております。

4 節共済費、7 節賃金は、幕別地域の保育所に勤務する臨時保育士 11 人、代替保育士 7 人に係る経費であります。

11 節需用費は、幕別地域の各保育所の管理運営に係る消耗品費、光熱水費などの経費であります。

144 ページをお開きください。

13 節委託料、細節 5 忠類へき地保育所運営委託料は、忠類保育所管理委員会に委託した経費であります。

5 目発達支援センター費、本目は幕別地域 1 カ所及び南十勝こども発達支援センターの運営に要した経費あります。

平成 24 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 54 人で、年間延べ人数は 1,739 人となっており、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 6 人で、年間延べ人数は 192 人となっております。

13 節委託料は、開西病院から理学療法士を派遣してもらい、運動発達の向上を目指した指導を行っているものであります。

146 ページをお開きください。

6 目児童館費、本目は児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要した経費であります。

平成 24 年度当初における学童保育所の入所児童数は、6 カ所で 261 人となっております。

4 節共済費、7 節賃金は、学童保育所の指導員 15 人、代替指導員 6 人に係る経費であります。

11 節需用費は、消耗品費、光熱水費、児童のおやつとしての賄い材料費などあります。

7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

支援センター事業の平成 24 年度の利用状況については、幕別が年間で延べ 7,893 人、1 日平均にすると 26.4 人、忠類が年間で延べ 195 人、1 日平均にすると 0.7 人となっております。

また、一時保育の平成 24 年度の利用状況については、幕別が年間で延べ 1,066 人、1 日平均にすると 3.6 人、忠類が年間で延べ 48 人、1 日平均にすると 0.2 人となっております。

4 節共済費、7 節賃金は、幕別子育て支援センターの臨時保育士 2 人、代替保育士 7 人に係る経費であります。

148 ページをお開きください。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターの運営に係るもので、忠類保育所運営委員会に委託した経費であります。

次に、3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 20 万円であります。

平成 24 年度は、全焼 2 件の火災に対して被災者の関係者に扶助したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 122 ページから 123 ページ、1 目社会福祉費の 20 節扶助費について、細節 3 の福祉灯油扶助について質問させていただきます。資料のほうは 53 ページであります。

平成 24 年度は補正予算で実施された、そのことが資料に書かれているところであります。1,650 世帯を町で抽出して通知した、その結果 1,248 件ということの記載になっています。この 1,650 世帯という言い方で実際に使用されたのは 1,248 件、ちょっとちゃんとどれだけの方がこの制度を利用したということ把握する上で、この表現が、ただ単純に 402 世帯が利用しなかったというふうにとっていいのかどうなのか、その辺を確認してから次の質問をさせていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） はい、そのとおりでございます。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） そうであれば、わかりやすく表現を、次の決算にかかわる支援についてはさせていただきたいと思います。要するに 1,248 世帯が利用したということですね。

402 世帯が利用していないわけでありまして、その理由についてどのように把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、灯油を利用されていない世帯があるということでありまして。それから、灯油を利用されておりますけれども、共同購入等により、帯広の業者から購入している例もあるという、そのもろもろの世帯が 402 ということでありまして。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 対象になる世帯に全員が、中には、うちはもらえるけれども使わないという世帯もあったのかもしれませんが、そういう条件であるならば、それですとか、まだほかにもきつと帯広の業者をふだん使っていてなんていうのもあったのではないかと思います。もっとも理由はいろいろあるのだと思います。言いましたか、それは失礼しました。そういった人たちにも利用できる、そういう仕組みにすべきだったのではないかと思いますので、その点ではどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 帯広の業者も利用ということにつきましては、帯広の業者、多数ございますので、なかなか難しいことかとは思いますが。ただ、今回実施しました内容等いろいろ検証いたしまして、今後におきましては、改善できるものにつきましては改善をしてきたいというふう考えております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） そのことはぜひ実施していただいて、一人でも多くの方がこの制度を利用できるように工夫していただきたいと思うのです。

この福祉灯油を利用するに当たっての手続のことで、やはり町民の方々からいろんな声が聞こえています。一度手続に、郵送されてきた書類を持って役場の窓口に行かねばならない、そしてしかるべき券を受け取るのだという、こういうやり方でありまして、これも役場で抽出しているということの中では、対象者が確定しているわけで、そういう手続を踏まなくても、要するに役場に一度踏まなくても、あとは直接業者とやれるような、そんな仕組みにもすべきというふうに思ったのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 今回の手続に関しましては、検討の結果、これが今できる範囲の手続かなということ検討して、実施してまいったところであります。

先ほども言いましたけれども、今後におきまして改善できるものがあれば、手続にも改善をしてまいりたいというふうには考えております。

- 委員長（牧野茂敏） 谷口委員。
- 10番（谷口和弥） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。そして、平成25年度の予算、こういう決算を通して次の予算にどう生かすかということでもありますから、この冬のことについてもお尋ねをしたいというふうに思うのですけれども、情勢は、大変油の関係、高い状況にあると。25年度の予算にはないのだけれども、補正をするというような、そういう考えが、今この9月の中旬を迎えた時点であるのかどうなのか、今の到達点をお尋ねしたいと思います。
- 委員長（牧野茂敏） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 今の段階では、まだ灯油がどのような値動きをするのかまだつかめませんので、今の段階ではやるやらないについては、ちょっとお答えはできないと思っております。
- 委員長（牧野茂敏） 谷口委員。
- 10番（谷口和弥） その判断をするのが、大体どれぐらいの時期になるのかということをお尋ねしたいと思います。まずは、そこで切ります。
- 委員長（牧野茂敏） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 先ほどの繰り返しになりますけれども、灯油の値動きがどのようになるのか全く将来に向かっては予想がちょっと難しい面がありますので、今の段階では、いつの時期にめどを立てるとするのはちょっと申し上げにくいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 委員長（牧野茂敏） 谷口委員。
- 10番（谷口和弥） これで最後にしたいと思いますのですけれども、予算のときにお話ししましたけれども、管内19市町村の福祉灯油の24年度の実施状況についてお話をさせていただきました。
- 帯広や幕別、助成の対象となる世帯に対して、5,000円という助成金でありましたけれども、いろんなやり方があって、金額もまちまちでありました。今の5,000円という金額は、一番低いランクだったのであります。灯油何リットルという、そういう自治体もありましたし、まきや電気も支給するというやり方もありました。一番多い自治体は、2万3,000円というのもありました。
- そういう中で、私はもっと幕別町に頑張っていただきたい。どれだけ助成をするかということについても、これから実施するしないについては検討するということでもありましたけれども、そのことについても検討いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 民生部長答えましたように、まだやるかやらないかも決めておりませんし、ただ、管内状況としては私どもも把握はさせてもらっております。灯油の価格状況、それから管内状況いろいろなもの、もし実施するとすれば勘案しながらやっていかなければならないというふうには思っております。ただ、今現在、幾らにするですとか、何リットルにするということは申し上げられませんので、それ今後の推移を見ながら検討していく事項になるのだろうなというふうに思っております。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。
- 増田委員。
- 17番（増田武夫） ちょっと2点、お伺いしたいと思います。
- 1点は、131ページであります。131ページの19節の地域敬老行事奨励金でありますけれども、町が各行政区に任せて敬老会をやるようになって、ことしで2年目になるわけですけれども、平成24年度は資料によりますと、75公区65.79%で取り組んだということでもあります。
- こうして高齢者がふえてくる中で、高齢者にお祝いして感謝するということは、町内に住んでいる全ての高齢者が対象になるような努力をしていくべきだなというふうに思います。そうした点では、これが全ての公区でくまなく実施されて、やはりどこに住んでいても同じようなお祝いをしてもらうことができる状況をつくるのが本当に必要ではないかというふうに思いますので、今後どのような平成24年度の状況を踏まえて、どう考えておられるか、お聞きしておきたいと思っております。
- それからもう一点は、124ページ、障がい者に対する施策の問題でありますけれども、資料の59ページにありますけれども、ここでは障がい児の訪問入浴サービス事業が実施されているということで、平成24年度は5人に対して309日行ったと、こういう状況であります。
- 非常に大事なことだと思いますが、一つ盲点になっているのは、こういう障がい児のサービス、それから介護保険によるサービスから漏れてしまいます障がい者の入浴サービスも、ひとつ光を当てるべきではないかというふうに思うわけです。特に成人になる障がい者を家族が見ている場合に、やはり体も大きくなって体重もふえるということで、なかなか家庭で入れることが困難であるし、また訪問の入浴のサービスを受けようとしても、なかなかそれでは対応できないというような状況も生まれるようであ

りまして、住民の方から機械入浴ができるような施設をぜひつくってほしいというか、そういうところで入浴できるような処置をできないものかという相談があるわけですが、現状の中で、そうして機械で入浴するような措置が受けられないのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、地域敬老行事奨励金でございますが、まだ取り組んでいない公区についてということでもありますけれども、まずは平成 25 年度、現在まで 14 公区から申請がございまして、そのうち 4 公区が新たにに取り組んでいただいているところであります。今後におきましても全公区で取り組んでいただけるよう、公区長会議、老人クラブ等の会議等の中で、またお願いをしてみたいというふうに思っております。

次に、障がい者の訪問入浴サービスの関係でございますが、障がい児ということでのお話がありましたけれども、これは障がい者と、それから障がい児、両方対象にしているものでありまして、平成 24 年度の実績 5 人につきましては、全員障がい者ということでもあります。

○委員長（牧野茂敏） 休憩をいたします。

13 : 28 休憩

13 : 29 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 機械浴の関係につきましては、ただいま札内寮とか社協のデイサービスで基準介護をやっておりますので、そちらのほうを利用させていただきたいということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 敬老会、どこに住んでいても同じような、やっぱりことで祝ってもらえる、感謝してもらえる、そういう機会をぜひつくっていただきたいということで、各公区と協力してぜひできるようにしていただきたい、努力していただきたいと思います。

2 番目の機械浴は、そうしたら、そういう社協でありますとか札内寮などで、そういう対象にならない、今、障がい者の訪問入浴が 5 人やられているということでしたけれども、これでは対応できない人たちが、そういうところに行ったらちゃんと対応してくれる体制ができていると解釈してよろしいのか。そうであるとすれば、そういうような人たちにきちっと知らせる、周知する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） そういう体制ができるかということですが、その札内寮、それからデイサービスセンターに移動する部分につきましては、移動支援という事業の方法がありますので、そういう方法でご利用いただきたいと思います。

周知につきましては、相談を受けたときにそういう方法があるということをお話をしているところであります。そういう意味では、周知については不足しているかなということで、今後検討してみたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） そういうことで、受け入れる体制があるのであれば、知らない人がいるのです、そこに行ったら機械浴してもらえるのだということを知らない人もおられるので、やはり相談に来たらということではなくて、周知していただかないとなかなか広まっていけないので、せっかくそうやってできるのであれば、周知をしていただきたいと思います、もう一度お願いします。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 今後、周知に努めてまいります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 2 点お伺いいたします。

127 ページですが、3 目障害者福祉費の 20 節扶助費、障がい児の在宅支援外扶助の、ここにかかわるのではないかと思います。重度の心身障がい児でたんの吸引ですとか、医療行為を有する障がい児なのですけれども、その子たちが学校に行っている間は、看護師さんがきちっと対応していただけたらと思うのですけれども、長期休暇のときですとか、それから家族の入院ですとか、緊急の用事のと

きには、そういう障がい児が過ごせる場がないということで、例えば家族とか兄弟が病院に通院するとか入院するとか、そういうときには、その障がいのある子供を連れていかなければならないという、そういう状況にあるということで、そういうときに子供たちを受け入れていただけるような、そういう場所、施設、そういう対処が必要ではないかということで、その点はいかがでしょうか。

それから、もう一点なのですが、128 ページの老人福祉費の 13 節委託料なのですが、資料の 63 ページです。

ここには外出支援サービス、平成 22 年度から 24 年度の資料が示されております。この外出支援サービスは、本当に高齢者が喜んで本当に通院や何か大切なサービスだということで、声も寄せられております。そして、それを運行する運転する方も本当に親切にさせていただいてという声も寄せられております。

こういう中で、前から質問しているのですが、家族が働いている場合に、その高齢者が通院できない、そういう人たちにも枠を広げてほしい、それが 1 点と、ここでは延べサービスの回数、それから実質利用者が年々ふえてきているのですけれども、平成 24 年度ですが、委託料が減っております。これは、理由はどのようなことでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 2 点目のご質問のほうからお答えさせていただきます。

まず、外出支援サービスの対象者の拡大の関係だったかと思うのですが、現在、高齢者の単身世帯という考え方 65 歳以上で約 1,600 件あります。住基上ご一緒にいられる方に関しましては、そこを拡大することによっての事業としての成り立ちができないという試算も立てて、どこまでできるかというところを考えました。

そこで、前にもお話ししましたが、基本的な上限として、同居の方はもちろんお断りするのですが、その方が長期出稼ぎに行っている等々の理由については、一件一件必ず申請があったときに確認させていただきながら、必要なケースには対応していきたいというふうに考えておりますので、一律同居の方たちを日中不在だから対象にするということは、今の現状の人数換算等々を考えると無理だというふうに考えております。

もう一点、移送サービスの委託料の減少については、予算委員会のときにもお話ししましたが、前年度まで委託の運転手を正職員分で見えていたものを、臨時にしたための減額ということで減額しております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 障がい児のたんの吸入でございます。これにつきましては、日中一時支援事業、決算書でいきましたら 125 ページにあるのですが、日中一時支援事業をご利用いただきたいと思います。町内には 8 事業所ございまして、たんの吸引は医療行為に入るとということで、8 事業所のうち 2 事業所が対応できるということになっております。

なお、対象者は 3 人ということでございます。

また、日中一時支援事業以外でいけば、帯広に児童デイサービスという施設もございまして、そちらの利用もできるかと思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16 番（野原恵子） そういう対処できるということなのですが、今、増田委員も質問いたしましたけれども、この相談は障がい者にかかわる事業所ですか、それから保護者からの要望でもあるのです。そこから見ますと、せっかくこういう施設、対応ができるのに周知されていないことだと思うのです。ですから、障がい者、障がい児にかかわる施策は細かくあると思うのですが、そういうものをそういう保護者ですか、そういう対象になる方に、しっかりと周知して利用できるような、そういう周知が必要ではないかと思うのですが、そこが不足しているのではないかと思うのですが、その周知をしっかりと行っていくということが大事だと思うのです。

例えば目がちょっと、何というのですか、小さい字は見えないとか、それから耳がちょっと聞こえないとか、そういう方たちにもしっかりと対応できるような、そういう対策が必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 障がい者のいろんな制度につきましては、それぞれ手帳の交付等におきまし

て、みんなの福祉という冊子をお上げして、その中で見てはいただいております。ただ、非常に障がい福祉制度、多岐にわたっておりまして、障がい福祉サービスも 19 から 20 項目、また地域生活支援事業というのもまた多数ありまして、なかなか全項目の中身まできちっとお伝えできていないということはあろうかと思えますけれども、また、それぞれ相談事業所との相談の中にでも、そういう説明もさせていただいていると思えます。

周知の不足ということにつきましては、今後どういう方法があるのか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） そのほか。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 140 ページ、常設保育所、資料では 72 ページになります。

各保育所の利用人数が示されております。いずれも定員に対してオーバーしている施設はないのですが、住民の方から保育所に入れなかったという声を聞いております。

6 月の定例議会でしたか、一般質問でも取り上げられておりまして、低年齢、未満児のお子さんが定員を超える場合があるという、そのときのお話を聞いておりました。平成 24 年度の状況はどうであったのでしょうか。

それと 144 ページ、発達支援センター。これは、この平成 24 年度に初めて示された項目であります。これまで、ことばの教室というような形で、言葉の言語指導だけに限られていたものが、平成 24 年度になりまして、幕別町の発達支援システムというのが取り入れられて、予算化もされてスタートしたものであります。

資料では 73 ページなのですが、この利用人数が 1,739 人ということでありました。ありましたが、この資料の中では、言語障がい等を有する小学校就学前の児童というような形の利用実績というふうになっております。そうであれば、今までのことばの教室の利用と何ら変わらないのではないかと。改めて嘱託職員 250 万円という予算をとって、事業を開始されたのですけれども、その事業の実績というのは一体どうであったのか、お示しいただきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 初めに、平成 24 年度の待機児童に対するお尋ねかというふうに思います。

平成 24 年度につきましては、最終月 3 月時点において 8 名の待機児童が発生していたといったところでございます。

○15 番（中橋友子） それは低年齢だったのですか。

○こども課長（山岸伸雄） 失礼しました。年齢につきましては、未満児が 6 名、3 歳以上児が 2 名ということです。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 発達支援センターにつきましては、平成 24 年度から開始したところでありまして、23 年度まではことばの教室ということで実施をしております、平成 24 年度から発達支援センターということで、当面は 6 歳未満の就学前の児童を対象に、早期発見、早期支援をしていくということでございます。

それで、賃金の 252 万円、これは発達支援コーディネーターの賃金でございまして、このコーディネーターにつきましては、相談業務、特に学校、保育所等々の連携をとるということで、コーディネーターをやっているところであります。

それから、24 年度の実績 1,736 人ということで、これは平成 23 年から比較いたしますと減っているところではありますけれども、一つは 24 年度におきまして、発達支援センターの職員が保育所、幼稚園等に出向きまして、いろいろ発達支援等の指導等のお話をさせていただいたこともありまして、幼稚園、保育所での対応で済む方もいたというのが一つであります。

それと、平成 24 年から発達支援センターにかわったということで、保護者の方が発達障がいの方が非常にわかりにくいという面から、だんだんよくなるというような思い込みと申しますか、それで通室に結びつかなかった、こういう点もあるのかなと、そういうことでございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 先に、その発達支援のほうから伺いますけれども、事業の内容として、今、出かけられて、結局その発達支援のコーディネーター、その役割を果たされていたということでありますね。最初からそういう事業の形態を事業のスタイルとして始められたものなのですか。

例えば南十勝の発達支援センターは、そういうこともやられていますでしょうけれども、施設自体に、小学校前の子供さんのほかにも学校に行ってられる方、中学生の方も含めて発達の支援を必要とする人を迎えられる必要な指導をやられておりますよね。そういうことに向かっていく事業ではなかったのでしょうか。

平成 24 年度は、当面そういうスタートをしたということなのですが、これからどうなっていくのか、それと、この嘱託の職員の方は、では一体どういう資格を持った方が学校を訪ねられて、あるいは保育所を訪ねられて、どんな指導をされているのか。新しい事業の成果としては、どういうものがあつたのか伺いたいと思います。

それと保育所のほうです。ずっと思っていたことなのですが、この未満児、あるいは3歳児、そういうお子さんが、ずっと定員いっぱいになってきていたという傾向は、平成 24 年以前からもあつたように思うのですが、この低年齢のお子さんがなかなか保育所に入れなくて待機しているという状況は、これどのぐらい続いてきていますか。そして、ことしの状況はどうですか。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 待機児童につきましては、今、委員お話ありましたとおり、過去からも待機児童というのは発生しているというのは事実でございます。しかしながら、待機児童の発生する時期が問題でございまして、過去は、最終その2月3月ごろに待機児童がようやく発生してきたといったところが今までの経過でございます。しかしながら、今年度につきましては、委員お話ありましたように、現在もう9月の段階から待機児童が発生してきているといった点が、過去の発生状況と異なる点かというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、これからの発達支援センターの目標といたしますか、という部分でございますが、最終的には、相談から療育までの一貫した支援体制の整備というのが目標でございますが、現行の職員体制等々から、当面につきましては、先ほども申し上げましたけれども、当面は6歳未満の児童とその保護者を対象に、療育という部分でいけば、対象に実施をしていきたいということでございます。

小学生以上の療育につきましては、相談業務の中で関係療育機関につなぐとか、札内南小にもことばの教室がありますので、そちらを利用していただきたいというふうに考えているところであります。

それからもう一つ、コーディネーター業務の関係でございますが、今、コーディネーターがやっている業務につきましては、ケース検討会議の開催等によりまして、保護者と各所属との調整及び関係会議の開催、それから個別支援会議や年長児のグループ指導にかかわることから小学校へつなぐ役割、それから就学時から18歳までの保護者からの相談や学校からの相談に対する対応、それから、学校、学童施設など訪問し、現状把握、このような業務を行っているところでございます。

資格につきましては、教諭免許を持っております。

それから、最初からの計画だったかということでございますが、発達支援センターにつきましては、幕別町発達支援システムに、これに基づきまして実施をしているところでございまして、その中で当面は6歳未満、就学前の療育を重点的に行うということであります。ただ、目標としては、相談から療育までの一貫体制を目指すということにはなっておりますけれども、先ほども話ししましたとおり、現行の職員体制等々の関係から、当面は6歳未満ということでございます。ご理解願いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） これ、幕別町発達支援システムということで、私どもに説明していただいた資料によりますと、当面、乳幼児からということはおっしゃられましたけれども、乳幼児期、学齢期、成人期というような、総合的に発達の支援を必要とする幕別町の町民の方に対して、必要な相談あるいは療育、関係機関との調整、普及活動、いろんなことをやっていくのだと。

先ほどからいろんな障がい者に対する政策が行き届いていないのではないかとということもございましたけれども、こういった窓口があれば、ここから発達の支援に対する、いろんな相談ありますからね、その個々の相談内容に応じた適切な対応が一番ここでできるのではないかとというふうに認識をしたのです。

でも、実際にやられていることは、ほとんどことばの教室が中心で、今、嘱託の方がそういうことされているということなのですが、実際にその支援センターにどのぐらいの方がことばの教室以外に通ってきていられるのかも伺いたいところですが、本来ですと、教員免許だけではなくて、専門の指導員としての免許が必要とするところではないのでしょうか。

といいますのは、以前、南十勝支援センターにお邪魔したときに、教員免許以外に養護教員ではないのですが、発達支援をやっていくための、ちょっと今、名前出てこないのですけれども、資格を持って当たっていられた先生方が複数いらっしゃいました。そういうのを、将来なっていくのではないかとというふうに描いて期待をしていたのですけれども、現状ではなかなかそうならないのではないかと思うのです。それで、将来どうするのですかということもお聞きしたのですが、将来はそういう姿になっていくのでしょうか。南十勝支援センターのようになっていくのでしょうか、

そしてもう一つ、ことばの教室以外に、このセンターを利用された方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

あと、保育所なのですけれども、ことしの9月時点で何人いらっしゃるのですか。結局、保育所を利用される方、仕事をしているのが条件ですから、出産して育児休暇をとって、その後に預けられると、ですから当然時期はばらばらになってきますよね。1年なのか1年半なのか、個々によって違うのでしょうかけれども。ですから途中でふえていくというのは当然あり得ることなのだと思うのです。仕事に出かけていく初動のときですから、やっぱりきちっと預かっていただくことが前提で、労働関係といえますか、職場復帰するということをお約束をもらって行くと思うのですが、そこで入れないというふうになるとつまづいていく、未満児さんもそうですね。

それで、全体の定員は高いところは99%の入所なのですが、低いところでは80%ぐらいですね。これは簡単にはいかないと思うのですけれども、そういった恒常的に待機者が出るぞというようなところの定員の枠を広げて、全体の枠は超えていませんから、なのですが、当然保母の配置や何かも、それから教室の条件なども伴ってくると思いますけれども、そういった今までの経過を見て、次のステップで改善に向けるというような取り組みはできないものかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 先ほどの答弁で漏れておりました。申しわけありません。

今年度9月現在において、待機児童、特定待機を除きます純粋な待機児童につきましては11名ということになっております。

また、今、委員からご指摘ございました定員枠を広げるなり改善の方策ということでございますけれども、私どもも今年度の状況を大変危惧しておまして、お子様を預けたいという保護者の方については大変申しわけなく思っている次第でございます。しかしながら、認可保育所という形で運営している以上、その預ける部屋の面積の制限、また保育士の数の問題、配置人数等の問題から、なかなかすぐに現状を打破するというようなところまで今年度はまだ行き着いていない状況でございます。

しかしながら、こういう状況が続いていることから、現在、前回のご質問のときもお話しさせていただ来ましたけれども、今、白人小学校の横に青葉こども園というのを建築中でございますが、それらの施設ができた際、現在、子育て支援センターのうち支援事業部分をそちらのほうに持っていかうというふうに考えているものがございます。そうしますと、現在のさかえ保育所に併設しております子育て支援センターのうちの支援事業を行っている部屋については、一時保育の専用ということで、拡大して行おうかなというふうに考えておりましたけれども、それよりはやはり保育全体のほうの枠を何とか確保するほうが先決であろうということで、現在その子育て支援センターの支援事業部分を何とか活用してできないものなのかというふうなことで検討しているところでございます。

これについては、面積面においては今度はこれで何とか確保できるのですけれども、もう一方は保育士の確保というのも、これ一方ではございまして、現在、私どもそのようなことで、将来的な部分を含めて、保育士を募集しているところでございますけれども、なかなか保育士が見つからないという一方のほうの問題もございます。それら両方片づいて、初めて認可保育所としての保育ができるということから、何とか保育士を確保しながら次のステップへ進んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 初めに、この発達支援センターが、ことばのことだけではないということについてまず触れさせていただきたいと思っておりますけれども、最近、自閉症とかまた多動性、また運動機能がちょっと劣られるお子様、そういう方が見えられるということで、そういう方面につきましても相談に乗り、そして早期に発見し、早期に何らかの療育等を行っていくことを目指して取り組んでいるところであります。

先ほど言われていた専門員の配置につきましては、これは教員の資格を持っている方で、そして教員

時代につきましては、特別支援教育のほうも担当されていた方で、教員を退職後には障がい者の施設等でも勤められたことがある、そういう経験をされたこともあるということで、一定程度そういう専門的な知識があるということで、私どもとしては期待をして採用して、そして実際に取り組んでいるということでもあります。

それと、いろいろな相談におきまして、だんだんそういう自閉的なお子さんがふえてきたということで、支援センターのほうの職員は、例えば3歳児健診とかそういうときには出向いて、そしてそういう傾向の見られる子どもさんがいるかどうか、それにつきましては十分調査をしております。それだけでは足りないと思いますので、保育所に出向いたり、また幼稚園に出向いたりして、そして保育所の職員とも連携をとりながら、何かそういうもしそういう兆候があれば、早目に保護者と十分話し合いの場を持ったりして、何らかの形で支援の方法を探るように、そのような努力をしておりますので、今後でもできるだけその職員の資質を高めながら、そういうふうに取り組んでいきたい、そのように思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 将来的には南十勝のような事業を目指されているのかどうかはお答えなかったのですが、後で答えてください。中身はわかりました。

ただ、お答えにもありましたけれども、平成23年度の利用者から比べたら、平成23年2,163人、平成24年度は1,739人、支援を必要とするお子さんはふえていると思うのですが、利用自体は424人も減っているのですよね。これはどういう理由だったのか。

例えば人口は札幌のほうにどんどんふえていっているけれども、ことばの教室は幕別本町にありますから、そういった地理的条件などもあるかどうかなども含めて、なぜこんなふうになったのかなというふうにご資料を見ておりました。ですから、その辺の状況も、もしわかったらお答えいただきたいですし、今、取り組んでいる中身はわかりました。これからどう発展させるかということでは、南十勝のようにいっていかれるのかどうかということも聞いておきたいと思っております。

それから、保育所の方です。わかりました。ぜひスペース確保していただきまして、早い時期に解消に向かっていただきたい。

保育士の採用が困難だということも聞いておりました。多分、正職はそんなに困難ではないのだと思うのですが、途中採用等になると当然臨職などになるので、条件からいって厳しいのだろうというふうにおっしゃるのです。そういう点からも、最初から定員の枠を拡大して、最初から正職の職員の配置などというのをきちっと計画を立てて持っていられれば、両方が解決していくのではないかと思うのですよね。ぜひそういう方向に向けていただきたいと思っております。

何かありましたらご答弁ください。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 発達支援センター23年度と24年度減った理由でございます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、一つは職員が幼稚園、保育所等に出向いて、集団対応できるような体制をとったということで通室につながらなかったというのが1点でございます。

それともう一つは、発達支援センターということで、発達障がいということが保護者の方に理解をされていないという部分から、通室を拒否された例があるということで、そういうことでも減っているのかなと。対象者が変更になったとかそういうことはございません。

それから、そういうことで、平成25年度に向けましては、保護者の理解が得られてきている状況で、若干通室につながっているという状況であります。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 委員のおっしゃっているとおり、できることならば保育士、正職員化できればというのは思いますが、しかしながら、どうしても保育という部分については、子供の数、また保育要望等も流動化するというのが常でございます。なかなか正職員全てで運営するというのは現実問題難しいものというふうにお考えしております。そういうことから、正職員と臨時職員とのバランスを考えて今後とも当たっていきたく思います。

また、次年度以降につきましては、南保育所が民営化になりますことから、そこから正職員が4月1日付で他の保育所に異動になるかというふうにお考えしております。それらの正職員を使いながら、保護者の要望に応えられるような保育体制に持っていきたいというふうにお考えしておりますので、ご理解いただきたいというふうにお考えしております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 3款民生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、14時20分まで休憩をいたします。

14:05 休憩

14:20 再開

○委員長(牧野茂敏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(川瀬俊彦) 4款衛生費についてご説明申し上げます。

150ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億5,325万2,000円に対して、支出済額6億4,007万5,554円であります。

1目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

1節報酬、細節1嘱託医師報酬は、内科医師等が8名で、歯科医師10名にかかわる経費であります。

8節報償費、細節3夜間救急診療謝礼は、夜間等の救急医療の受け入れに対する帯広市医師会への謝礼であります。

9節旅費、細節1費用弁償は、嘱託医師の診療に係る費用弁償であります。

13節委託料は、妊婦の健康診査に係る委託料が主なものでありますが、1人当たり一般健康診査は14回分、超音波検診は1回分となっております、平成24年度の対象者は170名であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6十勝救急医療啓発事業負担金は、十勝医師会に啓発事業を依頼していることに対する負担金であります。

次のページになります。

細節8日曜診療交付金は、町内の医師による日曜日の当番制診療に対する交付金であります。

細節11妊婦健診助成金は、保険診療外の自己負担金の合計のうち2万円を限度に助成しているものであります。

細節12不妊治療費助成金は、北海道の事業と歩調を合わせて行っているものであり、1回7万5,000円の助成で、初年度は3回を上限とし、期間は5年間とするものであります。

なお、平成24年度は延べ9人の方に助成しております。

2目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11節需用費、細節70医薬材料費は、予防接種に係る医薬品等であり、13節委託料、細節13子宮頸がんワクチン接種委託料、細節15ヒブワクチン接種委託料及び細節16小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては、平成22年度からの実施で、国から2分の1の補助を受けているものでありますけれども、平成25年度からは定期接種となっております。

154ページをお開きください。

細節18DTP-IPVワクチン接種委託料と細節19IPVワクチン接種委託料については、平成24年11月から接種方法が変更となり、生ワクチンでの集団接種から、不活化のワクチンでの個人接種になったものであります。

3目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要した経費であります。

13節委託料、細節12後期高齢者健診委託料は、広域連合からの委託を受け、町内の医療機関にて実施しているものであります。

細節14がん検診推進事業委託料は、指定年齢の対象者に無料クーポンを配付し、受診の動機づけをしているところであります、平成24年度からは大腸がん検診も追加したところであります。

156ページをお開きください。

4目診療所費、本目は幕別地区5カ所及び忠類地区2カ所の診療所の管理運営に要した経費であります。

幕別地区の診療所における平成24年度の開設日数は148日、受診者総数は延べ562人となっております。

ます。

同じく忠類診療所における開設日数は265日、受診者総数は延べ9,894人、忠類歯科診療所における開設日数は237日、受診者総数は延べ4,487人となっております。

18節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5目環境衛生費、158ページをお開きください。

本目は、省エネ、新エネ推進に要した経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要した経費であります。

11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営に係る経費が主なものとなっております。

19節負担金補助及び交付金は、太陽光発電システム導入に係る分が71件、ペレットストーブ導入に係る分が4件となっております。

28節繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6目水道費、160ページをお開きください。

本目は十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び出資金、そして水道事業会計への補助金、さらに簡易水道特別会計への繰出金に要した経費であります。

2項清掃費、予算現額3億5,655万6,000円に対して、支出済額3億5,480万4,110円であります。

1目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11節需用費、細節30印刷製本費は、ごみカレンダー1万2,800部、ごみ袋91万1,400枚の製作に係る経費であります。

12節役務費、細節15公共施設等ごみ処理手数料は、町有施設のごみ処理に係る経費であります。

細節16指定ごみ袋取扱手数料は、町内のごみ袋取扱店への手数料であります。

13節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを1市7町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節6南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを3町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 160ページから161ページにかけましての2項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料、細目5のごみ収集委託料について、1点質問させていただきたいと思います。

資料のほうでは79ページになります。

大型ごみにかかわってお尋ねしたいと思います。大型ごみでありますけれども、幕別地域は2カ月に1回、年6回のごみの収集であるということになっていきます。町民の中から、やっぱり大型ごみでかさばるということの中では、これが毎月収集するようなことに、そういう仕組みにならないかと、そういう要望が出されています。そのことについて、それが実施可能かどうかということのお尋ねをさせていただきます。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 大型ごみの収集につきましては、平成24年度までは5年間の長期契約によりまして、事業計画でもってやっておりました。

また、今年度からは新たに7年間の長期契約を結んで、その時点で年度改定、事業計画で契約をいたしておりますので、契約変更等をしなれば、かなり難しい問題だというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 毎月1回ということでは、その契約の中身が問題で、今のご答弁でありますと、契約変更しなければだめなのだと、そういう手間がかかるのだということの答弁だったということですね。

79ページの資料を見ますと、平成22年度から3年間の大型ごみの収集量が出ておりますけれども、トン数で言えば、大体75トンから78トンの間で変わっていないのですね。これは、自分でくりりんセンターに搬入する分を除くということでもありますけれども、大型ごみという性格の上では、くりりんセンターに持っていく量が毎月であろうと2カ月であろうとそう変わらないのではないかな、個人で持っていくのが大変ではないのかなということの中で、そういったことも推察されるわけでもあります。

量がこのように推移がない中では、この契約の中身がということのネックであれば、いずれにしましてもこの2カ月に1回の割合でもって幕別地域を契約業者は回るわけで、ごみの量が云々ということではないわけでありますから、私は、今のご答弁の中では、その契約を変えること、それは大変町民にとって喜ばれる中身を持っているのではないかなと思うのですが、改めて契約を変える、そういったことに至らないのかどうなのか、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 2カ月に1回を1カ月に1回という収集なのですが、直接私どものほうに、毎月大型ごみの収集をしてほしいという声は実際は聞いておりません。ただ、2カ月に1回の収集なので、たまたま申し込みを忘れた方もいらっしゃると思うのです。そういう方については、大型ごみで不要になったものは家の中なり外にあると大変邪魔だというふうには思いますが、大型ごみには各家庭から毎月出るというのもちょっと考えづらいかなというふうには思うのですが、定期的、2カ月に1回収集しているものですから、カレンダーをよく見ていただいて、申し込んでいただきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） カレンダーを申し込んでみたら、ちょっと前にごみ収集日が終わっていたと。そうなるのと、やはり歓迎できないものが、大きなものが家庭の中に残るとのことなのですよ。それを解決する上でということでも、そういったことの意味での質問でありました。

7年間の契約ということでありました。この契約の見直しなどにかかわるということというのは、この7年間行われる見込みというのは全くないわけでありますか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 大型ごみですので、これは町といたしましては、十分町民の皆さんに年6回しかないのだということは、周知はされているものとは思っております。ですから、ほとんどこれで回数が必要ないとかというような声は余り聞かないところであります。

やはり各家庭におきまして、収集日のほうをよく理解していただいて、計画的に申し込みをしていただく、そんなことで自助努力で頑張っていただきたいなというふうには思っております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 結局、町にはないけれども。でも、その一方で、私らの耳には届くわけでありませぬ。周知徹底のところは、これからも十分やっていただきたいというふうに言います。

答弁はよろしかったです。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） ごみの関係なのですが、2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、ごみカレンダーなのですが、改善はされてきております。けれども、まだ表示が小さいという要望がありまして、一つの提案なのですが、幕別地域と札内地域というふうに分けてごみカレンダーをつくることによりまして、より大きく表示することができるのではないかと、このように考えます。これはやっぱり高齢者の方は本当に字が小さいと見づらくて、間違っ出てしてしまう。結果的にはごみ収集所に間違っったものが出されるということにもつながりますので、その改善は一つできないかということなんです。

もう一つは、コンポストの助成がなくなっております。このコンポストの助成をすることによりまして、生ごみの減少と、それから畑にきちっと有機物が活用されるということで、二つの利点があると思うのです。特に札内方面なのですが、新興住宅、住宅が新しく建っております。若い世代も住宅を建てていますので、そういうところにごみの分別の意識をきちり高めていく、そういう点でもコンポストの助成は必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） まず、最初にカレンダーの件なのですが、幕別地区と札内地区を分けただけだということだったのですが、ごらんになっておわかりのとおり、日にちが月ごとに載っておりますので、それが変わることがないので、もし変わるとすれば、地区割りの表示が変わるぐらいだと思います。また、収集日は決められたものをここ十数年、曜日を変えておりませんので、曜日さえ確認していただければ、忘れることはないのではないかなというふうに思っておりますので、その辺もご理解いただけるように広報してまいりたいというふうに思っています。

それと、コンポストの助成につきましては、廃止させていただいたのですが、これは金額的には購入費の2分の1ということで、2,000円の助成になったのですが、そのコンポスト自体も4,000円ぐらい

で買えるものなので、何とかご自分で買っていただいて、ご家庭でご協力いただければなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） ごみカレンダーは、町のつくりといたしまして、高齢化率、これは余り声を大きくして言うていいのか、私の立場としては高齢化率が高くなるということで、やはり字を大きくすることによりまして、単身の高齢者ですとか、それから高齢者のご夫婦ですとか、ふえてくるわけですから、そういう点では字を大きくすることによりまして、分別をしっかりとやり、そして収集日も間違わないで出すことができるのではないかと、それはごみの減量化、それからごみステーションにごみを置いておくことが少なくなるということもありますので、そういう改善ができると思うのです。ですから、そういうことの検討をしていくことが必要ではないかと、そういう意味での質問です。

それと、コンポストですけれども、4,000円ぐらいで買えるのではないかと、そういうことも一理ありますけれども、やはりごみをしっかりと自然に帰していく、そしてごみを生かしていく、そしてごみを減らしていく意識化につながる、そういう意味でも助成していくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 1点目のカレンダーに改善の余地はないかということにつきましては、これは町としても少しずつ見直しはしておりますけれども、もう少し字が大きくなるように、見やすくなるように、さらにこれ改善はもう少し考えて次年度は取り組みたいと思います。

それと、コンポストのほうの件ですけれども、コンポストにつきましては、これは生ごみのやっぱり減量化につながる、そういうことにつきましては、ごみの分別の教育にもなるというようなこと、これはおっしゃるとおりで、それは私も意を同じくするところであります。

それで、補助金をこの打ち切ったことにつきましては、これは苦渋の選択といいましょうか、一定程度、奨励的な意味合いでこれはコンポストを普及させたい、そのようなことから町としては一定の補助をして、そして皆さんが買いやすいように、そういうような形で奨励的な意味合いで補助をしてきました。これは一定程度町内にも行き渡ってきまして、かなりの、いや、全部とは言いませんけれども、かなり皆さんがその辺を理解してコンポストに取り組んでくれたというようなことがありましたので、私としてはそろそろ奨励的な意味合いでの補助は打ち切らせていただくと、そのようなことであります。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） いや、部長おっしゃることは理解できるのですが、今までここに住んでいた方にはそれは通用するかもしれませんが、今、住宅が新しくふえていますよね。そこは若い世代が多いわけですよね。ですから、そういう点では、ごみの分別というのは、本当は小さいとき、小学校とか、そういうところからしっかりと男性も女性も分別をしていくことによって、きちっと減量につながりますし、分別すれば資源化にもつながりますし、その一環としてコンポストの助成をするということによって、その意識化がさらに強まるのではないかと、そういう金額だけの問題ではないのです。そういう意味での助成は必要ではないかということなのです。

それともう一つ、今の問題なのですけれども、今まで効果があったわけですから、コンポストの助成をして、どここの高齢者の方が畑に還元して本当に畑が豊かになったですとか、ごみが減量化になったとかと、お知らせでも載っていました。だから、そういう効果があったわけですから、続けていく制度ではあると思います。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） コンポストなのですけれども、これ大分製品も行き渡ってきた関係もあると思いますけれども、価格もだんだん下がってきたというようなこともあります。購入しやすくなったという面もありますし、町としましても、繰り返しになりますけれども、一定の役割、奨励という意味での役割は果たしたという認識で打ち切らせていただいたという経緯はあります。

それと、かわりになるものとしては、段ボールでも簡易なコンポストをつくることはできます。そういうようなことも町のお知らせ等を通して、広く町民の皆さんにもお知らせしておりますので、今後もそういう別な方法というか、そういうものも紹介しながら、ごみの減量化とか、そういうものには取り組んでいきたいと、そのようには思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありましたら。

ありませんか。

小島委員。

- 5番(小島智恵) 153ページ、2目予防費、13節子宮頸がんワクチン接種委託料ですが、6月に一般質問をさせていただいて、副作用の問題のところさせていただいたのですけれども、あれから3カ月たち、その間報道等によりますと、その一般質問の後ですが、6月14日に厚労省のほうで接種を一時中止するよう全国自治体に勧告したということなのですけれども、結局のところ定期接種のほうは取りやめていないというような状態です、希望者には従来どおり原則無料で接種できる状態が続いております。それで、国のほうとしても何かすごく曖昧で、きちんと調査とか結果も出していない状態で、このように定期接種をこのままという状態で、本町としては、国の言っていることとか方針というのは、それも何か絶対でもないのかなというような捉え方も必要ではないかと思えます。町としては、もっと慎重に行っていたきたいというところでもあります。

新聞記事等では、必ず接種してくださいという案内文に書いてあったから接種してしまって後悔しているなんていうことも書いてありまして、やはり一番つらい思いをされ、後遺症を持たれたり障がいを持たれたりというところでご本人さん、そして保護者の方が一番大変な思いをするところを一番大事に考えていただきたいと思えます。

改めて、そういうリスク、副作用が不安視される中、町の姿勢、対応をお答えいただきたいと思えます。

- 委員長(牧野茂敏) 保健課長。

- 保健課長(境谷美智子) 報道、その他厚労省の通知等々で、委員おっしゃられましたとおり、子宮頸がんワクチンについての研究については、各方面で実際の例をとってやっているという情報を私どももきちんと集めています。

それと、町内の状況におきましては、町の嘱託医師に接種を委託しておりますけれども、嘱託医師の先生との話し合いの中では、お母さんたちに十分そのリスク、それから現在どういう状況であるかということの説明して、積極的には勧めないという方針を出しております。町内においても、ただそうは言いつても定期予防接種として位置づけられておりますので、絶対打ってくれと言われたときには、拒否はできないのですけれども、うちの嘱託医師の先生たちは、個人病院の医師として、ちょっと僕のところでは受けられないというお答えもしている先生もいるというふう聞いておりまして、実際、あの報道がありましてから、今年度、数件の接種がありますけれども、幸いにもう過去2回やったので3回目の接種だったというところで、新規では進んでいないというのが現状です、町としての姿勢としても、はっきりしたことがきちんと出るまで積極的に勧めていくことはやめようと考えています。

以上です。

- 委員長(牧野茂敏) 小島委員。

- 5番(小島智恵) 積極的に勧めないという町の答申をお聞きし、また町としては勝手に国の方針を変えてまで接種を中断させるなんてことはできないということなのでしょうけれども、やはり町としてできることは最善を尽くしていただきたいと思えます。先生との連携だとか、また文書を、そして説明会等々にてきちんとリスク、副作用を明記して、しっかり情報公開、説明責任というのをきちっと今後していただきたいと思えます。

終わります。

- 委員長(牧野茂敏) ほかにありますか。

中橋委員。

- 15番(中橋友子) 予防接種の関連になるのですが、私、子宮頸がんではないのですけれども、風疹のほうなのです。153ページ、風疹のワクチンの接種委託、実績が載っております。あくまでもこれは幼児でありまして、昨今問題になっている成人の人は対象にはなっておりません。この間、他自治体の中でそういう運動が進んできておりまして、平成24年度はそういう方針を持っておりませんし、現時点ではなかったもので、ここでとどまっているというふうには思うのですが、一考の余地があるのではないかとこのように受けとめておりました。その辺の考え方、伺いたいと思えます。

- 委員長(牧野茂敏) 保健課長。

- 保健課長(境谷美智子) 風疹に関しましては、私どももあの後、国全体の状況、北海道の状況、十勝の発生状況等々を見まして、幸いなことに今年度、終息に向かっております。十勝も風疹の感染者が現在のところまでで3名というところにとどまっております。

もう一つの情報として、厚労省が次年度の予算の中に風疹の抗体検査、あるいはそれに伴う予算について計上したということになっておりまして、私どももこの辺の情報をきちんとつかまえた上で、次年

度の取り組み等々に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 5款労働費についてご説明申し上げます。

162ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,779万6,000円に対しまして、支出済額1,146万5,080円です。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金貸付金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであります。24年度の新規貸し付けは1件、100万円、貸付残高は4件で252万6,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7節賃金は、高校、大学の新卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、その間に民間事業所における就労も体験していただくことにより、社会人としての基礎的資質を身につけることを目的として、3名の方を6カ月間雇用したものであります。

13節委託料は、季節労働者対策といたしまして街路清掃や除雪作業などの委託事業を実施したものであります。

なお、前年度まで本目にて予算を計上し、執行しておりました国の緊急雇用創出事業につきましては、平成24年度におきましては、3款民生費、1項社会福祉費の8目介護支援費と7款商工費、1項商工費の3目観光費において、合計1,432万4,000円の事業を実施し、5名の方の雇用を確保したところであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

164ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額19億8,458万9,000円に対しまして、支出済額6億9,438万6,718円です。

なお、繰越明許費といたしまして、12億5,454万4,000万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

166ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節14のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り返し等にかかわる補助金であります。

細節 16 は、忠類地域にかかわる中山間地域等直接支払交付金、細節 17 は町と町内の農協で構成する第三セクターであります幕別町農業振興公社の運営費補助金、細節 25 は農業者戸別所得保証制度の推進事務にかかわる補助金であります。

168 ページになります。

細節 26 環境保全型農業直接支援対策事業補助金は、化学肥料や農薬の低減など環境保全型農業への取り組みに対する補助金であります。

細節 28 新規就農者支援奨励金及び細節 30 青年就農給付金は、いずれも新規就農者を支援するもので、細節 28 は町の単独事業、細節 30 は国の事業であります。

細節 32 は、幕別町農業協同組合が実施いたしました野菜の共同育苗施設、播種プラントの整備に対する間接補助であります。

21 節の農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、農業施設整備、家畜導入など 4 件の貸し付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した経費であります。24 年度におきましては、収量、品質比較試験など 18 課題の試験を実施しております。

170 ページをお開きください。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。臨時職員賃金、施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の平成 24 年度の利用状況は、利用者が 1,061 人、利用率が 83.4%、1 日平均利用者数は 4.9 人でありました。

5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。18 節備品購入費は、北海道農業公社から貸し付けを受けておりました肉用雌牛 1 頭分の購入代金であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 の乳牛検定事業、細節 5 の和牛生産改良組合、172 ページになりますが、細節 6 酪農ヘルパー組合など、畜産関係団体への補助のほか、細節 12 生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節 13 雌雄判別精液購入事業、細節 14 優良和牛繁殖雌牛保留対策事業など町単独の事業補助や、細節 15 及び 16 の道営草地整備事業負担金が主なものであります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 カ所、忠類地域 4 カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。忠類中当第 1 牧場につきましては、預託頭数の減少から、平成 24 年 9 月に廃止したところであります。

24 年度の預託実績は、乳用牛 839 頭、肉用牛 87 頭、馬 16 頭の合わせまして 942 頭で、前年比 202 頭の減となりました。

また、地域別の内訳といたしましては、幕別地域が 302 頭で前年比 163 頭の減、忠類地域が 640 頭で 39 頭の減となっております。

174 ページになります。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営及び国営・公団営事業の償還に要した経費であります。

176 ページになりますが、13 節委託料、細節 7 は幕別ダムの操作点検にかかわる委託料、細節 12 農業体質強化基盤整備調査設計委託料は、幕別中央地区暗渠排水整備にかかわる調査設計委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の床ざらい等のための重機の借上料であります。平成 24 年度におきましては、8 地区 9 カ所 1,624 メートルを実施したところであります。

15 節工事請負費、細節 1 明渠補修工事は、6 地区 7 カ所ののり面等の補修、細節 2 上統内排水機場修繕工事はゲート設備の修繕等、細節 3 駒島地区農道舗装工事は、町道駒島 6 線 483 メートルの舗装工事の実施、細節 4 農業体質強化基盤整備工事は、幕別中央地区の暗渠整備 14 ヘクタールを実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営事業償還金は、幕別地区ほか 1 地区の償還金、細節 4 は公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業の償還金、細節 5 は小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町単独の補助金であります。

178 ページになります。

細節 8 は、町内 14 地区に対する農地・水保全管理対策の町負担分であります。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 5、6 及び 8 は道営畑総事業負担金、細節 7 は町道東宝線にかかわる道

営農道整備事業負担金であります。

2項林業費、予算現額6,984万1,000円に対しまして、支出済額6,737万372円であります。

1目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7節賃金及び8節報償費は、有害鳥獣駆除に要した経費であります。

なお、24年度における有害鳥獣の捕獲数は、町直営分も含めまして鹿が214頭、キツネ146頭、カラス、ハト190羽となっております。

19節負担金補助及び交付金、180ページになります。細節8から10までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であり、細節8は森林組合に対する補助金、細節9は除間伐42.96ヘクタール、細節10は公費造林97.0ヘクタールを補助対象として事業が実施されたものであります。

2目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。アカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務にかかわる幕別町森林組合への委託料が主なものであります。

24年度につきましては、アカエゾマツ9万9,520本、トドマツ19万9,356本の計29万8,876本の苗木を出荷し、4,773万1,000円の売払収入を得ているところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） ページ168ページ、2目農業振興費、21節貸付金、農業ゆとり未来総合資金、決算では4件、決算額2,517万円の使用ということです。これは平成23年度では5,272万円という予算が使われていました。50%の減額ということです。何か大きな理由があったのか、まずお尋ねいたします。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 毎年度、当初予算5,000万円の予算を計上させていただきまして、基本的に農協を通じて資金の申し込みを受けております。前年に対して半分というお話でしたけれども、それは毎年毎年借り入れの件数は増減するものでありまして、24年度につきましては、4件の申し込みがあって活用したという状況であります。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 最近ですけれども、忠類の酪農家が自己資金でTMRセンターですか、それを4億円だけかけてつくったということを知っております。結局あれを公的資金を使うということは、非常に手続が面倒くさいとか、また費用対効果、これも追跡調査を出せとか、そういうことがあるとなかなか公的資金というのは使いづらいのではないかと、私はそういうことをちょっと心配しております。使い勝手のいい、簡素化した手続、また、そういうことでこの費用は使われていくのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 基本的にはいろんな国や道の設備を含めた資金がございますので、まずはそちらを利用していただきたいという町の方針でありまして、国の資金のほうも、お聞きするところによりますと一定の枠があるということで、その枠を超える申し込みがあった場合とか、違う場合もありますけれども、そういう場合にゆとりのほうの資金の申し込みがあるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） この金利は幾らになっておりますか。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 資金の種類として全部で9種類の資金がございますけれども、その中では無利子のものもございまして、基本的に0.9%という利子になってございます。

利子につきましても、見直しを当然しております。基本的に国の制度資金であります。特にスーパーL資金の3月1日現在の利率から、道の保証協会に支払う利率を控除した利率で設定をさせていただいているところでありまして、平成24年度につきましては、利率あるものが0.9だったのですけれども、25年度はL資金の利率が変更になりましたので、0.8で今設定させていただいているところであります。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 名前のおり、この資金は未来に向かって農業者が足腰の強い資金になるのではないかと私は考えております。金利0.9ですから、0.8になる、利子補給をとということも求めようと思いましたが、そんなに市中銀行と比べると低いのではないかなという気はしますが、まず、町として0.9に、半分ぐらいの利子補給という考えを持っているかどうか、もしお答えできるのでしたら教えてください。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 住宅金融公庫の利率はもうちょっと高いかというふうに認識しております。0.9から0.8、現状なっておりますけれども、その利率に対して利子補給ということにつきましては、今の時点でできるとかできないというお返事はまずできないかなというふうに考えておりますし、農業だけでなく、町といたしましては例えば中小企業融資事業とか、いろんな利率設定をさせていただいているところもありますので、それらを含めた中で検討していかなければならないものではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） そのほか。

増田委員。

○17番（増田武夫） 3点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、170ページの畜産業費の中の次の173ページに細節13の雌雄判別精液購入事業補助金、これの関係でありますけれども、年22、23、24と補助金の額はふえて、精液の本数もふえているのですが、戸数は50、45、40と、利用する農家の戸数が減っている状況であるようです。こうした助成を行って、本数がふえてきているということは、農家が評価している面もあるのだというふうに思います。

普通の精液と比べての受胎率の差でどのくらいあるのか、それから出生率、それから雌を生ませるためでありますけれども、必ずしもそういうふうになっているかどうか、雌雄の率はどうなっているかなど、もし調査していたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じ畜産業費の中でありまして、ここには粗飼料生産基盤向上対策などということで、粗飼料にも力を入れておられるわけでありまして、昨年新しい政府が誕生してアベノミクスというようなことで円安に極端に振れたわけでありまして、また、最近の電気料の値上げその他でやっぱり大変な、農業にとってはマイナスの面が出てきているのではないかとというふうに思いますけれども、そうした粗飼料高騰対策などをどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

それから次には、179ページの林業費の中でお聞きいたしますけれども、ご承知のとおり、エネルギーの地産地消ということがこれからの社会の趨勢になっていくのではないかと。化石燃料をなるべく廃して、再生可能エネルギーなどの活用が中心になっていくのではないかと、そういうことも考えて、以前から林地残材のペレット化、燃料化ということをやはり本気になって実施すべきだというお話をしておいたわけでありまして、そうした点での検討が平成24年度なされたのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） まず、雌雄判別のほうでございます。24年度の実績を申し上げますけれども、使用本数としては700本、受胎率は全体で35%、雌の出現率は93.47%という実績でございます。

それから、粗飼料の高騰対策ということでございますけれども、先日の一般質問の中でもご答弁させていただきましたが、それ以外にきのう入った情報なのですけれども、アメリカの穀物が10月以降半減というのでしょうか、下がるという情報も一部入っております。それらの情報なり実際の価格なりを見ながら、また、ゆとりみらいの畜産部会の中で検討をさせていただきたいと思っております。

それから、エネルギーの地産地消、林地残材の関係でございますけれども、以前お答えしたかと思っておりますけれども、仮定で林地残材を引き下げた場合、どれぐらいの経費がかかるかということ森林組合に推計していただきました。その推計の中では、切ってから15キロ以内の範囲に堆積するという推計でしたけれども、間伐の事業でヘクタール当たり大体46万円ほどかかるだろうと。皆伐、全部切ることですけれども、皆伐の場合は、ヘクタール当たり230万円程度かかるだろうという数字が出ておりました。その中で、国が林地残材を有効活用しようという考え方を示してきておまして、国の補助制度というものを考えるという話がありましたけれども、今のところその具体的な内容が明示されていない状況でありますので、24年度において、ペレット等の事業化についての検討は特にしていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 受胎率35%というのは非常に低い数字、一般の精液と比べて。どうしてもいろんな処理をした関係で、受胎率が下がるのは普通だと思うのですが、それにしてもやっぱり受胎率35%というのは低い。そのことが農家の経営に与える影響も少なくないのではないかと、そういうことも考えて、農家の考え方などもよく聴取されて、この事業の検討を深めてほしいなというふうに思います。

飼料の高騰対策、これからアメリカからの安い穀物がというようなお話もありましたけれども、これからの推移を見て、やはりほかの燃料、電気料その他も引き上げられていることも考えて、これから対策をしっかり練ってほしいなというふうに思います。

最後の林地残材の関係です。これも以前からその林地にあるものを持ち出すのに相当の経費がかかってというお話は聞いておりましたし、しかしそれでありまして、そうしたものを利用していくことの重要性はこれからも増していくのだというふうに思います。そういう中で、林地から引き出すことだけを考えると、それは経費はこんなにかかるよということになりますけれども、しかしそれをペレット化して、そしてこの地域の中でストーブなり暖房にしっかり利用して、そういうきちんとしたサイクルを構築する計画を立てて、林地から引き出すことだけを考えると、これはまかたしないということになりますけれども、そうではなくて、それをしっかりと引き出した上にペレット化する、これは一つの産業振興にもなりますし、ペレット化する、それをさらにここの地域で燃やしていくということになれば、重油や石油の燃料代として9割、ほとんどはメーカーですとか輸出している国にいつてしまうという、そういうことを考えますと、それで林地から引き出す経費がかかっても、やはり全体を回していくという、そういうことを念頭に入れてしっかりとしたサイクルを構築していけば、これはそうしたものを有効に活用していく大きな経済的なメリットが出てくるというふうに思いますので、その辺の検討を、その引き出す単独ではなくて、やってほしいと思います。

それと、そういうものは今度新しくつくる新しい庁舎にも、そこではそういうペレット、木材、そういうものを使っていくのだという、そういうことの姿勢に立てば、それがさらに回っていく一つのサイクルの中にそれを位置づけてやっていくことが、これからの町の姿勢も示すことにもなりますし、時代の趨勢に合ったエネルギー政策の一翼を担っていけるのではないかとというふうに思います。

林地残材ばかりでなくて、いろんなところで、例えば豆がらですとか、畑で出たそういうものも燃料にしていくことに一生懸命取り組んでいるところもあります。特に幕別町なんかはそういうものが豊富に出てくるわけですから、そういうものも利用していくと。そういう総合的な姿勢の中でぜひ検討して欲しいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 受胎率が低いというお話でした。私、素人ですので、どこまでいけばいいのかというようなことはちょっと判断できませんけれども、ゆとり未来21推進協議会の中に畜産部会というのを設置しております。その中で、私どもだけではなくて、農協の畜産担当職員、それから普及センター、NOSAIの職員の方と畜産対策について毎年話し合っているところであります。

雌雄判別につきましても、それからその後の飼料高騰対策につきましても、町として飼料高騰対策の一環として草地整備事業を進めているところであります。これら含めて畜産農家への対策というものが今後どうあるべきかというのは、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 林地残材の関係について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

エネルギーの地産地消というようなことで、現在、電力需要が非常に逼迫しているというような状況、さらには環境問題、そういうようなところからこういうものを、活用できるものを活用するということは、私どもも同じような考えでございます。

ただ、以前から議論がありまして、検討してきているところでございます。さらには、町内の林業業者の方ともご相談させていただいているところでございますけれども、なかなかやはり正直申し上げまして、コストの面で非常に難しいというようなことで進まないというのが実態でございます。

委員言われましたように、豆がらを使うだとか、ペレットにするだとか、技術的な問題につきましては、道立の林業試験場ですとか農業試験場、そういうようなところで研究していますし、町としてもそういうところと連携していきたいと。さらには、先ほど課長申し上げましたけれども、国でこういうものに対する支援を考えているところだということでございます。その内容によりましては、町におい

でも取り組んでいきたいと。その国の補助の動向、そういうようなものも見ながら、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） これエネルギーの問題というのは、町がやっぱり先頭に立って、そして積極的に進めるという姿勢がないと、なかなか進んでいかないのだと思うのです。だから、先ほども言ったように、ある部分だけ一生懸命になろうとしても、これはうまく回っていかない、コストがかかり過ぎるというようなことになりますので、ぜひともこれバイオマスの関係だとか新しいエネルギーを、新しい部署でもつくってきちっとやっていくべきだということは、前にも申し上げたのですけれども、これからのエネルギーは、今度の調査建設のところでも検討してほしいと思うのですけれども、石油だとか重油だとか、そういう化石燃料から自然エネルギー、再生可能エネルギーにやっぱり変えていくという、その姿勢を持つことがどうしても必要だというふうに思うのですよね。だから、そういう意味ではやはり国の補助なんかもちろん重要な要素ではありますが、積極的にやるという姿勢をぜひ持って、林地残材ばかりでなくて、ほかの畜産業もあってふん尿なんかも豊富にあるわけですから、そうしたことをきちんと生かしていくという町の姿勢、これが左右していくのだというふうに思うのですよね。たくさんいろんなところでの事例が出てきておまして、そういうものを研究するにはいろんな豊富な材料といますか、事例があるわけですから、ぜひそれはおくれをとらないで進めていただきたいと思います。

先ほど、庁舎にぜひペレットを使うということで進めることによって、そうした林地残材の活用も進んでいくというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 再生可能なエネルギーの利用につきましては、町としてもこれは進めなければならぬ課題だというふうに考えております。

ただ、現状といたしましては、再生可能なエネルギーを利用するのではなくて、いろんな問題、課題等がございますので、それらの課題等を一つ一つ洗い出して検討していかねばならないものだというふうに思っています。その一つには、当然コストのこともありますし、事業者が、事業を行おうとする人の課題もあろうかと思えます。また、町がどの程度まで支援策を打っているのか、あるいは幕別町の中であった再生可能なエネルギーの利用についてはどういった方策があるのか、そういった課題一つ一つを今現状としては検討しながら、課題のクリアを目指して、総合的にコストに合った、コストも一つの重要な課題でありますので、コストに合ったものの中で再生可能エネルギーをどこまで利用できるかということも含めて検討させていただきたいというふうに。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） これ以上はあれなのですが、ぜひこれは町のどこかが音頭をとってやらないと進まない課題であります。ぜひ積極的なもので、庁舎への利用も含めて、頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 6款農林業費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時35分まで休憩をいたします。

15:22 休憩

15:35 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 7款商工費についてご説明申し上げます。

182ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額6億6,671万7,000円に対しまして、支出済額6億5,624万8,347円であります。

1目商工振興費、本目は商工振興、中小企業融資にかかわる経費であります。

8 節報償費、細節 3 住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、町内業者の施工により住宅の新築リフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。24 年度の実績は新築 20 件、リフォーム 40 件の計 60 件で、工事費ベースで申し上げますと、新築 4 億 3,792 万 2,000 円、リフォーム 8,139 万 5,000 円で計 5 億 1,931 万 7,000 円、施工業者数は新築 5 社、リフォーム 15 社でありました。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、商工会への補助金、細節 4、5 につきましては、中小企業融資にかかわる保証料、利子補給の補助金、細節 9 はいわゆる空き店舗対策事業にかかわりません補助金であります。24 年度においては、新たに 1 件の補助を行っております。

細節 10 は、商工会が実施いたしましたプレミアム商品券発行に係る補助金であります。

21 節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の 3 倍を融資枠として貸し付けを行うものであります。

24 年度の新規貸し付けは 74 件、3 億 5,216 万円で、24 年度末の融資残高は 270 件、9 億 5,771 万 3,000 円となっております。

2 目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7 節の消費生活相談員により 24 年度の相談件数は 76 件で、このうち 17 件、金額にして 246 万 3,000 円が相談業務により救済されているところであります。

184 ページになります。

3 目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

13 節委託料、細節 5 及び細節 11 はアルコ 236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費であります。細節 11 のリスク分担精算管理料につきましては、協定書に基づくリスク分担に基づき、燃料、修繕料にかかわる町の分担額を支払ったものであります。

細節 10 魅力発信・観光プロモーション事業委託料は、株式会社 JTB に委託し、観光パンフレット、ポスター作成、道央圏からのモニターツアーの実施、道内各種イベントにおける本町の PR 活動などを実施したところであります。

なお、本事業につきましては、国の緊急雇用創出事業の対象となっており、失業されている方を雇用して実施したところであります。

18 節備品購入費、細節 1 はアルコ 236 の管理備品、細節 2 は道の駅・忠類のパン焼き機を購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は観光物産協会に対する補助、細節 7 は第 30 回を迎えました忠類ナウマン全道そり大会の記念事業やプロモーション活動を行う経費として、実行委員会に対して補助したものであります。

4 目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

186 ページになります。

7 節賃金の細節 4 嘱託職員賃金、11 節需用費の細節 21 電気料、13 節委託料、細節 8 の明野ヶ丘スキー場にかかわるリフト管理委託料が主なものであります。

18 節備品購入費の細節 2 は、白銀第 2 スキー場の圧雪車を更新したものであります。

24 年度の営業状況につきましては、白銀台スキー場が 12 月 24 日、明野ヶ丘スキー場が 12 月 23 日にオープンし、営業日数は白銀台 77 日、明野ヶ丘 76 日、リフト輸送延べ人員は白銀台 13 万 9,325 人、明野ヶ丘 7 万 8,803 人の合計 21 万 8,128 人でありました。

188 ページになります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金は、企業が事業所を新增設した場合において、投資額の一定割合及び固定資産税相当額を補助するものであります。24 年度におきましては、19 年度から 23 年度までに事業所の新增設を行った 5 社に対し、3,141 万 5,000 円余りを補助しております。

また、細節 5 工業用地取得促進補助金につきましては、工業用地を取得した企業に対し、取得額の一定割合を補助するものであります。24 年度は 4 社に対し 699 万 5,000 円を補助しております。

細節 6 土地開発公社運営補助金につきましては、同公社の借入金利息相当額等を補助したものであります。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。24 年度の新規貸し付けは 2 件 800 万円でありました。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） ページ184、3目観光費、13節委託、細目では魅力発信プロモーション、これについて、決定額が1,092万6,307円、今回、高橋知事が国家戦略特区構想として、道の3本柱で「世界に開かれた観光王国・北海道」というのを打ち上げております。このタイミングで、うちの町もこの業務が遂行されました。まず、この業務の内容について少し説明いただければと思いますが。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） この業務の委託内容でございますけれども、この業務自体は、先ほど部長が申しましたとおり、道の緊急雇用創出推進事業の補助を受けてやっております。

この内容でございますけれども、公募型のプロポーザル方式にて、4月23日に5社のプレゼンテーションを受け、その翌日、4月24日に審査結果を公表し、5月1日から契約をし、3月15日までの工期となっております。

まず、委託の業務内容でございますけれども、1点目には、観光パンフレット及びポスターの作成でございます。パンフレットにつきましては、A5版で2万部、ポスターにつきましては、B4版で200部を作成しております。

次に、観光PR用DVDの作成でございます。これは、収録時間が10分間のものを50部、DVDを作成しております。

3点目といたしましては、ゆるキャラ、旧忠類地区でつくりましたパオ君のデザインのリニューアルをしたものでございます。そのリニューアルと申しますのは、旧忠類村のキャラクターのパオ君のデザインを継承しつつ、パークゴルフやクマゲラなどの幕別町の要素を加え、夏祭りや秋の収穫祭、冬のイベントなどのシーズンに合わせたコスチュームやポスターのデザインを作成するものでございます。

続きまして、4番目といたしましては、モニター企画の業務でございます。

5点目といたしましては、スポーツ合宿可能性の調査業務でございます。

最後になりますけれども、6点目といたしまして、各種イベントのプロモーション業務でございます。以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） それでは、3番目のこのゆるキャラ、パオ君のことについてまず伺います。リニューアル業務と申しますか、デザイン化を求めたということですが、これ要するにパオ君自体が古くなったので、新しくするためにデザインをつくったと。計画したということなのだろうと思っておりますけれども、このパオ君、まずそうしたら制作年月日、それと過去、近々でいいですけれども、どのぐらい1年間か2年間で行事に参加しているのか、それからもしこのパオ君を新しくしようとすれば、どの程度と申しますか、概算でよろしいから、費用がわかる範囲でいいですから、お答え願います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） この旧忠類村のパオ君でございますけれども、平成9年度に制作しております。

それと、2点目でございますけれども、パオ君の近年における出場というのですか、いろんなイベントに出た回数でございますけれども、まず、平成24年度で申しますと、主なものといたしましては、6月24日のこどもまつり in 池田を皮切りに、幕別で行いましたイースタン・リーグ幕別の開催での出場、それからSLとかち号は去年まで走っていたのですけれども、その幕別駅でのお出迎えなど、主なものがこれを含めまして11回と、あとその他といたしまして、保育所や農協などへの貸し出しが主なものでございます。近々で申しますと、今年度、平成25年度でございますけれども、今現在のところでは、主なものといたしましては、三井アウトレットパークのイベント、これ5月3日から4日にかけて行われたのですけれども、それでの幕別町の観光PRをしながらパオ君も出場しております。そのほかに、更別村で行われました十勝スピードウェイのイベント、これ7月4日でございますけれども、それにもパオ君並びに観光物産のPR等も含めまして行っております。そのほか保育所、JA、それから藤丸等への貸し出し等を行っているものでございます。

それと、3点目のこれを、先ほど言いましたように、デザインだけをつくったものですから、パオ君自体の制作費はまだ考えておりませんが、もし新たに制作をした場合はどれだけかかるかということでございますけれども、季節に合わせた衣装等も含めまして、ちょっとお聞きしたところによりま

すと、100万円程度というふうを確認しております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 平成9年ですからもう十五、六年たっております。多分、本来、人間がかぶって動くという仕掛けには、子供たちには言っていないでしょうけれども、きつとかぶっている人はもう臭くて大変ではないかなと思います。もし予算が許されるのであれば、これはリニューアルのデザインをせっかくなつくたのですから、ぜひ本物をつくるよう、そういう計画になることを、私、ぜひつくるべきという言い方をしておきたいと思います。

また、結構イベントがいろいろ出ているのだらうと思います。そういう中で、うちの町がこのプロモーションをこれからいかに実行していくかということが大切だと。予算も1,000万円もかけております。当然、前回、一般質問で芳滝議員が再任制ということも言いました。この観光物産協会の事務局を、町は役場の職員が兼務しております。そういうことでは、これから観光を発展させるためには、仕事がかたかた厳しくなるとお思いますので、ぜひ再任制も考えた中で観光を盛り上げていくべきだと思います。そういうことで、私の質問を終わります。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ゆるキャラ、パオ君の関係と今後の観光物産協会を含めた観光振興ということでございますけれども、今後のことなので、現在どうするということは断定的な話はちょっと今はお答えできないのですけれども、ゆるキャラ、パオ君につきましては、さまざまな機会を見つけて、いろんなイベントに参加して、愛されるキャラクター、そういうような形になっていければと思っております。

また、古くなってくれば、先ほど臭いのではないかというお話もありましたように、それはまた時期を見て更新するというようなことも考えていきたいと思っております。

もう一点、観光振興ということでございますけれども、再来年の3月ですか、忠類のインターチェンジが開通するというのもございます。忠類の南側の玄関口として、また道央圏、札幌圏とつながるといふようなこともありまして、それらも含めて今後、町のPRということについては、一生懸命取り組んでまいりたいというふうにお考えしております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。関連ですか。

前川委員。

○13番（前川雅志） 関連してお伺いをしたいと思います。

魅力発信観光プロモーション事業の事業そのものの中身は理解をしたところでありますが、これだけの予算を使いまして単年度で行われたわけですが、これがこの町の将来にとってどのようなつながっていくか、こういったことが一番大切なことかと思っております。先ほどの説明の中で、モニター企画という話もありました。これはどういった参加した人たちが気持ちを持っていただいたか、そしてまた幕別町や忠類にもう一回行きたいと思っていただいたのか、そういったことですか、あとスポーツ合宿の誘致が可能かどうかという調査も行ったようでありますので、そういった調査結果も教えていただきたいと思っておりますし、いろいろ伺いましたが、この事業がことし、来年、再来年とどのようにつながっていくのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） まず、モニターツアーの企画業務でございますけれども、これは道央圏を初めとする都市部の居住者を対象に、幕別町における滞在型の観光モデルとして、昨年度行いました忠類ナウマン全道そり大会の開催に合わせまして、町内での各種体験を盛り込んだモニターツアーを企画して実施したものでございます。

その結果、実施時期は先ほど言いましたとおり、平成25年2月16日から17日、対象者は道央圏の居住者対象の30名に限定しておりますけれども、募集したところ35名の方の申し込みがございまして、そのうち抽選で30名にしたのですけれども、後にキャンセルができましたので、抽選から外れた5名の方につきましても追加で体験していただきまして、大変喜ばれておりましたし、体験型でございますから、町内の味覚工房ですとか、ああいうところに行きまして、幕別の魅力等も一緒にあわせて体験してもらった次第でございます。

次に、スポーツ合宿でございますけれども、これにつきましては、スポーツ合宿を通して幕別町でどんなふうなスポーツ合宿ができるかどうかという形の調査をした結果でございます。

可能性の取りまとめの結果が出ておりますけれども、町のスポーツ合宿の環境アセス、体育施設は、

課題があるものの誘致のため基本的要件は満たされており。総合的に判断すると、芝のグラウンドを使用する種目の合宿の可能性はあるが、弱みに対する施設の工夫や課題を克服し、誘致活動を持続的に進めていく強い意志が必要と考えています。

ということは、一つ目に言いますのは、地域住民の理解と協力が、これは体育施設を含め、合宿が利用できる環境につながらなければならないものですから、その辺の関係もごさいます。

2点目といたしまして、民間活力の活用、これは先ほど言いましたけれども、町内の宿泊施設が十分対応できるかどうかという可能性がごさいます。

3点目といたしましては、合宿誘致の予算、これはほかの町村もそうですけれども、スポーツ合宿を誘致した場合、費用負担が町内のかかりかかっていることをお聞きしております。その辺でどの程度まで町としてバックアップできるかというのが今後の課題となっておりますことから、その辺が克服されるというか、課題が整理されれば施設的には問題ないと思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○13番（前川雅志） スポーツ合宿につきましては、今お答えいただいたとおりかと思ひますし、余り無理して他の町村と競争し合って、うちは幾ら出すから、何をやるから合宿してほしいというような誘致の仕方だけはやめてほしいなというふうに感じます。

それと、モニター企画であります。町内に遊びに来ていただいて、楽しんでいただいて、それはそれで結構なことだと思ひますし、そういった方々が幕別の魅力を道央圏に宣伝してくればりピーターもつながってくるのかと思ひますが、ただ、この30名が単年度の事業の中で行うということがどのぐらいの効果があるのか、1,000万円のうちの幾らかわかりませんが、それだけ効果が上がるものとも思ひませんし、今後の展望というのが今の答弁でも聞こえてきません。

もう一度伺ひますが、こういったことによつて今後の展望というのはどういふふうに見ていったらよろしいのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ただいまの件についてでございます。

初めに、スポーツ合宿の件からお話しさせていただきたいと思ひます。委員言われますとおり、簡単には受けられないというのが実態だと思ひます。ただいま課長申し上げましたとおり、課題が解決すればというような条件がついてはいますけれども、その課題が非常に大きいものだというふうには私どもも認識しております。実際にほかの市町村で受けているところなんかは、かなりの費用を市町村で持ち出す、さらには先ほど言いましたけれども、民活と言っていましたけれども、ホテルですとか商店での負担が大きい、食事の負担ですとか、ホテルから競技場への送迎ですとか、そういうものをほとんど地元が至れり尽くせりで準備してやつて、それからさあ来てくださいということなので、かなり課題は大きいので、重いものがあるというので、実際問題まだまだ検討の余地はあるのかというふうには思ひしております。

もう一点、モニターツアーの結果というようなことでもございますけれども、確かにこれで終わってしまったのは何もないのかというふうには思ひます。30名、35名の方が来た後のアフターフォロー、その後も来ていただいた方に対するいろいろ問ひかけですとか、口コミでここはよかつたよ、あそこはよかつたよというふうに広がることも多いと思ひます。さらには、今回JTBに委託したのですけれども、JTBですとか、そのほかの旅行会社、そういうようなところとも連携して、一層PRに努めていかなければ実にならないのかというふうには考えているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。

関連ですか。

成田委員。

○14番（成田年雄） 今、これ指定管理者を設けていますよね。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員、関連で。今の前川委員の関連で。

○14番（成田年雄） 指定管理者を設けていながら、今の道の駅・忠類の、違ふか。

○委員長（牧野茂敏） 今、プロモーションの話をしているので。関連以外であれば。別に質問してもらえれば。

関連以外で質問ですか。

成田委員。

○14番（成田年雄） アルコ及び道の駅、指定管理者業務を受けてはいますが、委託料です。節は委託料で、観光課、185ページ、備品のことで伺ひたいのですが、管理業務リスク分担精算管理料並びに道の駅・

忠類、アルコ 236 の備品というのは、これ指定管理業務の中に入っていないのですか、ちょっと伺います。

○委員長（牧野茂敏） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） まず1点目のリスク分担についてでございますけれども、これにつきましては、忠類振興公社と協定書を交わしております、その協定書の条文中に明記してございますリスク分担の方式にのっとり町が負担する分について、前年度であります平成 23 年度の精算分について、平成 24 年度で支出してございます。

項目としては二つございまして、まず、重油とそれから修繕料の分について負担するというふうになってございます。重油につきましては、忠類振興公社から提案されております A 重油の計画単価というのがありまして、それが1リッター当たり 70.35 円、それに物価変動率 1.03%を掛けた 72.46 円、これと実際にその1年間の平均の重油単価 85.66 円、この差額が 13.2 円ということでございまして、それにまた公社から提案のあった計画数量 30 万リットルを掛けた分が、町が負担するというふうになってございます。

次に、修繕料でございまして、年間 150 万円までは忠類振興公社で負担するようになってございまして、その超えた分につきましては、町が負担するようになってございます。その超えた分が 171 万 2,953 円で、合わせて 567 万 2,953 円となったところであります。

2点目の道の駅・忠類の備品でございまして、これにつきましては、パン焼き機を増設したわけでありまして、というのは、パン焼き機につきましては、当初入れていたものよりも予想以上にパンがやっぱり売れてきたということもあって、その対応のために増設して、新商品の開発にも向けていろいろ活躍しているところでございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14番（成田年雄） 何かこれ、えらい金がかかり過ぎだな。何かちょっとしたことではないわな。この今の指定管理者自体にいろんな問題があるみたいですが、何年後かにはこれ新しい考えがありますか。このままで続けていくのか、新しくどこか入札を起こすのか。

○委員長（牧野茂敏） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまアルコ 236 と道の駅の指定管理の関係でございまして、平成 24 年度で切れてございまして、平成 25 年度からまた5年間、新しく結んだという内容でございまして、これにつきましては、平成 23 年、24 年と赤字が続いてきているということでございまして、この内容につきましても、私たちのほうで精査している限りでは、内容でいろんな要素が兼ね合っただけでそのような形になってきているのかなというふうな内容で精査してございまして、平成 24 年度の内容を見ましても、そのような内容を私たちのほうでも把握してございまして、これの解消に向けて現在、鋭意努力をさせていただいているということでございまして。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14番（成田年雄） 本当に営業できるのかな、この会社。そういうつもりで内部調査なんてしたのかな。内部的にいろいろ、二、三、四聞こえてくるのですけれども、そういうものも含めて、忠類支所長、調べてみてください。そして、新しいまた営業をできるような業者をこれからは入札してでもいいのかなと思いますけれども。

○委員長（牧野茂敏） 副町長。

○副町長（高橋平明） 現在、指定管理に委託をお願いしている忠類振興公社、これについては、幕別町が出資を半分しております。50%幕別町が出資しております。残りの 50%につきましては、基本的には忠類にお住まいの方々からの出資をいただいて運営をさせていただいているわけです。本来、この忠類振興公社ができた経緯については、もうご存じだと思いますけれども、忠類の中で働く場所の確保ですとか、そういったことの意味を含めて、この忠類振興公社そのものが運営されているという形であります。

今後の運営についてでありますけれども、これからではありますけれども、もちろん町も当然関与をしていかなければなりませんし、振興公社の幹部の方にも、直接的という表現が合っているかわからないのですけれども、いろんな場面で営業にかかわっていただくようお願いをしておりますので、今後とも町としてのかかわりですとか、振興公社の役員の方との懇談あるいはいろんな場面での協議、そういった部分を深めていながら、忠類振興公社の運営に携わっていきたいというふう考えている

ところであります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員、ほかに。

○17番（増田武夫） 1点だけですけれども、183ページの報償費の中の住宅リフォーム、新築リフォーム関係であります。400万円の支出だったわけでありすけれども、説明にもありましたように、新築20件、リフォーム40件で合計5億1,900万円からの工事だったと。やっぱり特にリフォームのほうには関係する業者も相当あって、これは400万円の支出でありましたけれども、経済的には大きな地域に対する寄与があったのではないかというふうに思います。町でも3年間の延長を決めたわけでありすけれども、これだけ直接、地域経済に影響を与える有効な施策はやはりないのではないかということで、残念ながら新しくリフォームの関係では、少ない工事でも助成できるようにしていただいたのですが、何せ5%という補助のこの率でありまして、非常にそうした点では積極的にこれを利用してという機運を、帯広などの助成と比べますと、起きにくい状況でないかというふうに思います。そして、今日の町の経済状況を考えますと、やはりこれをもう少し助成を引き上げて、そして町内のたくさんの業者に工事の波及効果が及ぶようにしていくべきだというふうに考えるわけですけれども、この平成22、23、24のこの事業の効果については大いに評価するところでありすけれども、その経緯からして、3年間は延長されたのですけれども、途中でも思い切って助成の条件を引き上げることによって、今の経済に大きな力になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 平成25年度から中身を一部変えさせていただいて実行しているところでありまして、実行してまだ半年であります。今後の推移を見ながら、検討はこれからも重ねていかなければならないものと思っていますけれども、今現在、これ年度途中で引き上げるとか、計画年をまだ終わっていないのに途中から上げたり下げたりするようなことは、今現状ではちょっと難しいのかなという考えをしておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 年度途中からというのはちょっと難しいと思うのですが、来年度からでもぜひ検討してほしいのと、リフォーム関係で15社が関連していたということでありすけれども、この15社、塗装業者でありますとか、建設業者でありますとか、いろんな職種にまたがっていると思うのですけれども、そうした内訳はどうなっているのか、そのことでやはり広汎な経済効果が出てくるのだと思うのですけれども、15社の内訳はどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 24年度分で申し上げさせてもらいますけれども、15社でございすけれども、その中には要するに一般建築とか、塗装をやったり、中を直したりという形で業者数の件数は若干ふえております。

その内訳を申させてもらいます。まず、一般建築で言いますと29件でございす。工事受注額で言いますと6,476万8,000円です。塗装業者が6件、これは743万8,239円、設備業者が5件、918万8,848円、こういう業種別でいきますと合わせまして全部で40件になりまして、合計で8,139万5,298円となっております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） とにかくいろんな業種に発注されているということで、そうした意味ではやはり補助の金額をもう少し上げることでもっと関心が集まって、帯広なんかではたくさん申し込みがあって四苦八苦しているという状況も生まれているようでありますので、ぜひそうした検討を今後していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 8款土木費につきまして説明をさせていただきます。

190 ページをお開き願います。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 3 億 9,313 万 8,000 円、支出済額 3 億 2,807 万 7,086 円、不用額 3,806 万 914 円の主たるものは、1 月以降に見込みました降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1 目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

13 節委託料のうち細節 1 の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節 2 は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節 6 は、札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料のうち細節 5 は、除排雪機械 43 台のほか関連機械の借上料であります。

次に、2 目地籍調査費、本目は地籍調査用事業に要しました費用でありまして、事務的経費のほか、13 節委託料の細節 6 につきましては、古舞、栄、美川のそれぞれ一部 25.68 平方キロメートルを調査した費用であります。

192 ページに参りまして、18 節備品購入費の細節 1 につきましては、地籍図管理システムの購入に係る費用であり、幕別地区及び忠類地区の地籍図を一元管理するための費用であります。

次に、2 項道路橋梁費、予算現額 4 億 978 万 5,000 円、支出済額 3 億 9,682 万 3,931 円、1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7 節賃金は、107 カ所あります樋門の維持管理に当たる管理人賃金であります。

13 節委託料は、道路台帳及び普通河川台帳の修正に係る業務委託料、14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、センゲン通など 4 路線の用地借り上げに要しました費用であります。

次に、194 ページに参りまして、2 目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費で、事務的経費のほか、13 節委託料は、工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査設計などに要した費用であります。

15 節工事請負費では、23 路線の道路事業を実施しており、国庫補助事業で実施したものが明野 6 線道路整備工事など 4 路線、町単独事業で実施したものが札内北大通道路整備工事など 19 路線のほか、歩道段差解消工事などを実施しております。

196 ページに参りまして、17 節公有財産購入費では、明野 6 線などの町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設及び立木伐採などの補償費であります。

次に、3 目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料は、中稲志別線など 6 路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、主に道路の補修工事、南勢牧場線補修工事など 46 工事、細節 2 は、主に区画線整備工事など 7 工事、細節 3 は緊急対応工事などの 2 工事であります。

次に、4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、13 節委託料は橋長 15 メートル以上の橋梁 83 橋、それから橋長 15 メートル以下の橋梁 86 橋、計 169 橋につきまして、橋梁長寿命化修繕計画を策定したものであります。

198 ページに参りまして、15 節工事請負費は、楠の木橋橋梁段差解消舗装工事など 4 工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が道路橋梁費であります。24 年度の道路事業費の実績は、道路改良が 1,216 メートル、道路補修が同じく 1,216 メートル、歩道整備は再築も含めると 1,728 メートル、車道オーバーレイが 3,027 メートルとなっております。

次に、3 項都市計画費、予算現額 5 億 338 万 7,000 円に対しまして、支出済額 4 億 9,936 万 9,087 円であります。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、都市計画施設に係る調査検討、開発行為に要した経費であります。

13 節委託料は、都市計画図面データの修正、都市計画システムのデータ更新、町内主要交差点の交通量調査の費用。

19 節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金、桂町西

地区及び桂町東地区で行われました開発行為に伴う負担金であります。

28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

200 ページに参りまして、13 節委託料のうち細節 5 の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した費用であります。

細節 6 は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園浄化槽など 8 カ所の管理に要した経費、細節 11 は、公園 95 カ所、パークゴルフ場 10 カ所 12 コースの維持管理に要した経費であります。

15 節工事請負費のうち細節 1 は、滑り台、ブランコなどの補修に要した経費、細節 2 は、浄化槽やパークゴルフ場、公園のトイレ、案内看板などの修繕に要した経費であります。

細節 3 は、札内側河川敷パークゴルフ場に設置してあります循環式トイレの貯水槽の改修を行ったものであります。

16 節原材料費は、パークゴルフ場の肥料や芝の種、公園の花の苗などの購入に要した費用であります。

次に、3 目施設整備費、本目は街路、公園などの都市計画施設の整備に要した経費であります。

202 ページになりますが、13 節委託料、細節 5 は文京公園ほか 12 公園の遊具等の改築、更新に係る実施設計に要した費用、15 節工事請負費は桜町北公園ほか 11 公園の遊具等の改築、更新に係る整備に要した費用であります。

次に、4 目公園整備費、本目は平成 23 年度予算の繰越明許費として 300 万円を平成 24 年度へ繰り越したものであり、15 節工事請負費はなかよし公園の遊具等の改築、更新に要した経費であります。

次に、4 項住宅費、予算現額 3 億 320 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 5,770 万 9,905 円となっており、繰越明許費として 4,463 万 5,000 円を翌年度へ繰り越しております。

1 目住宅総務費、本目は住宅関係に係る事務的経費のほか、7 節賃金は、住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金などが主なものであります。

204 ページに参りまして、2 目住宅管理費、本目は町営住宅 896 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会の 2 回開催に伴う委員報酬、7 節賃金は、町営住宅 21 名分の管理人賃金、11 節需用費、細節 40 は公営住宅の営繕工事に要した費用で、修繕件数は 416 件であります。

15 節工事請負費は、公営住宅の修繕に要した経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は町営桂町東団地、忠類白銀町団地の全面的改善事業に要した費用であります。206 ページに参りまして、13 節委託料は、全面的改善事業の評価に要する費用、15 節工事請負費は、桂町東団地 2 棟 8 戸、忠類白銀町団地 1 棟 4 戸の全面的改善工事、これら通路並びに駐車場整備工事に要した費用であります。

22 節補償補填及び賠償金は、町営住宅の全面的改善事業に伴う入居者の移転に要した費用であります。

4 目道営住宅関連整備事業費、本目は札内青葉町で行われております道営青葉団地に関連する事業に要した費用であります。13 節委託料、細節 5 は道営住宅に係る敷地の用地確定測量、細節 6 は教員住宅の解体に係る調査委託料、細節 7 及び 8 は子育て支援施設に係る建築及び外構の設計委託料、15 節工事請負費の細節 1 は教員住宅に係る解体工事、細節 3 及び 4 は敷地内に布設されていた上下水道管の移設に要した費用であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

前川委員。

○13 番（前川雅志） 土木費全般にわたってというよりも、公共事業全般にわたってお伺いをしたいと思います。

初めにお伺いしたいのは、町における発注の時期についてお伺いをしたいと思います。春、夏、秋、冬とありますが、町内の建設業者にお伺いするところ、夏の工事が非常に多いと。春にはなかなか発注がされていないという現状があるようでありますので、わかる中で教えていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） まずは適切な発注時期ということには心がけて発注をしているつもりであります。賃金ですとかあるいは当該年度の単価なども4月以降になって出てくるものですから、どうしてもそこでタイムラグが、時間差が出てきてしまうということで、工事のほうは若干おくらせて発注されるということがございます。

それから、昨年度で言いますと、会計検査などがございまして、そういったところにやはり職員の作業がとられているというようなこともございまして、昨年は若干、9月の行政報告の中でも工事の発注率が50%台だったというふうに覚えております。今年度につきましては、70%ぐらいまでいっているのですが、適時に発注をするということについては、日々心がけてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○13番（前川雅志） ことしの場合も数本、春に発注がありまして、7、8、9月に発注が集中すると。政権がふらふらするたびに景気浮揚対策などさまざまな予算がついて、国、道の公共工事がふえてきている現状にあります。

そこで、24年度もそうだったかと思うのですが、夏以降の仕事が、北海道や国の公共工事がすごく集中して発注されることになっておりまして、本町においても同じことが起こっていたかと思えます。本町の場合は、不落になったり不調になったりということが今までなかったようではありますが、こういったことが続くと他の市町村同様、そういった公共工事も生まれてくる懸念がありますので、努力をしていただきたいと思えますし、春一番に公共事業の発注をしているところを見れば、単価の時間差というお話も先ほどありましたが、頑張れば何とかクリアできるものだと思いますし、その会計検査も去年あったらしばらくはないのかと思えますので、これから頑張っていけるのかなというふうに思えますので、先ほど部長も努力してまいりたいというお話がありましたが、さらなる努力を期待したいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

野原委員。

○16番（野原恵子） 202ページ、公園整備費なのですが、3番と4番に、都市施設整備費、残りもあるのですけれども、都市公園遊具等改築工事にかかわってなのですけれども、この間、公園の遊具が整備されまして、子供たちにも喜ばれているところであるのですけれども、それでもその中で改善の点も見られるのではないかと思います。子供の遊具のほかに大人の健康増進のための器具も設置されている公園もありまして、これは前から提案しているところでありまして、そういうところもあるのですけれども、中には都市公園は近距離であるのですけれども同じ遊具が設置されている。そういう点では、いろいろな遊具を多種多様に設置するというのも子供の興味を呼びまして、そして遊ぶ範囲も広がる、そういう改善というののも必要ではないかと思います。

それと、安全な遊具ということで、子供の能力、体力に合わせた遊具の改善も必要ではないかというふうに見られます。というのは、滑り台やなんかでも、階段が急なのですよね。大人から見てもちょっと危ないと思われる点もありますので、せっかく新しく遊具をする場合には、そういう点も考慮した設置が必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 公園遊具の改築、更新につきましては、平成20年度からこれは取り組んでいるものでございまして、これまでにお子さんが公園遊具で遊んでいてけがをしたりするというようなことの対応から、こういった事業を進めてきたものでございます。

これまで主に取り組んでまいりましたのは、滑り台ですとか、あとブランコですとか、そういった特にお子さんが遊んでいる遊具を中心に改築、更新を進めてまいりまして、それにかわるものとして新たな遊具というようなことで、現状進めてきたというものでございます。

同じような遊具、近隣の公園でも見られるというようなことだったのですけれども、基本的にはお子さんが遊ばれる遊具でその公園に合ったものということで更新をしてきたということから、結果としてそのような状況になっているというようなことであります。

また、体格に合わせたような遊具というようなことで、これにつきましては、構造基準につきましては、国ですとか公園協会で定めたもの、そうしたものでやっているわけなのですけれども、そうしたお子さんに合わせた遊具が今後よりよい形で利用できるようなこと、これらについては今後も研究しながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

また、24年度から一部、同じような遊具ではなく違うもの、健康遊具というような話もありましたけれども、そうしたものも進めておりますので、そうしたものですとか、あと一定程度お子さんが主に遊

ばれる遊具ですとかというのは改築、更新が進んできておりますので、それ以外の遊具、水飲み台ですとか公園施設、そうしたものについても、今後どういうふうにするべきかというようなことについても検討していきたいというふうを考えております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） これから検討していきたいということなのですが、こういうふうになんか新しく遊具を設置する、そういうときにはやはり子供たちとか、それから保護者ですとか、そういう人たちからもアンケートを募集して、そして設置していくということもこれからは求められることではないかというふうに思うのです。といいますのは、いろいろな自治体の公園を見ましても、それぞれの工夫が見られるのです。ですから、そういう点も本当に予算をこういうふうにするのであれば、そういうふうな研究もして有効に使うことが必要ではないかと思っておりますので、検討の中に入れていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 公園遊具につきまして、大がかりなものになればなるほど非常にお金もかかりますので、工事費のことも含めて、今後における遊具の改築、更新については、アンケートも含めて検討をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（牧野茂敏） そのほか。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけお聞きしておきたいと思っております。

197ページの橋梁の維持費のところ、長寿命化修繕計画策定委託料があるわけですが、169橋の修繕計画を策定したと、こうあります。15メートル以上と15メートル以下のものを含めて169橋あるということだと思うのですが、この橋のいろんな調査をしたと思うのですが、すぐかけかえなければならぬようなものから、十分現状でいいものまで幅広くあったと思うのですが、およそどんな状況だったか、その修繕に計画を立てるに当たって調査した中で、どういう状況になっているのか、ちょっと教えてほしいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） ただいまの橋梁長寿命化修繕計画の策定の関係でございまして、先ほど説明もありましたとおり、15メートル、15メートル未満合わせまして169橋につきまして、計画を策定してございます。

この部分について、建設年次からいきますと、ピークが昭和47年から平成13年までということで、この30年間におきまして135橋がございまして、その管理橋梁の約8割を占めているという状況になります。

現在、経過年数が50年を超える橋梁につきましては、橋長が15メートル未満の2橋がございまして、今後、その橋の年齢を超える橋梁数といいたすでしょうか、50年を超える橋梁数につきましては、現在2橋、約1%から、10年後におきましては25橋、15%、それと20年後には65橋、39%までに増加するということで、高齢化がといいたすでしょうか、進行していく状況にありますということでございまして。

基本的には、今現在、橋が落ちるといような状況の橋はございせんけれども、今後、この計画策定に基づきまして、総合計画の3カ年実施計画などにも、そのほうで協議をさせていただきながら、今後10年間である程度のこの修繕をしていきたいというふうを考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 10年間でいろいろ修理などをしていきたいということでありまして、相当の経費もかかってくると思うのですが、国全体のことを見ても非常に大変な状況があるようで、しっかりと本町では修繕、改善をしてほしいと思うのですが、およそ年間どのくらいの経費がかかってくるのか、ピークではどのくらいになるのか、およそ教えてほしいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） この計画の中では、今、対象となっている169橋について、基本的には単純にいろいろシミュレーションですとか、いろいろありました中で、単純に今10年間と言いましたけれども、差し当たって10年間で整備ということなのですが、基本的にはその全部の橋をこの計画どおりやっていきますと、1年に約3.6億円かかるということで、それを10年間に振り分けていきますと、当然、年に3,600万円ほどの予算が必要になるということから、再度これを再整理いたしまして、11年度以降に回せるものについては回していこうということで、余り傷んでいない橋ですとか、そうい

ったものは11年以降に回していこうという再調整をした結果、この計画の中では合計で約1億8,900万円ほどがこの10年間ではかかるということで、年度当たりには約1,900万円と、単年度でということになっております。ですので、先ほど言いましたとおり、年度でおおよそ1,900万円になるような形で、10年間かけて、とりあえずは最初の10年はやっていこうということで、おおむね1億8,900万円程度、10年間をかけて今後やっていくということでございます。

○委員長（牧野茂敏） ほか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 194ページ、道路新設改良にかかわりまして、道路管理にかかわりましては全体で平成24年、3億2,970万円という支出をされているのですけれども、相変わらず道路の、特に生活道路等の改良を早急にやってほしいという声はたくさんあります。

資料を見ますと、101ページなのですが、町道の改良の取り組み状況を年次別に書いてありますが、なかなか改良率が伸びていかないという、0.1ポイントずつ伸びていって、この資料、平成25年度まで書かれているのですが、これはまだ25年度は終わってはいないと思うのですけれども、まず4月時点の数字なのだろうと押さえるのですが、もし違ったら教えてください。それで、膨大な幕別町全体の町道の改良あるいは維持管理というのは、相当長期の計画を持ちながら適時やっていくということをしているのだと思うのですが、今の、これも午前中の道路の安全機材の要望を出しても出してもなかなかいかないということにもつながる道路部門の話なのですけれども、今、町が今後計画している道路改良、舗装の予定、それに対してどのぐらい年間進んでいるのかということが一つ。

それから、先ほど改良が1,216メートル、舗装が同じく、またオーバーレイが3,027メートルということでありました。オーバーレイが一番多い、これは恐らく緊急的な舗装という面が強いのではないかなというふうに思うのですけれども、これもまた住民の声なのですが、声を上げてやっと直していただいても、翌年は壊れてしまうような、そういう工事があるということで、特にこの技術的な問題ももちろんあるのでしょうかけれども、オーバーレイなどというのは、大事なのですけれども、長もちという点では期待できないと思うのですよね。この3,027メートルに総額幾らかかるのか、実質、改良の舗装1,226メートルに比べてどのぐらい違いがあるのか、24年の決算を通して示していただきたい。

もう一つ、ようやく要求が実って測量していただいたと。この団地の改良が始まるということが期待されるというときに、測量から実際の工事の実施までに2年も3年も間があくというような状況もあります。こういうところの実態、改善、取り組みについて伺います。

○委員長（牧野茂敏） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） ただいまの質問ですけれども、まず、資料の101ページの関係でございますけれども、平成25年ということにつきましてですけれども、これにつきましては、25年度の4月1日現在ということで、道路台帳の修正の関係でここ出ておりますので、25年度の結果ということではございません。

それと、この道路整備計画につきましては、道路整備計画というものを持ってしまして、その中でいろいろとこの既に整備された路線あるいは整備済みなものだけでなく傷んでいる路線、そういったものに対して客観的な項目をもとにポイント制といたしまして、そういうようなものを含めまして順位づけをさせていただき、なおかつ工区の要望、そういったものを加味しながら、3カ年のほうに要望をしていくというような形をとってございます。

それから、委託といたしますか、調査してから工事までの期間が年数がかかるというようなことがございます。基本的に、一番短いスパンでやることについては、委託といたしますか、調査をかけた段階で、その道路上に支障物あるいは移転しなければならないもの、そういったものがあるかどうかを調査いたします。それがあつたときには、すぐ翌年に工事ができないということから、翌年につきましては、そういった支障物、そういったものをよけるという作業が1年最低でもかかるということから、調査をやって、1年置いて工事というようなルールではあるのですけれども、3カ年の関係もございまして、そういった形でちょっと予算がとれないといたしまして、つかない部分もございまして、それで最低の工事期間でできないというようなこともございます。

195ページに載っております工事請負費、これの支出済額が2億7,200万円程度でございますけれども、このうち新設改良に係るものについて、これについてが約2億円、舗装、オーバーレイにつきましては7,000万円というふうな内訳になってございます。

○委員長（牧野茂敏） 暫時休憩をいたします。

○委員長（牧野茂敏） 休憩を解いて、会議を開きます。

土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 新設道路とオーバーレイのお金のかかり方の違いということですが、まずは1メートル当たりで申し上げますと、場所によっていろいろ起伏があったりですとか、いろいろあると思います。1メートル当たり10万円から15万円程度かと思えます。

それと、オーバーレイにつきましては、1メートル当たり約2万5,000円程度というふうになっております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 答えていただいた順番からなのですが、オーバーレイの寿命というのはどのぐらい押さえていられるのでしょうか。

そして、改良は、これはもう相当最初からつくられるわけですから、相当の耐用年数があると思うのですが、つまり何回もオーバーレイ、2万5,000円ということですから、改良に比べると4分の1程度の金額で済むというのは理解するところなのですが、短期間に繰り返されていく状況なども見受けることがあります。そうなるにつれて、もっと長期に考えた改良工事に取り組まれたほうがいいのではないかと。そうすると、また全体が遅くなるということも出てくるのですが、率直に住民の疑問として、繰り返し繰り返しパッチワークのようになっていくのだけれども、しかし長もちしないということがあります。

また、先ほども夏以降の発注のこともありましたけれども、改良工事であっても、やっぱり冬期間の改良工事は、これ冬場に近い工事は技術面もあるのですが、凍土、しばれ等によって翌年にあるいは短期に、また平らな道路ではなくなってしまうというようなこともあります。こういう点を考えた場合に、適期の発注と、それから費用対効果を考えた工事の取り組みの計画ということも持っていくべきだというふうに思いますが、どうですか。

それと、道路整備の順位づけ、3カ年のローリング、わかります。年間どのぐらい進んでいくかというのはお答えがなかったもので、教えてください。

そして、確かに支障物、支障木、いろんなものがあって、理由があって間が、測量から実施まで間があくということは十分理解できる場所です。しかし、そういうものが全部解消されているにもかかわらず、間があいていく事例があります。こういうところには、工事、相手のあることですから、簡単にはいかないのだと思うのですが、やっぱり努力をして、測量が終わった以上は直っていくのだという期待を寄せるわけですから、ぜひその辺の実態を押さえていられるのかどうか、押さえていられれば、改善に向けるべきだというふうに思います。

もう一つ、これは本当に自分は素人と言うのですが、同じ団地の中の改良工事が細かく分けて発注される。それは、業者に分散するというところもあるから大切だと思うのですが、しかしこれ1年に全部やったら、住民の生活環境、工事中は当然いろんな住民の人たちは気をつけなければならないので、注意していくのですが、毎年毎年短い工事が重ねて行われていくというような状況もありまして、これは案外1年にきちっとやってしまったほうが、いろんな費用の面からいっても、もっとも効果的な道路工事になるのではないかなというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

あと、前段ではお伺いしなかったのですが、道路パトロールの件です。せっかくきれいになった道路、これは町道だけではないのですが、一、二年の間に下から雑草で盛り上げられて舗装が剥がれてしまうような、もっと管理がきちっとされれば、せっかく何年も待ってきれいになった道路がきちっと保たれるのに、それができない。住民が住んでいる場所、ここは当然その住民が管理しますからそういうことにはならないのですが、そうではない道路のところでききています。こういうところの管理も含めて、どのようにやっているのか伺います。

○委員長（牧野茂敏） 暫時休憩をいたします。

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 先ほどの質問にお答えしていなかった測量から実施、完成までということになりますと、路線によっても違いますし、それから補助の内容によっても単年でいけないという状況もございます。

それから、確かに団地内、例えば1路線を単年でやるということは技術的には可能なのですが、利用者の方々に大変ご不便をかける、それからそこに交差点などがある場合については、そういったところの通行どめも出てくるというようなことで、単年でいったほうが確かに費用的なことはメリットはございますけれども、いろいろとそこに住まわれる方々の利便を図るといふこと、確保していくということになりますと、場合によっては2年に分けたほうが、車庫の出入りですとか、そういったこともございますので、それから交差点の横断ということもございますので、その辺はその状況を見て、工事のほうに年度を切って発注しているところであります。

それから、適宜の発注、最適な時期に発注するというのは、これはもう全くそのとおりでございまして、我々もできるだけそういったことに心がけているつもりではありますけれども、道路工事の場合は、近隣の方々がいろいろといらっしゃいますので、地域の方によってはこの時期は避けてくれとか、そういったこともございますので、まず発注としては、適切な工事時期に発注するということはもちろん心がけてまいりますし、それから冬期の凍上ですとか冬期施工ということに関しては、できるだけ避けるという方法で今現在進めているつもりではございます。若干、一部おくれて発注ということもございませぬけれども、できる限りそういったことは避けるような形で今後も発注をしていきたいというふうに思っております。

それから、道路の順位づけでありますけれども、道路の老朽度、それから昭和40年代に施工されました道路につきましては、路盤厚が浅いというのでしょうか、そういったところもありまして、2次改築というのですが、今現在は舗装はされているのですけれどもかなり傷んできていると、それから砂利でずっと我慢されている、あるいは道路排水が整備されていないというようなところもございますので、これいろんな地域事情もございまして、そういった優先度というのは公区長さんの会議の中でもいろいろと要望をお聞かせいただいておりますけれども、何せ路線数が大変多うございますので、そういったことについては、市街地の中に関しましてはそういった環境的な問題、それから市街地につきましては、張りつきの状況、それから交通量の関係などを考慮して、土木課として一つの優先順位をつけて、Aランク、Bランク、Cランクというようなランクづけをしながら、それから地域のバランスも実は考えながら、そういった道路工事の発注については考慮しているところであります。

それから、オーバーレイの効果でありますけれども、オーバーレイにつきましては、交通量、それからそこを通過する車両の重量などによって大きく変化する部分がございます。一概に何年もつのだということは、路盤厚の問題もございませぬし、ちょっとこれは一言では申し上げられませぬけれども、重量車両が通るところに関しましては、わだち掘れといひまして、車輪のところはかなりへこんでしまうと。それが冬場の場合、ハンドルをとられてしまうというようなこともございますので、これもパッチングという一部分をやる場合もございませぬし、それから道路全体がゆがんでいる場合については、オーバーレイという形で対応したり、一番よろしいのは確かに改良していくということなのですが、まだ未改良の部分が町の中には随分ございませぬので、まずはそういったところの安全性を確保するという意味では、オーバーレイというのは有効な手段だというふうに我々は考えてございます。

それから、道路パトロールでありますけれども、これは委託業者がございまして、毎週、町内の道路については、つぶさにパトロールしながら状況を見ております。長期的な視点で道路を見るという部分と、それから短期的に、これは1カ月ともたないのではないかと、あるいは危険性が常にあるのではないかと、そういった道路の老朽状況というのでしょうか、そういったものについては、その業者のほうと毎回打ち合わせをしながら、毎週打ち合わせをしながら、道路の状況については土木課のほうとして把握をしている状況であります。郊外とか、それから町内というのもいろいろございませぬし、公区長さんからも情報もいただきますし、それから住民の方からも直接情報をいただいたりして、道路の安全についてはこれからも守っていきたいと思っておりますし、車両に長期的にその道路がいい形かどうか、安全な形で道路として機能するように今後努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（牧野茂敏） 本日は、これで散会いたします。

なお、あすの委員会は午前10時から開会いたします。

16 : 57 散会

平成24年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成25年9月19日 開会 10時00分 散会 15時45分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出席者

① 委員 (18名)

小林純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵
岡本眞利子	藤原 孟	乾 邦廣	牧野茂敏	谷口和弥
芳滝 仁	田口廣之	前川雅志	成田年雄	中橋友子
野原恵子	増田武夫	千葉幹雄		

② 委員長 牧野茂敏

③ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
代表監査委員	柏本和成	監 査 委 員	斉藤喜志雄
会計管理者	田井啓一	総 務 部 長	古川耕一
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	飛田 栄
教 育 部 長	羽磨知成	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	菅野勇次	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠 内 出 張 所 長	妹尾 真	町 民 課 長	横山義嗣
保 健 課 長	境谷美智子	保 健 福 祉 課 長	稲田和博
学 校 教 育 課 長	川瀬康彦	生 涯 学 習 課 長	澤部紀博
水 道 課 長	田中光夫	税 務 課 長	中川輝彦
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	図 書 館 長	長谷 繁
学校給食センター所長	坂口惣一郎		

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

4 遅 参 小林純文 芳滝 仁

5 審査事件 平成24年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

牧野 茂敏

議 事 の 経 過

(平成25年9月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（牧野茂敏） おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

事務局長より報告をさせます。

○事務局長（野坂正美） 本日、小川委員、芳滝委員より、遅参する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（牧野茂敏） 本日も暑いですので、上着をとっていただいて結構でございます。

会議に入ります前に、私のほうからお願いを申し上げます。

委員の質問並びに説明員の答弁は、簡潔をお願いいたします。

それでは、早速、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

208ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、予算現額6億1,346万9,000円に対しまして、支出済額6億1,270万6,000円であります。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の講習や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。本年の決算においては支出はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質問ある方、ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（牧野茂敏） 9款消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

10:05 芳滝議員入場

○教育部長（羽磨知成） 教育費についてご説明を申し上げます。

210ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額4億1,551万7,000円に対しまして、支出済額4億1,247万1,425円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。

平成24年度は、13回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施いたしております。

2目事務局費であります。

1節報酬のうち細節4学校あり方検討会委員報酬は、札内地区の通学区域の見直しについて検討するための検討委員会4回の会議開催に要した経費であります。

4節共済費のうち細節14社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等45名分の経費であります。

212 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 6 の奨学資金交付金は、申請者 79 名に対し認定者は 57 名で、支給月額が 4,000 円となっております。

細節 7 の教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に対し交付したものであります。

細節 11 は江陵高校に対する運営費補助金、細節 12 は幕別高等学校の教育振興会に対する補助金であります。

3 目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 84 戸の維持管理経費であります。

11 節需用費のうち細節 40 の修繕料では、学校施設の修繕が約 9 割を占めております。

214 ページになります。

15 節工事請負費のうち細節 2 小中学校等整備工事費は、学校遊具改修工事、札内南小バレーコート 2 面化などの工事費であります。

4 目スクールバス管理費は、スクールバス 12 路線の民間委託運行の経費であります。

12 路線のうち 8 路線は、町所有バス貸与での運行委託であります。

216 ページになります。

5 目国際化教育推進事業費は、嘱託職員としての国際交流員 2 名分の賃金などの人件費が主なものであります。

2 名の国際交流員は、分担して町内 5 校の中学校を訪問し、英語担当教諭とのティーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や保育所、小学校への訪問も実施いたしております。

6 目学校給食センター管理費であります。

24 年度の給食センターの稼働日数と給食提供数であります。幕別学校給食センターが年間 211 日で、1 日平均 2,499 食、忠類学校給食センターは年間 205 日で、1 日平均 247 食となっております。

給食の提供は、小中学校以外に幕別学校給食センターは糠内保育所を初め、へき地保育所 4 カ所に毎日、町立・私立幼稚園の 2 カ所に週 2 日提供しているほか、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の 2 カ所に毎日給食を提供しております。

218 ページになります。

13 節委託料、細節 7 の給食配送委託料が大半を占めるほか、各種設備類の保守点検などの経費であります。

220 ページになります。

2 項小学校費、予算現額 2 億 9,834 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,166 万 5,063 円であります。

1 目学校管理費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 4 名分の賃金であります。

細節 6 は、発達障がいや学習障がいのある児童に対し、個に応じた教育を行うための小学校 6 校の特別支援教育支援員 19 名分の賃金であります。

13 節委託料の細節 1 は、学校内外の清掃管理等の業務を行うため、小規模校を除く 6 校の小学校に用務員等を配置しているものであります。

細節 2 は校舎の床の特別清掃、細節 3 は 6 校の校舎警備委託料であります。

222 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 の学校管理費交付金は、各学校の環境整備等に対して、同じく細節 6 の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動などに対して交付いたしております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費であります。

細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 168 台分の償還金などであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20 節扶助費のうち細節 1 から 5 及び 7 は、就学援助に要した経費で、申請者 357 名に対し認定者 321 名、総児童数に対する認定率は 20.2%で、前年の 19.0%に比較して 1.2 ポイント上昇いたしております。

3 目札内南小学校増築事業費であります。

児童数の増加、特別支援教育の充実への対応のため 311.4 平方メートルの増築に要した経費でありま

す。

224 ページになります。

3 項中学校費、予算現額 3 億 8,200 万円に対し、支出済額 1 億 5,552 万 9,100 円、翌年度への繰越明許費 2 億 2,038 万 4,000 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 2 の学校事務補助職員は 4 名分、細節 6 の心の教室相談員は 1 名分で、幕別中学校及び札内東中学校で相談を受けております。

細節 7 の特別支援教育支援員については、発達障がいや学習障がいのある生徒などに対し、個に応じた教育を行うための特別支援教育支援員 4 名分の賃金であります。

13 節委託料のうち細節 1 の学校管理委託料は、小学校同様に学校の清掃、管理等を行うべく、中学校 5 校に用務員等を配置しているものであり、細節 2 は校舎及び体育館床の特別清掃に要する経費、細節 3 は 4 校の校舎警備委託料であります。

226 ページになります。

2 目教育振興費であります。

8 節報償費、細節 3 は全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金で、個人 596 名と 92 団体分であります。

細節 4 は、部活動指導員 70 名分の謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 135 台分の償還金などあります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 8 から 10 までは、就学援助の経費であります。

申請者 212 名に対し、認定者 193 名、総生徒数に対する認定率は 21.4%で、前年度の 21.5%に比較して 0.1 ポイント下がっております。

なお、小中学校合わせての認定率は 20.6%で、前年度 19.9%に比較して、0.7 ポイントの上昇となっております。

3 目糠内中学校屋体改築事業費につきましては、全額平成 25 年度に繰り越したものであります。

228 ページになります。

4 項幼稚園費、予算現額 3,295 万 8,000 円に対しまして、支出済額 3,154 万 2,795 円であります。

1 目幼稚園管理費のうち 7 節の賃金は、嘱託職員である園長分と臨時職員の賃金が主なものであります。

なお、平成 24 年 5 月時点での園児数は 34 名で、前年度と比べ 4 名の増となっております。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者に対して、保育料月額 3,500 円を 22 名に補助するとともに、平成 24 年度に幼稚園に入園した園児の保護者に対し、入園料 7,000 円を上限として 79 名に補助したものであります。

230 ページになります。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を補助するものであり、対象者は 210 名となっております。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 526 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,683 万 4,692 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び生涯学習アドバイザー 2 名の人件費、各種団体に対する負担金、補助金などあります。

9 節旅費のうち細節 3 特別旅費は、中学生と高校生の海外研修引率者 3 名分の経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、オーストラリアを訪問した中学生 16 名、高校生 2 名、計 18 名分の海外研修費用であります。

232 ページになります。

2 目公民館費は、糠内と駒島の公民館及び相川と中里の学び舎の管理運営、糠内公民館の改修費のほか、関係団体への支援などの経費であります。

7 節賃金は、糠内と駒島の公民館管理人賃金で、8 節報償費、細節 1 は、しらかば大学と講演会に係る講師謝礼であります。

3 目保健体育費は、体育指導員 12 名の報酬やパークゴルフ場のクマガラハウス、プールなどの管理

人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

234 ページになります。

8 節報償費、細節 3 全道・全国大会参加奨励金は 75 件、363 名に交付いたしております。

13 節委託料、細節 5 は、町営リンク 2 カ所の造成委託料であります。

236 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は野球教室及び日本ハムファイターズの公式戦を開催した実行委員会への補助、細節 9 はロンドンオリンピックに出場した福島千里選手と山本幸平選手の壮行会及びパブリックビューイングを開催した実行委員会への補助であります。

4 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であります。

平成 24 年度の利用者数は、町民会館が 1 万 6,143 人、札内福祉センターが 2 万 7,687 人となっております。

238 ページになります。

5 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

7 節賃金、細節 4 嘱託職員賃金は、生涯学習アドバイザー 1 名の賃金であります。

8 節報償費、細節 6 は、郷土文化研究員への謝礼であります。

240 ページになります。

6 目ナウマン象記念館管理費であります。

平成 24 年度の利用者数は 9,666 人であります。

7 節賃金は、臨時職員 4 名分の賃金であります。

242 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営経費であります。

平成 24 年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含み 3 万 6,045 人、札内スポーツセンターが 9 万 9,904 人、忠類体育館が 1 万 315 人であります。

7 節賃金、細節 2 は、トレーニング補助員 2 名と代替 1 名分、細節 4 は、トレーニングアドバイザー、トレーニング指導員各 1 名分の賃金であります。

244 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、札内スポーツセンターアリーナのウレタン塗装工事に要した費用であります。

8 目集団研修施設費であります。

本目は、平成 23 年 4 月から運用を開始した集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

平成 24 年度の利用者数は 2,088 人であります。

9 目図書館管理費であります。

246 ページになりますが、7 節賃金は、臨時司書 7 名、臨時職員 1 名、移動図書館車運転手 1 名の賃金であります。

18 節備品購入費は、本館及び各分館に図書資料 5,340 冊と映像資料 206 点を購入したものが主であります。

24 年度末の蔵書冊数は、前年度より 4,326 冊増加いたしまして、22 万 4,744 冊となりました。

また、貸出冊数は 19 万 6,532 冊で、町民 1 人当たりの貸出数は 7.1 冊となっております。

248 ページになります。

10 目百年記念ホール管理費であります。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区での生涯学習講座に要した経費であります。

百年記念ホールの平成 24 年度の利用者数は 11 万 1,463 人で、前年度に比較して 5,464 人、5.2%の増となっております。

13 節委託料細節 1 は、百年記念ホールの指定管理者委託に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は町民芸術劇場への交付金、細節 6 及び細節 7 は十勝チロット音楽祭、生涯学習フェスティバル「まなぶべ幕別」が文部科学省等の助成対象になったことにより交付した補助金であります。

以上、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

10 : 16 小川議員入場

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 2 点ほどお伺いいたします。

212 ページ事務局費の 19 節負担金補助、幕別高校の負担金補助にかかわって質問いたします。

幕別高校は、今年度 1 年生が 1 学級、道教委によりますと、2014 年は 2 学級募集する、新聞報道でも報道されております。ですけれども、2015 年は、まだ未定ということになります。そういう中で、今、幕別には江陵高校、私学、それと幕別高校、道立、二つあるのですけれども、その二つの高校の将来の対策、このことも考えていかなければならないと思います。また、中札内の高等養護学校も今年度から開設しておりますけれども、その高校の発展も含めまして対策が必要だと思うのですね。

それで、2015 年は学級数が決まる前に、しっかりと道教委に存続を求めていくという、そういう姿勢が大事だと思うのですが、町としてどのような働きかけ、対策を行っているのかお聞きいたします。

もう一点は、224 ページの中学校の 1 目学校管理費にかかわってなのですが、予算のところは計上がないのですけれども、武道の必修化が 2 年目となりますけれども、幕別の地域は柔道、そして忠類は剣道となっております。こういう中で、柔道にかかわりましては、生徒の体格差ですとか体力差、そういうことを考えますと、指導では慎重な指導、そして安全な指導、そういうことをしっかりと行っていかなければならないと考えております。

柔道の指導といたしましては、スポーツ科学ですとか、科学的な根拠に基づいて行わなければならない、これは柔道の専門家によりますと、そういう意見、そして高校の教員とか、そういう柔道の指導者であっても、こういうことをしっかりと学び、そして指導方法も日々変わって行って前進していているということも伺っております。そういうことをしていかなければならないと思います。

新聞報道によりますと、昨年度は 13 町村が有段者の外部指導者を受け入れているということです。音更では、初年度は有段者が 1 人だったのですけれども、外部指導者体制で、これから対応していくということなのでも、幕別としては、1 年目はどのような体制を、そしてこれからどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず 1 点目、幕別高校、江陵高校への町の働きかけということでございます。

町といたしましては、まず補助金ということで、江陵高校につきましては、運営費の補助金、それと幕別高校につきましては、教育振興会補助金をお出ししてございます。幕別高校の教育振興会の補助金に関しましては、体験活動費、パークゴルフの授業とか、赤ちゃんふれあい教室とか、そういったものに使っていただけるために支出してございます。

あと、広報宣伝活動費、あと進路対策費、そういったものに使っていただいております。

それと、幕別高校はインターンシップもしてございますので、町内の業者さん等に 5 日間研修に入っております。そういったことも町と教育委員会としましても、なるべく町内業者さんのほうに協力をしていただけるような、そういう人的なネットワークをつくりながら支援のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、2 点目の武道の外部指導者の関係でございます。

武道の外部指導者につきましては、平成 24 年度から北海道が実施してございます柔道等授業支援事業外部指導者等派遣事業を活用いたしまして、指導教員として有段資格者、こちらのほうを使いまして、有段指導者の方に来ていただいて、そして体育教員とともに複数の指導をしてございます。

外部指導者につきましては、平成 24 年度で 96.5%の活用率としてございます。

指導者がいない場合につきましては、教員複数で対応しているものでございます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16 番（野原恵子） まず、幕別高校の対策なのですけれども、今のご答弁では町内業者ですとか、それから保育所で高校生たちがいろいろな体験をしたりというお答えでしたけれども、高校の存続にということになりますと、しっかりと中学校への対応ですとか、道教委への対応ですとか、幕別高校の特徴を

しっかりアピールしまして、そして学校に子供たちが受験していただける、そういう対策が必要なのと同時に、道教委にもしっかりと高校の存続を強力に求めていくということが大事だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それと、武道の柔道の件なのですけれども、道の研修も受けて、そして複数で指導しているというお答えでしたけれども、この武道の指導者なのですけれども、しっかりと研修を受け、そして科学的な知識ですとか、そういうものをしっかりと身につけた指導者、高校の元教員の方が指導に当たっているということでしたので、教育の視点からでは、それは十分なことだと思うのですが、武道の知識、そういう点も研修していかなければならないと思うのですが、そういう点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 先に、私のほうから武道の関係についてご答弁させていただきます。

課長のほうから答弁ありましたように有段者、講道館の6段の免状を持った方を外部指導者として指導に当たっております。それとあと、体育の教科の中学校の先生が、それにサブとして必ずついていると。また、体育の先生も十勝教育局等の研修を受けて武道の授業へ当たっておりますので、昨年を見ましてもけがもなく、適切に指導が行われていると考えています。

また、委員おっしゃいましたように今後も研修等に積極的に派遣して、安全な武道の授業の遂行に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 学校の存続に対する働きかけということでありまして、これはさきの6月の議会で斉藤議員からもいろいろ種々お尋ねがあったところでありまして、実は、この春の入学生が24人になって、1クラスになってしまったということがありました。それを受けて、5月のときに再配置に関する地域別検討会がありました。その際に、私も出席させていただきました。たまたまこっちはこういう結果であったけれども、本町としては、幕別高校存続のために、町、高校一体となって頑張っていきたいと。そのためにも幕別高校のよさといいますか、そういったものをPRしていきますので、何とか存続をしていただきたいというお話を5月の検討会でさせていただきました。その後も、北海道教育庁へ行きまして、今後の取り組みなどについて説明をさせていただいて、来年から、まずは2間口で復活させていただきたいというようなお願いをさせていただきました。

その結果、過日、平成26年から28年までの3カ年の配置計画が発表になりまして、その中では2間口が3年間確保されたということでありまして、

ただ、来年は管内の中学校卒業生が非常に多くなる年でもありまして、そういうことを受けて2間口の復活だということでありました。

ただ、その翌年になりますと、翌年から減少傾向に入っていくということから、まず来年の入試が勝負であるということで、幕高ともども幕高のよさというものを、やはりこの1年間、応募期間までの間にPRしていかなければならないということで、今現在では町としては、際立った対応というのはできませんけれども、幕高自身で学校内にPTAの協力を得て、幕高のよさを訴える会というものができまして、その中で今、活動していただいている。横断幕を高校のところに張ったりですとか、帯広市内のとかちプラザで公開授業をやったりとか、あるいは各中学校をもう3回目に入るといような、そういう精力的な活動をやっていただいております。

私どもとしましては、存続のために町としてできることありましたら幾らでもお手伝いをしますので、ということをおっしゃるけれども、今のところ際立った要請は来ておりません。ただ、マスコミに対して、こういうようなPR活動もやっていますよと、そういうことは私どもの立場で言わせていただいておりますし、道教委に対しても、札幌に行った際には、1年限りではなくて、今、頑張っているの、何とかお願いしますといったことも言わせていただいているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 幕別高校の件なのですけれども、そういう働きかけもされているということ。それは本当に大切なことだと思います。

また、幕別には中学校が何カ所あります。札内には二つの中学校もありまして、そこでは人数も多いという、そういう学校の特徴を持っております。江陵高校もありますので、その兼ね合いも大切かと思うのですけれども、幕別高校に札内のほうからも入試をしてもらおう対策、そういうことも必要ではないかと思うのです。幕別の中学校は近いですから、できるだけ多くの方が受験していただく、そういう働きかけも大事ですけれども、札内方面の対策も必要ではないかというふうに考えております。

あと、柔道の件なのですけれども、今、複数指導されているということで、講道館の有段者だという

ことでしたけれども、有段者であると同時に、科学的な、そういうスポーツ医学も身につけていって指導に当たる。これは、けががないように安全に指導を行う。そして、体の仕組み、そういうものもきちんと学ぶことによりまして、より適切な指導がしていけるのではないかとというふうに私は思っておりますので、そういう点も、これから研修をしていくなり、外部指導者をきちっと受け入れていくとか、そういうことが必要ではないかと思えます。

それと、新聞報道によりますと、柔道着なのですが、上着と下ばきというのでしょうか、それをセットで初めて正しい指導ができるということでしたけれども、たしか幕別は上着だけではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 武道の関係で、今、委員おっしゃいましたように本町では柔道の上着だけの貸与を行っております。

それとあと、スポーツ科学等の研修ということでございますが、もちろん大事なことでございます。ただ、柔道におきましては、各学年、年間で5こまから10こま、体育の授業としてはその程度の時間数を確保しておりますけれども、そこで行われるのは、やっぱり初歩的な、極めて初歩的な柔道の導入部分と申しますか、そういう部分が主でございますので、余り試合形式というようなところまで至らないというのが現実でございます。いずれにせよスポーツ科学的なことにつきましては、講道館の外部指導者ともどもまたお話ししてまいりたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 幕高に関する取り組みについては、先ほどお話ししたとおりでありますけれども、ただ、うちの町には幕別高校だけではなくて江陵高校もあるということで、私どもの立場の中で、幕別高校だけに肩入れするような、そういう活動というのは、やはり好ましくないというふうに思っております。

しかしながら、どっちがよくて、どっちがだめだではなくて、どっちもいいですよという中で、中学校の校長先生には、こういうよさがありますよということはPRさせていただいておりますので、肩入れできないながらも、よさというものはPRさせていただいていると。特に札幌地域の中学校の校長に対しては、そういうような話はさせていただいているということでもあります。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 柔道着の件なのですが、柔道のスポーツ、武道という点では、上着と下とセットで正しい指導ができると思うのですね。柔道なんか指導者に聞きますと、下はジャージだと、けがもしやすいですし、そして滑ったりなんかして、本当に受け身とか、そういうときにもけがになる可能性がある。それで、武道の精神として、柔道着をきちっと畳んで、終わった後の指導やなんかもセットで初めてそういう指導ができる。そういう点では、上着も下ばきも柔道着をきちっと身につけて授業に当たる、そういうことが大事だというふうにお聞きしております。そういう点では、1年では上着だと。そうすると、これから下着もそろえて、セットで授業に臨むことが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 委員おっしゃられるように、確かに上も下も全部そろえて、完全な正装をもって授業を行うことが、それは望ましいのだろうと思えます。

ただ、今の上着、下はジャージということで、では武道の目的な達成できないかという、必ずしもそうではないと思っております。

また、現場のほうからも、特段今の現状の中で、もう一步下着もそろえてほしいという話も私どもはお聞きしておりません。ただ、委員おっしゃられるように、そういう理想の形もあるものですから、現場の担当の先生とは、またそういうお話をさせていただきたいとは思いますが、ただ現実的に、下着を全部またそろえるということも、なかなか財政的には難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 武道の精神も授業の中でしっかりと教えていくということの意味で、この武道の必修が決まったのではないかと思うのです。そういう点では、やはりきちっと柔道着をそろえることというのは、その精神に基づく上でも大事なことだと思うのです。予算の関係でというふうになるのでしょうか、そこのところは、これから武道を教育の中で必修化されてやっていくということであれば、上下そろえて初めて武道の授業になるのではないかと思いますので、その点もう一度お聞きします。

それと、武道に関してですけれども、体制整備ですとか、外部連携にかかわる経費について、道教委

は予算化していないという新聞報道もあります。こういう必修化ということであれば、しっかりと道に教育予算として求めていくことが大事だと同時に、町でもそこでの予算をしっかりと組み込んでいくことが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 繰り返しの答弁になるのですが、確かに外見と見えますか、そろえることも必要だと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、必ずしもそれが全てではないというふうに私どもも考えております。

あと、道に対する要望の中でございますが、これに限らず子供にかかわる就学援助もそうなのですけれども、必要な予算措置については、やはり町村会、教委連等を通じて要望はしてまいりたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですね。

○16番（野原恵子） はい。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけお聞きしておきたいと思います。

212ページですけれども、負担金補助及び交付金の中の奨学金交付金であります。

奨学金、これは以前にも申し上げていることでありますけれども、奨学金は全ての子供が対象になって、しっかりと支給されるべきだというふうに思います。

申請者が79人あって、認定者が57人ということで、22人が不認定となっているわけでありましてけれども、この不認定になっている内容を教えていただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 平成24年度の奨学資金不認定になっている数でございます。

まず、生保対比1.5以上が10名、学業成績3.0以下、この方が12名の22名が不認定となっております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 問題は、この学業の3.0以下が12名だと、こういうことであります。さきの一般質問でも触れられていましたけれども、家庭の貧困が学業に与える影響というもの非常に大きいのではないかと。負の連鎖が起きて、なかなかそれからは上がれないということの一つに、経済的な困難でなかなか十分な教育が受けられないというような、そういう状況をやはり改善していく必要があるということは、いろんなところで議論されているところであります。

そういうことを考えますと、この中学校のときの成績が3.0以下の者は奨学金の対象にしないのだと、これは教育の場にあってはならないことだというふうに、こういう人たちをもっと学力を上げていく。そして、高校でも安心して教育を受けられると。こういう人たちの成績もしっかりと上がってほしいと願うのが教育の立場であって、それが3.0以下だからということで、不認定にするということはあるのではないかと、やはりそういう人たちも含めて、しっかりと教育を受ける、援助をしていくという、そういう立場に立つべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） これも前と同じような答弁になるのですが、奨学資金の受給資格の中に学業優秀ということがうたわれております。これが、奨学資金自体が福祉サイド的な性質のものであれば委員おっしゃるようなことも考えられますけれども、私どもあくまでも教育委員会、学業ということにこだわっての奨学資金の給付でございます。

また、限られた予算の中で、いかに有効的にそれを活用するかということになりますと、どうしてもやはり選抜しなければならないと。その根拠として求めたのが学業というところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） その受給資格の、その改善を要望しているわけなのです。それにあるからと続けるのではなくて、やっぱりそのことが子供たちに対してもそうだし、教育全体に対してどういう影響を与えるかということもしっかりと教育委員会として考えないと、こういう学業で町の施策が不認定になるということは、やはり改善していかなければならない大きな姿勢だと思うのです。教育委員会の姿勢が問われるのではないかとというふうに思うのです。

やはりそうした点からいって、今一つ問題なのは、最初いろんな資金の関係があって、7,000円から

今 5,000 円、4,000 円と、4,000 円の支給になってきていますけれども、高校の授業料の無償化が進むなどという条件はありますけれども、しかしながらやはり授業料ばかりではなくて、いろいろな経費がかかってくることを考えますと、何とか財政も苦しい中でも、これの引き上げを目指していくべきではないかと、そのことを考えるわけですが、少なくとも学業による不認定をぜひなくす方向を、規則にあるからではなくて、やはりしていくべきだと思いますが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 学業による選抜が、これが一般的ではないかと申しますと、かなり奨学資金のあり方としては一般的で私はあろうと思っているのです。

それで、貸与ではないのですから、給付ということですから、やはり町民みんなで勉強頑張っているね、もっと頑張りなさいよという意味での給付ですので、やはりそこはひとつ学業において専心されていないところには、なかなか町民の理解も得られないのではという思いもあります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） そういう答弁をされると、またしたくなるのですよね。

だから、その辺、今、言われたように全ての子供たちが一生懸命頑張ってほしいということでやるのであるわけですから、先ほども言ったように貧困が学業にも影響しているということを考えれば、やはり 3.0 以下を成績で差別する。これ、差別だというふうに思うのですけれども、差別するということは、ぜひやめてほしいということを強く申し上げたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか、答弁は。

○17 番（増田武夫） はい。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

成田委員。

○14 番（成田年雄） 248 ページ、百年記念ホール管理費、節の委託料と負担金補助金及び交付金について伺います。

芸術・文化公演事業交付金並びに百年記念ホール指定管理者業務指定管理料というのかい、これ、よくわからないのだけれども、いつの間に理事変更や館長変更になったのか、ちょっと説明してください。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 百年記念ホールの指定管理ということでさせていただいているわけですが、そこの体制のお話かと思えます。

そもそも教育委員会として、百年記念ホールを運営している団体に対する人事に関するということはできないものかと思っておりますので、その中で理事の体制だとか職員の体制、こういうものについてどうしていくのかということは、たまたま今回、指定管理が 24 年度で切れたということもありますけれども、その中で、新体制の中で取り組まれたということでございますので、そのような形になっているということだと思います。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14 番（成田年雄） だから、新しい体制にした理由は何かというのを説明してくれと言っているの。

この指定管理の管理の部分で、大学の助教授が払ったとか払わないとかという、そういうのがあったと聞いておりますが、実際あったのか、なかったのか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 指定管理の事業を行う中で、大学の教授に対して支出がどうなのかということかと思えますけれども、これ昨年度におきましていろいろ議論があったわけでございますけれども、その中で百年記念ホールのされてきた内容について、教育委員会として調査をさせていただきました。その中で、そういう実態はなかったというふうに確認しております。

○14 番（成田年雄） 何だって、どういう意味だい。

○生涯学習課長（澤部紀博） 適切な支出行為がなされていたというふうに確認しております。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14 番（成田年雄） だから、不適切な行為がなされて、それで館長をかえたということですか、どうなのですか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 館長をかえたのかどうかという話になりますけれども、あくまでも先ほど申しましたように指定管理を受けている団体の中で、それをどういうふうな新体制に持って行って、どんな展開をしていくのかということを決めることなものですから、それがイコールそれに結びついてい

るのかどうかというのは、ちょっとそこまでは断定はできないところです。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14 番（成田年雄） はっきり言えや。

やっぱりさ、そういういつも逃げの手法ではだめなのだ。結局、問題があったから、これ館長をかえたのでしょう。それなら、そういうふうには言えいいではないか、問題があったからかえましてと。それに連なって、文化事業、芸術劇場というのかい、それもそうなのかな、そういう意味で一緒にかえたのかな。指定管理の中の三役というか、そういう部分なのかな。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

10：51 乾議員退席

○生涯学習課長（澤部紀博） 確かに昨年度、その当時の館長をされていた方が、他の法人の役員になっていたということがございました。それは、法人といたしまして、処分を科したということでございます。それが、直接的に、それイコール館長の交代、100%イコールかどうか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、先ほどの新体制の中で、そういうふうな体制をとってきたということだと思います。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14 番（成田年雄） いや、澤部さんも煮え切らないな。はっきり言えいいでしょう。これで教育長もかえたのかなと思って、おまえ、うちはそう思っていたけれども、教育長から一言。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員、言葉遣いに気をつけて話してください。

○14 番（成田年雄） はい。

教育長、何か一言ありますか。終わりますから、一言。

○委員長（牧野茂敏） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） NPO 法人に関する経過については、今年度に入りましてから議員協議会でお話しさせていただいたとおり、それ以上でもそれ以下でもありません。

今の人事に関して言えば、NPO 法人内部の中で、独自に人事交代を図った。理事の交代を図った、館長の交代を図ったということでありまして、これは全く別法人でありますので、町がどうかという権限も何もありませんので、我々は何も言っておりませんし、こういうふうにかわりましたという報告が来たということでもあります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○14 番（成田年雄） まあ、いいわ。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

小島委員。

○5 番（小島智恵） 3 点になるのですが、申しわけないですが。

211 ページ、2 目事務局費、7 節賃金、細節 6 子どもサポーター賃金のところ。

○委員長（牧野茂敏） ちょっとはっきりと言ってください。

○5 番（小島智恵） 細節 6 の子どもサポーター賃金のところですが、ページ数 211 ページですが、資料で言うと 122 ページになるのですが、いじめの認知件数が小学校では前年度 23 年度と比べますと 4 件から 10 件へ増加。そして中学校では 2 件から 9 件へ増加。合計 6 件から 19 件へ増加し、学校数では 2 校から 5 校へ増加しております。

そして、その下の不登校の件数で言いますと、中学校では、前年度比 13 件から 8 件へ減少し、成果が見られていると思うのですけれども、小学校では 5 件から 7 件へと増加しております。このように数字で隠さずに出されているということは、いいことだというふうに思うのですけれども、まっく・ぎ・まっくのサポーターの人数、3 名に増員されたかと思うのですが、低賃金で、ボランティア精神でされているという側面もあると思うのですけれども、数字上、このように件数全体で見ますと、増加の傾向があり、あくまで数字上なのでも、いじめ、不登校への実際の対応というのは、どのようになっているのか、また今後のあり方についてお聞かせいただければと思います。

次に、2 点目ですが、266 ページの 3 目糠内中学校屋体改築事業費なのですが、資料で言いますと 108 ページで、児童生徒数、学級数が書かれておりますけれども、平成 24 年度糠内中の生徒数が 2 学級 9 名と減少傾向にあり、前年度では 2 学級 13 名、さらにその前の年は 3 学級確保できていた状態ではあったのですけれども、このようにだんだん生徒数が減り、今となつては 2 学級まで来ております。2 学

級ともなると、子供たちにとって教育条件が悪くなるという面がございまして、過去には統合するというような話もあったと思うのですけれども、このように屋体改築ということで、今、手をつけようとしているかと思うのですが、そのように過去、統廃合の話も出ていたかと思うので、今後の展望についてお聞かせいただければと思います。

3点目ですが、224 ページの8目集団研修施設費、こまはたなののですけれども、利用状況、平成 24 年度 2,088 人ということでご説明がございました。28 件の利用ということで、前年度平成 23 年度は 39 件、2,584 名ということで、件数、人数ともに減ってきております。もし、稼働率がわかりましたらお答えいただければと思います。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 集団研修施設こまはたの関係でございまして。

委員からお話ありましたけれども、人数でございましてけれども、23 年度が 2,592 人、24 年度が 2,052 人、ちなみに 25 年度で申し上げますと、9 月 9 日時点ですけれども、2,040 人という数字になってございます。

稼働率でございまして、閉館しておりますのが年末年始だけでございまして、開館が 360 日ぐらいあるわけですけれども、利用日数からいきますと、23 年度が 17.8%、24 年度が 13.9%、ただ、この稼働率を申込件数でちょっと計算したものですから、土日にまたがって利用されている方もいらっしゃると思いますので、数字としては若干上がるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 子どもサポーターを含めたいじめの対応ということでございまして。

いじめの対応につきましては、子どもサポーター、まっく・ぎ・まっく、不登校の子が主に行っておりますが、当然いじめの関係につきましても、こちらのほうを使って相談をしながら学校に教育相談というような形で投げかけていたりします。

また、スクールカウンセラーを使いながら、子供の心の悩み等を聞きながら、いじめがないか、そういったことも含めて対応してございます。

それと、いじめにつきましては、毎年学校のほうでアンケート調査をしてございます。いじめの主な対応としまして、冷やかしかからかいとか、ちょっとした悪口、そういうものも含まれて記載できるようになっております。

学校としましては、まず未然防止、それと発生した場合の初期対応、それと再発防止、こちらのほうに力をかけてございます。

当然にして、管理職を含めたチーム体制で臨んでいるというような形になります。

いじめられた子供に対しては、何らかの支援、家庭訪問等をしてしながら支援をしていくと。そして、いじめたほうのお子さんですけれども、これはもう教育相談、教育指導、それとその保護者に対しても教育相談を重ねていくというような状況になっております。

10:59 乾議員入場

○委員長（牧野茂敏） 学校部長。

○学校部長（羽磨知成） 糠内中学校の今後のことについてでございます。

平成 23 年度から複式 2 学級編制というふうになっております。それで、平成 21 年度、22 年度ごろに地域、保護者が複式学級になるということで危機感を持っておりました。それで、実際、複式学級になっている学校の視察をしたり、また私どもも地域に入って、保護者、地域と懇談を重ねて、今後の糠内中学校のあり方について検討してまいりました。

結果として、複式でも子供たちの学業に、そう大きな影響はない、単式と同じような授業ができること。

また、平成 29 年には、また単式 3 学級に戻る見込みも出ておりますので、地域においては、糠内中学校には今後も存続していくという意思確認のもと、今回の糠内中学校屋体の改築となっているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 小島委員。

○5 番（小島智恵） お答えいただいた順番で、またお尋ねしますけれども、集団研修施設こまはたですけれども、稼働率、平成 23 年が 17.8、24 年が 13.9 ということで、土日にまたがってということもあるので、数字上ではもう少し上がるのではないかという話もあったのですけれども、いずれにせよ、ち

よっと稼働率も少ないのではないかという印象を受けました。

このこまはたの施設ですけれども、もともと小学校の校舎を利用されているということで、全て小学校のサイズでできていると思うのですが、グラウンドだとか、部屋の広さ、トイレ等々、小学校サイズでできているわけで、例えば小学生より体格の大きい高校生とか合宿で例えば使うにしても、そういったサイズを考えると、使い勝手が余りよろしくないのではないかという思いもございまして、昨日観光費のところで、スポーツ合宿は費用の持ち出しが大きく負担が大きいという話がございまして、あのお話を聞いておりますと、積極的に町で取り組んでいくのは、今後難しいのではないかなという印象を強く受けたわけなのですけれども、そういったことをお聞きしたばかりなのですけれども、さらには地理的にも交通の便が悪いというところで、そういった要素も含めまして考えてみますと、それでも年末年始以外は通年開放しているわけで、維持管理費のほうは、やはり当然かかっていくわけで、費用対効果を考えたときに、今後のあり方、展望、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

あと、いじめ、不登校の問題ですけれども、対応については、適正に子供や保護者に対して行われているというようなお話しございました。サポーター賃金、低賃金で、経験者だと思えるのですけれども、されているかと思うのですけれども、こちらのほうをもう少し手厚くは考えられないのか、お聞きしたいと思います。

あと、糠内中学校のところなのですけれども、平成 29 年に単式に戻るということ、存続の意向をお聞きしましたので、ここはこの程度にとどめておきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 集団研修施設こまはたの稼働率が低いということでございまして、確かに立地条件だとか、小学校を改築しているということの条件といいますか、ありますけれども、開設する前につきましては、パンフレットを作成して、各教育委員会だとか、あと町内のいろんな団体だとかというところに説明させていただきまして、それにあわせて、町のホームページに載せたり、新聞記事にというようなことをさせていただきまして、そういう意味で、当初はそういうことをしていたのですが、その後ちょっと途絶えていることもありまして、ちょっと認知度が下がっているのかなということもあります。したがって、この先、いかにやっぱり施設のあり方といいますか、こういうところにこういう施設があって、こう使えるのですよというふうな、そんなことをもっと積極的に PR していくというふうなことで考えていきたいと思っております。

また、教育委員会の管理施設でございまして、教育委員会が主体的になってあその場所で事業展開をしていくということについても、この先進めていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） サポーター賃金、給与の面で手厚くということでございます。

幕別町の教育委員会のほうでは、嘱託職員、臨時職員、そのほか多数在籍してございます。また、こちらの方々の賃金のあり方等も含めて、考えなければならぬ問題だと思っております。

さらに町部局のほうも、こういった方々がいらっしゃると思いますので、そちらのほうと別途協議しながら検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

小島委員。

○5番（小島智恵） いじめ、不登校問題については、賃金含めて協議いただけるということで、安心・安全に通える学校を目指していただきたいと思っております。

あと、こまはたの施設については、PR するという話だったのですけれども、それだけでよいのかというふうに思いました。考え方によっては、コストを余りかけないというところで、例えば使用目的を特化して有効活用するというのを考えますと、自然環境がとてもよいところですので、キャンプだとか、林間学校だとかで活用していただくとか、あと通年で開放しますとコストがかかってきますので、期間限定で開放したり、使用しないときは閉鎖するなど、そういうところもいろいろ考えるところがあるのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 集団研修施設こまはたの使用目的を変えてというようなお話かと思っておりますけれども、あの施設を改築してオープンさせる際に当たりまして、今現在、地域の活性化の施設、あるいは自然体験の施設という位置づけになっています。当然、それに当たりましては、元小学校ですから、

地元、地域の方との合意の中で施設の目的を持ったという状況がございます。したがって、施設との約束事がありますので、だからといって簡単にそれをただ単にその目的を変えるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

よろしいですか。

○5番（小島智恵） はい。終わります。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（ありの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 審査の途中ですが、この際、11時20分まで休憩をいたします。

11:07 休憩

11:20 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋委員。

○15番（中橋友子） ページ数は216ページ、6学校給食センター管理費の219ページ、需用費の60、61給食材料費地場産食材料費にかかわりまして、お伺いいたします。

先ほどのご説明で、幕別2,400食を超え、忠類と合わせまして2,700を超える給食を提供しているということでありました。

資料121ページなのですが、この間、給食の内容の改善に、ずっと取り組んでこられまして、地場産食材の使用が野菜の面では66%に到達しましたよという資料が出されております。

さらに、これがタマネギの活用などでふえていくということなので、大変喜ばしいことというふうに思います。

それで、今の平成24年度の幕別町の給食の食材と申しますか、調理の実態なのですが、給食センターでつくっておられますから、実際に全部つくるといふことには無理があるというふうに思っております。それで、こういった地場産を利用しながらも、調理品あるいは半調理品なども活用されていると思いますが、それは全体の何%ぐらいになっているのか伺います。

また、冷凍食品の食材の割合も伺いたいと思います。

二つ目は、以前から改善を求めてきておりますアレルギー給食の対応についてであります。現在、アレルギー対応を必要とする児童生徒は何人いらして、具体的に平成24年度は、どんな取り組みをされていたのか。

また、アレルギー源もさまざまだと思いますが、それらの大別調査などもされていたら示していただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、ご質問の1点目、地場産の関係になります。

地場産の利用率ということ。野菜につきましては、資料でご説明したとおり66%、さらに給食センターのほうで調理している内容ということなのですが、数値的に、食材何百種類とありますので細かな数字では申し上げられませんが、例えば1日の献立を言いますと、ご飯の日ですと、ご飯、汁物、そのほかにおかずが2品、副食ですね、そういう形で出しております。当然ご飯については道内産の米100%、汁物につきましては、実際これはセンターのほうで調理していますが、汁物で使われる材料、この約半分が加工品とか、いろいろなものを使っております。

その中で、地場産を材料のうちどれだけ使っているかといいますと、約40%が道内産というような形で使っております。そのほかの6割につきましては、本州で加工したものと、そのような形になっております。

それと、もう一品の副食、これについては完全に冷凍食品ということ使っております。

以上が地場産の関係であります。

あと、アレルギーの関係になります。

アレルギーにつきましては、平成25年2月現在ですが、町内の各小中学校、アレルギーを発症すると思われる児童生徒の数なのですが、112名となっております。

これらの取り組みなのですが、これまでもご説明しておりますが、各学校で調査していただいたそれぞれアレルギーの対象となる児童生徒に対しまして、毎月献立が決まりましたら、前月に各学校にアレルギーを含む食材の通知をしております。その中で、各学校において、対象の児童がそのアレルギー

ゲンを含む食物または献立を食べないような形で対応をいただいております。

さらに、牛乳アレルギーにつきましては、これもちょっと以前ご説明しておりますが、5名の方、対象おります。その方につきましては、牛乳の代替として豆乳を出しております。

さらに、複数のアレルギーを発症するというので、なかなかその日の献立によっては給食を食べられないという方がおられます。これは全町で5名の方、対象の方がおります。その方につきましては、お弁当対応ということになります。

さらに、お弁当対応ということなのですが、必ずしも毎日その方が食べられていないかというと、そういうことでもなくて、5人の方の最高一番アレルギーがひどい方で、例えば大体月平均18日給食を出しておりますが、そのうち欠食、お弁当対応の日が大体7日から8日食べられないよという形になっております。

それから、比較的軽い方では、大体18日のうち2日か3日食べられない日があるというような状況となっております。

それと、アレルギーの調査の関係なのですが、これも毎年各学校のほうにアレルギーの対象の方の人数とか、どのようなものでアレルギーを発症するかというような形で調査をやっております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） だんだん地場産品がふえていって、以前よりは随分改善されてきたというふうに思います。

ただ、おかずの1品は完全に冷凍ということではありますが、この仕入れというのは、冷凍も最近では地元というのも随分出てきているのですけれども、給食センターとしては、地元は使われているのか、仕入れはどなたから仕入れられているのか。以前は外国産まで含めての冷凍食品の活用でありましたけれども、今もそういう実態であるのかどうか伺います。

次に、アレルギーのことです。

112名のお子さんがいらっしゃるということで対応されている状況わかりました。この間、調査されたことによりまして、今までに出されていなかった食材の成分表がアレルギーのお子さんに渡されているということを知りまして、また給食費の対応も前の月にこれは食べられないということがわかれば、その分免除しているということも伺いまして、少しずつ進んできたというふうに思います。

その上で、さらにお伺いしたいことは、月平均18日で、これは比較的重いお子さんだと思うのですが、7日から8日ということでありました。それで、完全に弁当を持っていかなければならない日がこれだけで、そのほかにもその日の献立によって、いわゆる主食と汁物とおかず2品、この4種のうちの1つは食べられないとか、いろいろあるのだと思うのです。そういう実態もあると思いますが、まずその辺はどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、1点目の冷凍食品の仕入れというか、その内容についてですが、冷凍食品に使われる原料としましては、例えばハンバーグとかはお肉が使われております。このお肉については、全て国産のお肉というような形になっております。

さらに、フライとかそういうような形で魚、二、三種類使われる場合があります。アジとかサンマとか、サンマについては、例えば煮つけのようなもの、これも二、三種類魚が使われているわけなのですが、これについても当時仕入れる前に業者のほうと確認しまして、極力、例えば北海道の近海物とか、あと当然、日本国内の近海物ということで、仕入れるようにしております。極力外国産は使わないような形となっております。また、さらに、例えば今、原発とかでちょっと放射能の不安がある部分があるのですが、極力いわゆる東北の17都県の近海でとれたものは使わないような形にするように業者にはお願いしているところです。

2点目です。2点目のアレルギーの関係なのですが、給食を欠食してお弁当対応をしているという内容をもっと詳しくということなのですが、お弁当対応の方は、もう完全に給食を欠食扱いとして、お弁当扱いというふうに100%しております。例えば、給食のうち1品は食べないよとか、そういう形では対応しておりません。

ただ、この5人のちょっと比較的重い方以外の方は、学校にそれぞれ通知している食材表、献立表によって、例えばおかず2品のうち、卵を扱ったものがたまたまあったというものについては、1品を食べないような形で対応しております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 冷凍食品の外国産はなるべく使わないようにやっておられるということでありましたが、やはりまだ外国産は多少、量ほどの程度か入っているということですね、そうですね。この辺も今フードバレーとかいろいろ地産地消も含めまして、子供の教育の一環として取り入れられる給食でありますから、極力やはり地元のもの、あるいは国産のものというようなことをさらに追求していただきたいと思います。

アレルギー給食のほうなのですが、今、対応されているのは、明らかにだめなときにはお弁当で対応していただいているという方が5名ですね。それから、牛乳アレルギーの方5名は、豆乳にかえていただいていると。これ重複していらっしゃる方がいるかどうかわかりませんが、全体では112の方がいらっしゃるということでもありますから、10名の方の対応はできても、なかなか残りの方たちの対応はできていないというように思います。

今おかずの中で、極力卵のアレルギーの方のときには重ならないようにつくっているというふうなお話もありましたけれども、そうすると、この112名の方たちのアレルギー源になるものは、センターとしては、全部押さえていらっしゃるというふうには理解していいですか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 特にアレルギーにつきましては、非常に健康にかかわることですので、これも前月に業者から仕入れる食材全てのアレルギー物質をセンターのほうで調査しまして、そして各学校ごとに対象者に全て連絡するようにしております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 業者のほうはそうなのですが、112名の方のそれぞれのアレルギーの、何を食べたらアレルギーになるかというのは、違いがあると思うのです。そういうのをきつと押さえてられるから卵を抜いたものをしますよとか、牛乳は外しますよということになっているのだと思うのですが、実は、その辺が押さえてられたら、こんな対応が可能ではないかというふうに思ってお尋ねするのですが、実は、これまでもっときめ細やかな対応をしていただきたいということに対して、給食センター方式であるから無理なのだと。いろいろ試みてこられたけれども、狭くてだめなのだとということでありましたよね。

そこで、確かにそこで調理するものについては、センター方式をとって無理だということであれば、今、所長言われた加工品の対応と、もう一つ例えばパンなども決してここで焼いているわけではなくて、焼いているものを仕入れておりますよね。パンは牛乳とか卵とか使いますから、あるいは小麦アレルギーの方もいらっしゃるかと思います。私は、やっぱりそういうものが、いわゆる仕入れる、買うものであれば、売り手先がそういう対応、今、米、パンですとかいろいろありますよね。ですから、そういうものに対応していただくことによって、このお弁当の日というのが、もう少し少なくなっていくのではないかとこのように思うのです。ですから、センターの中で無理であっても、そういう仕入れ先の協力をいただいて、これ十勝管内全体だと思いますので、そういった取り組みは今後望めないかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 今アレルギーに対する民間の力もかりながらということのご質問だと思うのですが、例えば今、主食で言うパンの関係になりますと、今センターで扱っているパンにつきましては、原料を北海道の学校給食会というところで、非常に安く道内産の小麦を原料として全道規模で各給食センターのパンを扱っている部分を仕入れて、そして地元の帯広のパンの業者に加工をお願いしているというふうな形になっております。

さらに、パンの加工賃もかなり大量にということなので、安くお願いしております。当然、別にパン工場で別ラインでという、そういう対応したパンをつくるとなると、そういう経費の部分でいろいろかかってきますので、その辺のところは、確認とか調査はしていないのですが、ちょっと現状では想像したら、かなり単価が高くなるので、今の給食費の中では、ちょっと対応できないのかなと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 価格の問題であれば、またいろいろ手法を考えられると思うのですが、実際そういう仕入れのルートの中で別なものを求めるということが、価格さえきちっと保証していけば可能になるのかどうか、そういった研究もぜひしていただきたいと思うのです。恐らく十勝管内全体では、幕別では112人でありまして、そのうち何人がそういう対応になるかわかりませんが、十勝管内

全体で見れば、同じような仕入れ方をしているのであれば、相当な数になっていくのではないかというふうに思うのです。ですから、そういう改善の手法も町のほうから働きかけていただいて、そういう対応ができれば、お弁当の日は少なくなっていくかなというふうに思います。

実際に、パンの食べられないお子さんの保護者から伺いますと、とにかくいろいろ家庭で準備して、献立表が幕別から出されたら、完全にこれはお弁当の日というのが、もう最初からわかりますから、そのときにメニュー表と同じようなお弁当を用意するのだそうです。それは、子供が同じ場所で同じものを食べたい。そして、それはみんなと一緒に同じようなものを食べていくという仲間意識ですとか、それから食文化の面から含めても味わわせてあげたいということで対応されてきているのだそうですが、なかなかもう毎月、毎日のことですから、保護者としては、もう可能な限りやっけてはいくのだけれども、しかしそれが十勝全体で、そういうお子さんがたくさんいらっしゃるということを思えば、一つでも二つでもできることから対応してもらえると本当に助かっていくのだという声もありまして、そういうことができないか、ぜひ価格の面だけではなくて、それは相手のあることですから、相談をしていかなかったら始まらないと思うのです。ぜひ、そういうふうに相談を含めて、話し合いをしていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 先ほど、パンの原料の小麦、道内産と言いましたが、全て十勝産ということで、まずちょっと訂正させていただきます。

それで、今、委員の言われましたパンも含めて、あと、うちのほうとしては、学校を通じて、学校なり、それぞれ保護者の方の協力をいただきながら、今アレルギーの対応をしております。そういうことで、その辺も非常に理解できますので、ただ、今、言った業者がそういう対応をできるかということは、当然聞いてみることは可能なので、その辺の調査、またパンだけではなく、ほかのものも何かできることがないのかという部分は、さらに研究して対応したいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○15番（中橋友子） 終わります。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

250ページをごらんいただきたいと思います。

11款1項公債費、予算現額22億3,267万9,000円に対しまして、支出済額22億3,082万291円であります。

1目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3月29日から4月1日までの4日間で、1件13億円の借入実行に係る利子であります。

3目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次に、252ページをごらんいただきたいと思います。

252ページ、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額18億7,827万7,000円に対しまして、支出済額18億7,308万3,073円であります。

1目職員給与費では、特別職を含め一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員にかかわる賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

13款予備費につきましてご説明いたします。

13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

256 ページをお開きいただきたいと思います。

14 款災害復旧費につきましてご説明申し上げます。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、予算現額 148 万 4,000 円に対しまして、支出済額 145 万 575 円であります。

1 目単独災害復旧費ですが、24 年 5 月 3 日から 4 日かけての大雨により被災した大豊地区明渠ほか 1 カ所の復旧工事に要した費用が主なものであります。

2 項土木災害復旧費、予算現額 2,413 万円に対しまして、支出済額 2,402 万 4,621 円であります。

1 目単独災害復旧費ですが、先ほど申し上げました 24 年 5 月 3 日から 4 日かけての大雨により被災した上稲志別線ほか 28 路線の災害復旧工事に要した費用が主なものであります。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 14 款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（古川耕一） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 13 億 4,107 万 7,263 円に対しまして、収入済額 12 億 5,935 万 306 円であります。

不納欠損額につきましては、143 件で 508 万 4,853 円、収入未済額は 7,664 万 2,104 円であります。

収納率にいたしまして 93.91%で、前年度と比較しますと、0.62 ポイントの増であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 11 億 970 万 4,752 円で、前年比 2,521 万 1,233 円の増となっております。

主な要因は、平成 24 年度から年齢 16 歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除等が廃止されたことにより増額となったものであります。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 5,182 万 6,300 円で、前年度に比較して 648 万 800 円の増となっております。

主な要因は、前年に比べ、企業の業績が若干上向いたことなどによりまして、増となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみは、収納実績を申し上げますと、個人の収納率で 98.42%で、前年比 0.10 ポイントの増、また、法人につきましては、収納率 99.61%で、前年比 0.25 ポイントの減となっております。

2 項固定資産税、調定額 11 億 4,910 万 3,867 円に対しまして、収入済額 10 億 5,519 万 2,498 円あります。

不納欠損額が 129 件で 4,890 万 679 円、収入未済額は 4,501 万 690 円あります。

収納率にいたしまして 91.83%、前年比 0.27 ポイントの減であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 10 億 4,515 万 5,500 円で、前年より 6,691 万 9,900 円の減となっております。

平成 24 年度の評価がえに伴う地価の下落及び経年減点に係る家屋の評価額の減少などにより減額となったものであります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の 1,709 万 8,300 円で、前年対比 78 万 7,400 円の減となっております。

この交付金は、JR の寄贈敷地や道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 5,565 万 489 円に対しまして、収入済額 5,276 万 4,260 円、不納欠損額は 116

件分で 59 万 4,738 円、収入未済額は 229 万 1,491 円であります。

なお、現年課税分の収納率は 98.77%で、前年比 0.04 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 8,992 万 8,148 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 623 万 1,875 円の増であります。主な要因は喫煙率の低下や税率改正により、販売総本数は年々減少していましたが、平成 24 年度は旧 3 級品を中心に前年を上回る売り上げとなったことにより増額となったものであります。

5 項入湯税、調定額 1,315 万 5,600 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では 209 万 2,570 円の増であります。主な要因は、前年に比べ湯治、修学旅行の人数は減少したものの、宿泊、日帰り利用者が大きく増加したことにより増額となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 449 万 5,680 円に対しまして、収入済額はありませんでした。

収入未済額は 449 万 5,680 円であります。

次のページになりますが、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況であります。これらのほとんどの物件につきましては、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないのが現状となっております。

次に、17 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 8,795 万 9,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 598 万円の減、率で 0.7%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 779 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 2,204 万円の減、率で 9.6%の減であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 409 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 1 万 7,000 円の増、率で 4.3%の増であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 706 万 9,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比、金額にして 132 万 8,000 円の減、率で 15.8%の減であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 304 万 7,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 21 万 2,000 円の増、率で 7.5%の増であります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 84 万 5,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 9 万 9,000 円の増、率で 13.3%の増であります。

25 ページになります。

6 款 1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 3,644 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 42 万 1,000 円の減、率で 0.2%の減であります。

27 ページになります。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,953 万 3,360 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 92 万 3,356 円の減、率で 4.5%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 2 万 8,769 人で、前年度と比較しまして 1,770 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数が 3 万 926 人で、886 人の減となったところであります。

29 ページになります。

8 款 1 項自動車取得税交付金、調定額 6,268 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 986 万 7,000 円の増、率で 18.7%の増であります。

31 ページになります。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

33 ページになります。

10 款 1 項地方特例交付金、調定額 1,739 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 3,101 万 7,000 円の減、率で 64.1%の減であります。

平成 23 年度をもちまして、自動車取得税交付金減収補填分と児童手当及び子ども手当特例交付金が

終了したことによる減額であります。

35 ページになります。

11 款 1 項地方交付税、調定額 63 億 9,334 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 23 年度との比較では、普通交付税では 7,667 万 1,000 円、1.3%の増、特別交付税では 555 万 7,000 円、1.1%の減となったところであります。

37 ページになります。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 527 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 4 万 9,000 円の減、率で 0.9%の減であります。

39 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 8,070 万 1,413 円に対しまして、収入済額 7,363 万 4,293 円、収入未済額は 706 万 7,120 円であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 3,850 万 7,193 円に対しまして、収入済額 1 億 1,193 万 1,303 円、不納欠損額 376 万 7,470 円、収入未済額 2,280 万 8,420 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。なお、不納欠損は、保育料が 42 件であります。

41 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 5,707 万 8,166 円に対しまして、収入済額 2 億 4,243 万 1,155 円、不納欠損額 47 万 9,200 円、収入未済額 1,416 万 7,811 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 1 のへき地保育所保育料が 1 件、細節 2 の学童保育所保育料が 12 件であります。

6 目土木使用料の 4 節住宅使用料の公営住宅使用料が 2 件、次のページになりますが、7 目教育使用料、2 節幼稚園使用料 1 件の不納欠損が生じております。

また、収入未済額の主なものは、前ページの公営住宅使用料などとなっております。

次に、2 項手数料、調定額 9,243 万 6,198 円に対しまして、同額の収入済額であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明にかかわる手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、4 目土木手数料、次のページになりますが、建築確認関係手数料が主なものであります。

47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 5 億 8,205 万 2,129 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金等であります。

2 項国庫補助金、調定額 3 億 988 万 3,871 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、忠類コミセンの耐震改修などに伴う交付金などあります。

次のページになります。

細節 6 合併推進体制整備費国庫補助金は、忠類地区の定住対策に係る補助金であります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 3 地域介護・福祉空間整備等交付金は、旭町地区の地域密着型特別養護老人ホームに併設する地域交流スペースの整備に対する補助金であります。

2 節児童福祉費補助金の細節 1 は、子育て支援交付金であります。

3 目衛生費補助金は、太陽光発電システムや疾病予防対策に係る補助金であります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅整備事業などに係る補助金。

次のページになりますが、5 目教育費補助金では、4 節社会教育費補助金、細節 1 は札内福祉センターの耐震診断に対する交付金、細節 2 はチロット音楽祭に係る文化庁からの補助金であります。

3 項国庫委託金、調定額 726 万 2,049 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では外国人登録事務に係るもの、2 目の民生費委託金は基礎年金事務に係る委託金が主なものであります。

53 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 3 億 5,135 万 4,138 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金については、先ほど国庫負担金で説明しました負担金と同様で、障害者支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、1 節農業費負担金の農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

3 目土木費負担金は、1 節土木管理費負担金の地籍調査事業に伴う道負担金であります。

2 項道補助金、調定額 5 億 1,957 万 8,519 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、忠類コミセン耐震改修に係る道交付金であります。

2 目民生費補助金は、次のページになりますが、細節 2 の重度心身障害者医療費道補助金や細節 7 の老人クラブ運営費道補助金、細節 12 介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金は、小規模特養の整備や防災などの整備に対する道の交付金であります。

2 節の児童福祉費補助金では、乳幼児等医療費、放課後児童対策事業などに係る補助金が主なものであります。

3 目衛生費補助金では、次のページになりますが、子宮頸がんワクチン接種事業などに係る補助金が主なものであります。

4 目労働費補助金は、緊急雇用創出事業に係る道補助金であります。

5 目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金は、細節 4 の中山間地域等直接支払事業や細節 13 強い農業づくり事業、これは JA による野菜育苗施設整備に伴う補助金が主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 5 食料供給基盤強化特別対策、これは草地整備に係るものですが、これが主なものであります。

次のページになりますが、3 節土地改良事業費は細節 1 の基幹水利施設管理業務など、4 節の林業費は各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

6 目土木費補助金は、道営青葉団地の関連整備に係る補助金であります。

7 目教育費補助金は、札内南小学校増築に係る補助金であります。

9 目消防費補助金は、消防ポンプ自動車購入に対しての補助金であります。

3 項道委託金、調定額 6,188 万 6,314 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節徴税費委託金の道民税徴収事務や、次のページになりますが、4 節の衆議院議員選挙費に係る委託金、4 目土木費委託金では、細節 1 樋門管理にかかわる道委託金等が主なものであります。

63 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,021 万 2,598 円に対しまして、収入済額 1,885 万 568 円、不納欠損額 10 万 3,100 円、収入未済額 125 万 8,930 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

不納欠損額は、教員住宅 2 軒分であります。

収入未済額につきましても、教員住宅分であります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 1 億 9,194 万 6,590 円に対しまして、収入済額 1 億 8,169 万 2,884 円、収入未済額 1,025 万 3,706 円は、公社貸付牛譲渡代分であります。

1 目不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、上寿寿の家の移転及び道営青葉団地の整備に係る売り払いが主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

65 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 509 万 5,350 円に対しまして、同額収入であります。

2 目総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附として寄附を受けたものなどの収入したものであります。

67 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 4,023 万 3,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目減債基金繰入金は、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをし、一般会計や下水道会計の公債費の支出に充てたものであります。

2 目財政調整基金繰入金は、財源補填をするために財政調整基金のほうから 3,000 万円を繰り入れた

ものであります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 9,793 万 6,188 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款 諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 219 万 370 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 3 万 4,953 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 4 億 6,904 万 6,110 円に対しまして、収入済額 4 億 6,343 万 6,110 円、収入未済額 561 万円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。収入未済額につきましては、次のページになります、6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金のうち 1 件分であります。

4 項受託事業収入であります。調定額 144 万 4,520 円に対しまして、収入済額も同額であります。

後期高齢者医療広域連合からの受託事業に伴う収入であります。

5 項雑入、調定額 2 億 6,760 万 8,978 円に対しまして、収入済額 2 億 2,356 万 2,195 円、不納欠損額 13 万 5,924 円、収入未済額は 4,391 万 859 円であります。

なお、不納欠損額につきましては、次のページになりますが、4 目雑入、2 目学校給食費 6 件分であります。

4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 79 ページの 6 節の後期高齢者医療特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、81 ページをお開きいただきたいと思えます。

22 款 1 項町債、調定額 11 億 6,407 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から、85 ページ、7 目教育債及び 9 目災害復旧債、10 目衛生債は、各種事業等に充当するための起債の借り入れであります。

なお、8 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

なお、87 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質問を予定されている方、挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（牧野茂敏） それでは、この際、13 時まで休憩をいたします。

12 : 06 休憩

13 : 00 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計歳入の説明が終わりましたので、質問を受けたいと思えます。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 1 点だけちょっとお聞きしたいと思います。

13、14 ページの町税でありますけれども、この決算書を見ますと、不納欠損額が従来から見ますと昨年の 3 倍近くになって 5,458 万円になっているわけでありまして。その一番の原因が、固定資産税でありますけれども、滞納繰越分で大幅にふえているのが一つと、それから現年課税分で 622 万円の不納欠損になっているのですよね。昨年もちょうと、現年課税分も 2 万 4,000 円ほど不納欠損しているのですが、かけたその年の分を不納欠損で落とすなどということは、通常ではちょっと考えられないということだというふうに思うのです。それと滞納繰越分がふえたのと、同じ理由かどうかはわかりませんが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 不納欠損のふえた部分ということでございますけれども、これは個人におきましては、相続放棄によるものが 2 件、そして相続人の特定をすることが困難だと、また相続人が財産がないとものが 2 件あります。

あと、固定資産税の関係もそうなのですけれども、これは法人、大きなものは4法人によるものでございますけれども、これは任意整理の終結ですとか、廃業、そして破産による破産事件の整理という形になっております。この4社で滞繰分では約3,800万円と不納欠損を出さざるを得ないと、税金としてお支払いいただく財産がないというふうに判断いたしましたので、不納欠損処理をさせていただいたところ です。

現年におきましても、理由は先ほどと同じような形で、個人におきましては相続放棄、そして相続人の特定が困難、そして相続人が財産がないと。法人におきましても、これは任意整理の終結と廃業、また廃業、そして破産事件の整理によるものが1社で500万円程度の、1社だけでそのぐらい占めているものが固定資産です、そういうことになっております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） およそそういう事情があったということは、理解できたのですが、やはりその前の年に課税額を決めて課税するのですが、この年にそういう事態がたくさん生じたということは何か共通の原因があるのかどうか、その辺はどのように理解しているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） これについては、競売等、そういうような形で事件が処理されたということがありましたので、そういう形になっています。

また、即時処理という形になっても財産がない、そのような形で私たちの方で判断して不納欠損というふうにしたものであります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○17番（増田武夫） いいよ。

（関連の声あり）

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 私も不納欠損、今年度固定資産で4,200万円ということで、非常に多いなど。10億円ちょっとで4,000万円ですから、4%ぐらいになるわけでありましてけれども、それで今、やりとりを聞いておりました。いろんな事情があってそうなったのだらうとは思いますが、法的なこと、私もちょうど難しいことはわかりませんが、たしかこういう固定資産税等については、抵当権も設定ができる、そしてまた、これはほかの債権、国税が優先されるわけでありましてけれども、どこの債権よりも優先されるというのでしょうか、国税の次に優先権があるというふうには私は理解しているのですけれども、抵当権を設定するまでには至らなかったということでもありますか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 固定資産税の現年分も含めてですけれども、一番大きかったのがやはり大口滞納で、法人が破産をいたしまして、そして配当がなかったというのが、これがほとんどを占めております。そして、固定資産税の過年度分につきましても、先ほど課長が申し上げましたように、この4件がそれぞれ破産をして、競売が終わって配当がなかったということで、それがほとんど大きな要因として出ております。

それと、町民税だとか軽自動車税にまでわたって結構昨年よりも多く不納欠損させていただいているのですけれども、去年はたまたま道から派遣で来た職員がいて、これは専門的な方でありまして、今までかなり古くから執行停止もかけないでずっと置いてあったものもあるのですが、私どもとしても判断に苦むものも、かなりありました。それで道の専門員も呼んで、ある程度滞納、現年をとりあえずは消していくことが滞納者にとって納めやすい環境をつくるということもあって、古いものをずっと置いておくことによって、それらが生活再建に非常に足かせになっているという場合もありましたものですから、これは法的に照らしてきちっと不納欠損するものは不納欠損して滞納者が納めやすい環境をつくるというような指導も受けながら、ことし平成24年については整理をさせていただいたという経緯があります。

そして、固定資産税につきましても、ほとんどその配当があつて交付要求がなかったというものであります。

そして、現年につきましても、もう納期終了後でありますので、現年にかかわらずそういう不納欠損をさせていただいたという状況でございます。

（「抵当権」の声あり）

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） これは当然抵当権が設定されているものでございまして、税よりも抵当権のほ

うを優先するという形で、私どものほうに回ってくるものはなかったというのが実情でございます。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） よく聞こえないのですけれども、抵当権は設定したと、したけれども、清算の結果、うちの町税にまで回る金額は残っていなかったということによろしいでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 抵当権の設定ではなくて、差し押さえ、そしてその後、交付要求をしましたけれども、私どもの方にはめぐってこなかったと。支給されるものが、配当されるものがなかったということでございます。

○委員長（牧野茂敏） 副町長。

○副町長（高橋平明） この物件に関しては、帯広市とのちょうど境にありましたパチンコ屋さんの跡地のことでございますけれども、抵当権そのものがもう既に設定されている、うちが抵当権を設定するものではありませんから、うちとしては滞納の部分に対する差し押さえ、それには参加をさせていただいておりました。ただ、ご存じのとおり新たな事業展開が始まるようでありましたから、それに合わせて競売かかっていたのですけれども、競売でも落ちずに、3回目ぐらいの競売でやっと落ちたのかなというふうに思っておりますけれども、そのときには、いわゆる税金としてのうちの取り分がもう既になくなっていたというのが実態でありまして、私どもそれなりの努力をさせていただいたのですけれども、なかなかこの物件に関してはかなり難しいところがあったというのも事実でございます。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 物件についてはわかりました。どこかということはわかりましたけれども、ただやっぱり私は、行政側の役割として極力不納欠損にならないような努力、そのためには差し押さえと抵当権の設定とその差というのは私はちょっとわかりませんが、やはり抵当権の設定を優先するとするならば、これはきちっとして、法的な措置をとって、結果取れないものは取れない、それはもうやむを得ないと思いますけれども、そういう手続きはきちっと踏んでいくのが行政の役割だというふうに思います。個別の話はそういうことですが、これほかにも当然あるわけです。毎年不納欠損出てくるわけでありまして、やはりきちっとそこは、納税者の公平感というのでしょうか、まともにきちっと払っている人たちのことを考えて、いろんな事情があるのでしょうか、やはりいただけるものはいただくと、納めてもらうという姿勢で臨むことが大事だというふうに思いますので、ご指摘をしておきたいと思います。

それと、今、部長ちらっと言っていましたけれども、軽自動車税、私もこれどうしてこんなに出るのかなというふうに。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員、関連。

○19番（千葉幹雄） 関連ではなくて、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 関連は終わりですね。

○19番（千葉幹雄） 関連はそれでいいです。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ごめんなさい。不納欠損ですから同じようなことになるわけでありまして、軽自動車税です。これ、自動車税、道税は最近よく言われていますけれども、差し押さえ、その車を使えなくしてでも納めてもらうものは納めてもらうのだという強い姿勢で臨むということでもあります。当然だというふうに思うのですけれども、これ不納欠損に至る経過、どういう経過をたどってこういう不納欠損に至っていくのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 軽自動車税につきましては、平成24年度48件の形になっております。これは長年にわたって放置されていた軽自動車ということでございまして、それが所有者の居所不明、そういうことによって執行停止していた分が3年経過したため不納欠損として落とした、そういうことでございます。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 長年放置されているということでもありますけれども、当然軽自動車、必ずしも長年100%僕はそうだと思わないのですけれども、やはり当然車検がありまして、車検の時には納付書を添付しなければならないということでもありますから、そこはチェックできますよね。そしてまた、車検切れて、そのままの状態例えば乗る場合もあるでしょう。そこはやっぱりきちっと追跡をして、そして乗らないで放置しているのであれば、やはりナンバープレートを返してもらって、もう使わなくなった

のであればそういう、抹消ですか、抹消すればそこで切れるわけですから、だらだらしているとますますその死んだ車に税金かけていって、そしてまた欠損がふえてくると、未収がふえてくるということになりますから、そこは抜本的に、台数を聞けばそんなびっくりするような多い台数でもありませんから、追跡をして、本当に使っていないのであれば廃車にすると、してもらおうという、そういう指導というのでしょうかね、そういったことをしていかなないと、いつまでもこれは引きずっていくのだろうというふうに思います。

それと、差し押さえですけれども、生きている車ですよ、生きている車がもし、今使っているのですけれども、自動車税を払わないという、悪質というのでしょうかね、そういう人たちに対しても、強い意志で差し押さえもするよというような姿勢で臨むべきだと思いますけれども、そして実際そういうことがあれば、私は差し押さえするべきだというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 今、言われますように、軽自動車税というのは実際に自分が使っているわけがありますので、それと今、千葉さん言われますように、税の公平な負担という観点から、これは私どもできるだけ税を徴収しなければならぬということで努力はさせていただいております。

今回、居所不明ということもあったものですから、今回はさせていただきましたけれども、今現在動いている車等もありますので、それにつきましては本当に追跡調査もしながら、徴収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 了解。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 262ページの基金にかかわりまして質問をさせていただきます。

平成24年度の基金の現金の残額が41億922万7,000円、その他の備荒資金を入れますと、合わせまして45億円を超える基金を有する会計となりました。以前から、基金のあり方について、もっと活用をすべきではないかという発言をしてきた経過がございます。その都度、その基金の財政が不安定な中で、一定の基金を持って、そして安定的な運営をするのだというような、トータルでそのようなお答えをいただいていたと思うのですけれども、ここ四、五年の経過を見ると、ずっと積み増しされてきているのですよね。それで、基本的にまず、うちのような財政規模の中で、町としてはどの程度の基金を有することが安定といえますか、そういった財政運用に支障を来さないのだという上限といえますか、その辺の見定めというのはどのようにお持ちなのでしょう。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 基金の目安というのは特に設けているわけでもありませんし、何ぼまで積み立てをとしているわけでもございません。ただ、類似の団体、財政規模とか人口規模が似ている町との比較というのは私どもよくさせていただきますけれども、そういった意味においては、ある一定程度、これ何%というものではありませんので、それぞれの地域の事情もありますから、一定程度の金額は基金として保有することが、健全財政を維持するために望ましいというふうに認識をしているところでもあります。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そこで、ずっと過去の基金の総額を見ますと、例えば平成21年ですと、同じようなお答えで進んできたのですけれども、このときは総額で現金33億5,700万円、約5,800万円ですね、翌年平成22年度は、さらに5億3,700万円積み増しされまして38億9,000万円になりました。平成22年から23年というのは5,100万円ということで、そんなに多くはなかったのですが、今年度この決算では23年から24年ということになります、約1億6,400万円というような流れになってきています。いずれにしても、ずっと増額してきているわけですね。

私ども、基金をゼロにするべきだという考えは全く持っておりません。健全な運営という点では、やはり交付税のこと、災害のこと、いろんなことを含めて、一定程度の基金、財源というのは必要だと思っています。しかし、経済情勢の中から大変生活が厳しいという状況が続く中で、いろんな支援策をこ

れまでも求めてまいりました。国保や介護や税に対する支援であるとか、あるいは公共料金に対することをずっとしてきましたけれども、なかなか財政難で難しいというお答えをいただいております。

しかし、こういうところのほんの一部を活用することによって、そういう政策は可能というふうに思いますし、それは例えば今の41億円が平成21年度の33億円の水準であっても、これは健全財政でやっていけないのではないかというふうに思うわけです。そうした意味で、特にまちづくり基金ですね、これは金額そのものはここ3年間はそう大きな変動はありません。しかし、合併当時の平成18年から見ますと、約5億円以上積み増しされています。こんなことを思いますと、もっともっと有効な活用をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 基金の活用についてでありますけれども、一定程度の基金を有することは、これは町財政の円滑な運営ということから必要であろうというふうに思っております。

例えば今おっしゃられましたまちづくり基金が16億円ある、これは実は合併したときに合併後10年から交付税がマイナスになっていくので、国は11億円のお金を町に交付した、これをここに積んでおいて交付税が下がったときにはここからおろして使いなさいというような趣旨の基金でもあります。さらに、例えば国保が赤字になったから国保に繰り入れをすると、これは1回、去年も赤字でしたから、それに対応することは、これは一般会計が必要であればやらなければならない。ただ、基金ですから、国保が赤字になって2億円突っ込んだ、来年2億円突っ込めば基金というのはゼロになっていくわけです。だから、そういうこと自体で基金の使い方が本当にいいのかどうかという問題ももちろんあるというふうに思います。

ですから、我々は決して住民の要請や期待に応えることをしないで、いわゆる要望に応えないでただ基金を積むなんていうことではもちろん考えてもいませんし、いつ交付税がマイナスになっていくかは、現に来年あたりは厳しい状況にあるわけですし、いわゆる小泉内閣のときに軒並み交付税がマイナスにもうなっていたときに、これはある程度の基金を持っていないければ、間違いなく財政運営ができないという時代もありました。

そういったことから、一律何ぼがいい、昔は余り積み過ぎると振興局、当時の支庁あたりからこの辺が限界でないかということもあったのですけれども、今はそういったことは特にはありません。ただ、言われているのは、私どもの町の規模よりもっともっと小さい村単位のところが何十億円という基金を持っていて、この辺が国からすると地方財政富裕論と、国がこれだけ借金しているのに町はいっぱい基金を持っているのではないかというところの地方財政富裕論につながっていくというようなことも言われております。

ですから、私どもは、健全財政を運営するために、ある程度の基金は必要だと。毎年2億5,000万円から3億円の基金を崩して、当初の予算を組んで、何とか決算時にはそれを戻してというような今もやりくりしております。減債基金も、ごらんのようにもう3億円を切りました。おかげさんでかなりの部分の繰上償還等にこれらも充当させていただきましたので、そういったことも含めながら、これからの財政運営でも長期的な財政運営を見きわめながら基金の運営には当たっていきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 今の町長のお答えに私は異論はないのです。あった基金を活用して、国保の運営の危機も乗り切ってきましたよと。いろんなことをやってこられましたよね。そして、年度が終わりますときちっと積み戻しできる財政力があるときには積み戻しをするということを繰り返して今日に至っているのだと思うのです。その結果として、ちょっと4年間のスパンですけれども、10億円近いお金が21年度よりも24年を見ますとふえています。行ったり来たりだったらこんなにふえていかないのだけれども、結局その積み戻しのほうが多いのではないかと思うのです。だからふえてくるのだというふうに思うわけです。

ですから、町長がおっしゃられる、ある程度の程度というのを一体今の時点で私たちはどう判断すればいいのか、私たちはある程度のものが一定あれば、それ以上はもっともっと有効に活用することのほうが生きた政策につながるのではないかというふうに思ってお尋ねしたわけです。どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、基金があるからどうのこうの、ないからどうのこうのということには、これはならないわけですから、有効活用するということは当然でありますし、間違っても住民の要望や必要な事業をやめて基金をふやすなんていうことは毛頭考えてはおりません。

ただ、今回例えば庁舎の建設基金だって今1億円が来年のは2億円になりますけれども、これらはやがてゼロになります。

もう一つまちづくり基金で大きいのは、先ほど言った11億円という国からの交付金もありますけれども、一般的な寄附等でいただいた分の基金は、全部よっぽどのことがない限りはこの基金に積み立てをさせていただいているのが現状でありますし、先ほど減債基金は言いましたけれども、土地開発基金なんていうのは全く動いておりません。土地と現金の異動だけはありますけれども、そういった意味から、特別何が大きな原因でふえたかということにはなっていないのだろうと思いますけれども、今言った11億円というのは、確かに平成18年、19年以降3年間でふえた経緯はあるわけですがけれども、そういったことと、あとはできる限り大事に活用していこうということで、取り崩し自体がかつてから見れば今の時点では少ない。特にここ二、三年は交付税がふえておりますから、当初に2億5,000万円、3,000万円の繰り入れを見ても最終的には戻せるというようなことであります。

そういったことでこのような状況が続いていますけれども、決してこれからもふやすことを目的に基金活用ということではなくて、あくまでも有効な活用にさらに努めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

ほかに。

（なしの声あり）

総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

最初に、認定第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成24年度における年間平均としての被保険者数は、8,554人であります。前年度と比較しますと97人の減、伸び率はマイナス1.12%となっております。また、同様に年間平均としての世帯数は、4,698世帯であります。前年度と比較しますと1世帯の増、伸び率はプラス0.02%となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から10款連合会支出金までの歳入合計については、予算現額33億9,368万4,000円に対して、調定額35億3,668万8,511円で、収入済額は33億435万7,129円となっております。

5ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から11款の予備費まで歳出合計については、予算現額33億9,368万4,000円に対して、支出済額は33億3,090万1,610円となっております。

次に、右ページの右下の欄外をごらんください。

平成24年度決算における歳入歳出の差し引きについては、2,654万4,481円の歳入不足となりましたことから、この不足分を平成25年度予算から歳入翌年度繰上充用金にて措置するものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

29ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額6,913万8,000円に対して、支出済額6,699万482円であります。

1目一般管理費、本目は担当職員8人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

31ページをお開きください。

2目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税費、予算現額629万6,000円に対して、支出済額585万7,853円であります。

1 目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、滞納整理機構に係る国保会計分の負担金であります。

3 項運営協議会費、予算現額 40 万 4,000 円に対して、支出済額 15 万 1,625 円であります。国保運営協議会の運営に要した経費であります。

33 ページをお開きください。

1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付金につきましては、医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

3 目一般被保険者療養費及び 4 目退職被保険者等療養費につきましては、補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要した経費であります。

5 目診察支払手数料、本目は診療の支払い等の事務に要した経費であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 3,554 万円に対して、支出済額 2 億 3,398 万 8,032 円であります。

1 目一般被保険者高額療養費及び 2 目退職被保険者高額療養費につきましては、高額療養に要した経費であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費及び 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、世帯の 1 年間の医療給付と介護給付に対する自己負担額を合算したものが一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に戻すものであります。

35 ページをお開きください。

3 項移送費、予算現額 21 万円に対して、支出はありません。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,311 万 2,000 円に対して、支出済額 1,512 万 8,532 円であります。

1 目出産育児一時金、平成 24 年度は 38 件の実績であります。

5 項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対して、支出済額 111 万円であります。

1 目葬祭費、平成 24 年度は 37 件の実績であります。

37 ページをお開きください。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、予算現額 4 億 1,736 万 5,000 円に対して、支出済額 4 億 1,736 万 4,026 円であります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に係る負担分と、事務費の拠出分であります。支払基金に支出しております。

39 ページをお開きください。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、予算現額 49 万 4,000 円に対して、支出済額 43 万 3,809 円であります。

前期高齢者が保険者間で偏在していることから、前期高齢者に係る医療費等について保険者の負担の不均衡を調整するための納付金と事務費の拠出分であります。

支払基金に支出しております。

41 ページをお開きください。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額 2 万 1,000 円に対して、支出済額 1 万 9,638 円であります。老人保健制度は既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る事務費の拠出分であります。

43 ページをお開きください。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額 1 億 7,458 万 6,000 円に対して、支出済額 1 億 7,437 万 4,222 円であります。

国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

45 ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額 4 億 492 万円に対して、支出済額 4 億 288 万 9,095 円であります。

1 目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による国保財政の運営の負担を緩和するためのものでありまして、1 件 80 万円を超える高額医療費が対象となります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は 1 目と同様のものでありますが、1 件 30 万円を超えて 80 万円以下の高額医療費が対象となるものであります。

47 ページをお開きください。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 1,462 万 3,000 円に対して、支出済額 1,160

万 6,265 円であります。

生活習慣病の予防のための事業に要する経費であります。

平成 24 年度の特健康診査等の受診率は 28.1%でありまして、前年度と比較しますと 1 ポイントの減となっております。

2 項保健事業費、予算現額 353 万 8,000 円に対して、支出済額 338 万 2,750 円であります。

被保険者の健康の保持増進を図るために要する経費であります。

49 ページをお開きください。

9 款公債費、1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出はありません。

51 ページをお開きください。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 5,850 万 7,000 円に対して、支出済額は 5,609 万 9,364 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、平成 24 年度では 51 件分であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、平成 24 年度では 2 件分であります。

3 目償還金、本目は前年度の医療費の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

53 ページをお開きください。

11 款予備費、1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対して、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 10 億 5,446 万 9,336 円に対して、収入済額 8 億 2,453 万 6,493 円、不納欠損額は 165 件で 2,562 万 6,209 円、収入未済額は 872 件で、2 億 430 万 6,634 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてでありますけれども、1 節の医療給付費分については 95.98%で、前年度と比較しますと 0.11 ポイントの減となっております。

3 節の後期高齢者支援金分については 95.97%で、前年度と比較しますと 0.12 ポイントの減となっております。

5 節の介護納付金分については 95.51%で、前年度と比較しますと 0.23 ポイントの減となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 95.94%で、前年度と比較しますと 0.12 ポイントの減となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてでありますけれども、1 節の医療給付費分については 98.75%で、前年度と比較しますと 1.59 ポイントの増となっております。

3 節の後期高齢者支援金分については 98.73%で、前年度と比較しますと 1.71 ポイントの増となっております。

5 節の介護納付金分については 98.71%で、前年度と比較しますと 1.37 ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 98.74%で、前年度と比較しますと 1.57 ポイントの増となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年課税分の収納率については 96.09%で、前年度と比較しますと 0.03 ポイントの減となっております。

9 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 6 億 5,418 万 3,713 円に対して、同額収入であります。

1 目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等に係る国の定率負担分で、負担率は 32%であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分で、負担率は 4 分の 1 であります。

3 目特定健康診査等負担金、本目は特定保健審査等に係る国の定率負担分で、負担率は 3 分の 1 であります。

2 項国庫補助金、調定額 9,148 万 600 円に対して、同額収入であります。

1 目財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものであります。

2 目出産一時金補助金、本目は出産育児一時金に係る国の補助金であります。

3目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、本目は70歳から74歳までの高齢者の方の医療費自己負担分が引き続き1割となりましたことに伴う受給者証の再発行に対する補助金であります。

11ページをお開きください。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、調定額1億6,627万7,723円に対して、同額収入であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

13ページをお開きください。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、調定額6億1,785万8,739円に対して、同額収入であります。

前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

15ページをお開きください。

5款道支出金、1項道負担金、調定額2,670万6,148円に対して、同額収入であります。

1目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率負担分で、負担率は4分の1であります。

2目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る北海道の定率負担分で、負担率は3分の1であります。

2項道補助金、調定額1億7,959万7,000円に対して、同額収入であります。

1目都道府県財政調整交付金、本項目は市町村間の財政力格差の是正と地域の実情に応じた調整を全道レベルにて行った上で交付されるものであります。

17ページをお開きください。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、調定額3億6,475万1,725円に対して、同額収入であります。

1目高額医療費共同事業交付金、本目は1件80万円を超える高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本目は1件30万円を超え80万円以下の高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

19ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、調定額2億2,487万8,626円に対して、同額収入であります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1節は、低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分であります。

2節は、保険者に対する国の支援分であります。

3節は、国保事務に係る担当職員の人件費等相当分であります。

4節は、出産育児の給付に係る町の負担分であります。

5節は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

6節は、その他として町国保財政の財源不足等に対処したものであります。

21ページをお開きください。

8款繰越金、1項繰越金、調定額5,067万7,991円に対して同額収入であります。

23ページをお開きください。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、調定額107万8,059円に対して、同額収入であります。国保税の延滞金として100件分であります。

2項預金利子、3項受託事業収入は、調定額、収入済額ともにありません。

4項雑入、調定額406万5,013円に対して、収入済額166万6,474円、収入未済額は239万8,539円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故により生じた保険給付費の支払いに対して、損害賠償金として加害者から支払いを受けたもので、2件分であります。

4目一般被保険者返納金、本目は転出や社会保険加入により、国保加入の資格を喪失した後に、被保険者として受診をした場合、当該者から給付費相当分を返納してもらうもので、6件分であります。

25ページをお開きください。

6目保険医療機関返還金、本目は医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、4件分であります。

7目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連から交付されたものが主なものとなっております。

27ページをお開きください。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、調定額66万3,838円に対して、同額収入であります。

420万円を超える超高額療養費の200万円を超える分が国保連から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけお聞きしておきたいと思っておりますけれども、国保会計につきましては、一般会計からも純粋な財政支援だけでも1億2,000万円も繰り入れまして、この会計の維持のために努力されておられることはわかっているわけでありまして、そうした中で歳入の面で、8ページにもありますように、それから出していただいたこの加入者の経済状況なども見てみますと、この平成24年度は2,562万6,000円ほど不納欠損をしております。不納欠損につきましては、毎年、平成20年度で1,850万円、21年度で1,300万円、22年度で1,400万円何がしというように、不納欠損しております。そして、平成24年度は2,500万円と少しふえているわけでありまして。

この不納欠損は、やはり当然しなければならないときにはするので、この額が多いから悪いとか不納欠損し過ぎでないかというようなことを言うつもりはないのですけれども、この不納欠損がこれだけ出るということは、たびたび申し上げておりますけれども、やはり加入者の担税能力を超えた課税になっていることが一番大きな理由だというふうに思います。

以前にも、この問題を取り上げて質問しましたときにも、財産がないですとか生活が困窮しているとかというような理由で、不納欠損されるものが多いわけでありまして、こうして課税したにもかかわらず、不納欠損に落とさなければならないという事態を考えますと、やはりたびたび申し上げておりますけれども、低所得に対する法律による減免の措置は当然とってはいるわけでありまして、しかしそれにいたしましても、平等割その他、収入がなくてもかけられるというような状況を考えますと、やはり低所得者に対する町独自の軽減措置をしっかりとって不納欠損などが起こらないような状況にしていくことが、町民の助けにもなるし、また、そのことが回り回って地域経済にも回っていくと思うわけです。

そうした点から、この不納欠損の数字を見て、やはりそうした提案に対してどのように考えるか、お伺いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 低所得者の方が国保税を払うのは非常に生活上厳しいということは、私も理解をしているところであります。

この社会保障制度、これそのものは、やはり共助といいたし、みんなで支え合って成り立っていく制度でありますから、一定の負担をしながら制度を維持していくというのが基本だとは思っています。特に、低所得者の皆さんにつきましては、先ほど増田委員からもお話があったように、応益分につきましては7割、5割、2割の法定軽減を受けながら、ある程度配慮はされているという面はあるかと思っております。

国保医療そのものにつきましては、昔は自営業者等が4割、5割を被保険者で占めていたという時代がありましたけれども、今は退職されて年金生活に入っている方々が大半を占める、そういうような構造的な課題もありまして、国保財政そのものが大変厳しい状況にあると、そのようには認識しておりますので、これは国保会計そのものに対する国からの支援をさらに手厚くしていただきたい、そういうようなことで、町村としては国に対する要望は、続けていきたいと思っております。

それと、低所得者の方が税金をなかなか納めるのが大変だということに関しましては、これ納税相談をしっかりとやる中で、生活の状況を聞きながら分納の方法だとか徴収を一定期間猶予するとか、そのような形の中で進めて、そしてできるだけ収入が未納とならないように、完納していただける方向で努力はしていかなければならないと、そのように思っています。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） この国保会計を維持するための国の支援をもっとすべきだという要望を今後も強めてほしいと思っておりますけれども、今言われましたように、所得200万円未満の加入者は72.5%、もう4分の3が200万円未満の人たちの加入であります。そうしたこともあって、やはり2,200万円からの不納

欠損をしなければならない。

私は、納税のいろいろな相談とかいろいろなことを言われましたけれども、担当者は苦勞されて、そして一生懸命納税してもらおうような努力をして、それでも納めることができなかったのがこの不納欠損に出てくるのだと思うのです。そのことを考えますと、やはりこれだけ欠損したその金額というものは納めてもらえなかったわけですから、やはりその前に、減免してやって、納められる金額を確実に納めてもらうと、そういう措置をとったほうが、加入者もそれから税金を納めてもらう側も行政と町民との関係もうまくいって、気持ちよく税金を納めるという気になってもらえるのではないかというふうに思うので、やはり町民の多くはそうしたものは払いたい払いたいと思いがなかなか払えないで、こういう形になってしまうということにもなりますので、ぜひそうした点で、減免の措置をこれからもとるよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 先ほど言いましたように、町としては、さらに条例の中ではその他特別に認める場合ということでの減免の道は開かれております。ですから、そのような中で、どうしても非常に厳しいお方につきましては、その相談をしっかりと持って、親切また丁寧に対応を努めている。そして、場合によっては生活そのものの相談に及ぶ場合もあると思いますので、それは町民課だけではなくて、福祉担当者も含めた中で、そういうきめ細かな相談をしていくことによって、滞納をできるだけ少なくなるように努めていきたいと、そのように思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） そうしたいろいろな相談とかそういうことだけでなく、制度的にしっかりと低所得者を支えることにしてほしいと思います。

以上で終わります。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。

（なしの声あり）

国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、14時10分まで休憩をいたします。

13:54 休憩

14:10 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

56ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成24年度末現在における被保険者数は3,725人であり、前年度と比較しますと134人の増、伸び率はプラス3.7%となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款後期高齢者医療保険料から6款広域連合支出金までの歳入合計については、予算現額3億1,985万5,000円に対して、調定額3億1,904万7,302円で、収入済額は3億1,879万3,902円であります。

58ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から4款予備費までの歳出合計については、予算現額3億1,985万5,000円に対して、支出済額3億1,740万5,980円であります。

次に、59ページの右下をごらんください。

歳入歳出差し引き残額は138万7,922円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

72ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,136 万 4,000 円に対して、支出済額 1,106 万 9,347 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 1 名分の人件費と事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 95 万 6,000 円に対して、支出済額 85 万 5,780 円であります。後期高齢者医療保険料の徴収事務に要した経費であります。

76 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項同じです。

予算現額 3 億 538 万円 5,000 円に対して、支出済額が 3 億 529 万 553 円であります。

事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであります。

細節 4 の保険料納付金分は、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料の軽減分に係る一般会計からの繰入金を納付するものであります。

78 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対して、支出済額 19 万 300 円あります。

保険料の還付金として、8 件分であります。

80 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対して、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

60 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 2 億 3,144 万 6,100 円に対して、収入済額 2 億 3,119 万 2,700 円、収入未済額は 1 件で 25 万 3,400 円となっております。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 9 万 4,300 円を除き 99.85%であります。

なお、広域連合全体の収納率は 99.26%であります。

62 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額、収入済額ともにありません。

64 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 8,585 万 4,653 円に対して、同額収入であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れるものであります。

66 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額 139 万 7,559 円に対して、同額収入であります。

68 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額 5,600 円に対して、同額収入であります。

延滞金 2 件分であります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額 19 万 300 円に対して、同額収入であります。

過年度の保険料に係る還付金 8 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付されるものであります。

3 項預金利子及び 4 項雑入は、調定額、収入済額ともにありません。

70 ページをお開きください。

6 款広域連合支出金、1 項広域連合支出金、調定額 15 万 3,090 円に対して、同額収入であります。

保険料の納付方法等についての広報に要した経費に対して、広域連合から交付されたものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第4号、平成24年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成24年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

83ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成24年度末現在における第1号被保険者は7,360人であり、前年度と比較しますと233人の増、伸び率はプラス3.3%となっております。

要介護等認定の状況については、平成24年度末現在で要支援1から要介護5までの認定を受けている方は1,421人であり、前年度と比較しますと108人の増、伸び率はプラス8.2%となっております。

65歳以上の高齢者人口に対する要介護認定者の割合は平成24年度末現在で18.7%となり、前年度と比較しますと0.8ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款保険料から10款諸収入までの歳入合計については、予算現額21億3,991万2,000円に対して、調定額20億2,882万2,346円で、収入済額が20億2,620万9,606円であります。

85ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から5款諸支出金までの歳出合計については、予算現額21億3,991万2,000円に対して、支出済額19億8,805万5,804円あります。

次に、86ページの右下をごらんください。

歳入歳出差し引き残額は3,815万3,802円あります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

107ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,780万2,000円に対して、支出済額1,771万1,032円あります。

1目一般管理費、本目は担当職員2名分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額89万9,000円に対して、支出済額86万7,197円あります。

1目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

109ページをごらんください。

3項介護認定審査会費、予算現額2,768万1,000円に対して、支出済額2,569万308円あります。

1目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員1名分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

111ページをお開きください。

2目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12節役務費、細節15主治医意見書作成手数料は、1,579件分あります。

4項介護保険運営等協議会費、予算現額39万6,000円に対して、支出済額30万2,105円あります。協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

113ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額17億7,568万6,000円に対して、支出済額16億4,283万4,208円あります。

1目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービス、訪問看護などの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホームと認知症通所介護、小規模多機能型居宅介護、そして平成24年度からは、新たに事業所が開設された小規模特養のサービスに係る保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム等の施設に入所または入院された方に係る保険給付費であります。

4目居宅介護サービス計画給付費、本目はケアプランの作成に係る給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額1億1,082万2,000円に対して、支出済額1億814万9,045円あります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は介護予防サービスに係る給付費であります。

2 目介護予防サービス計画給付費、本目はケアプランの作成に係る給付であります。

3 項その他諸費、予算現額 210 万円に対して、支出済額 200 万 1,007 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

115 ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 4,250 万円に対して、支出済額 3,925 万 2,911 円であります。

利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 600 万円に対して、支出済額 599 万 9,922 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 20 万円に対して、支出済額 18 万 4,030 円であります。

介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具のバスマットなどの購入費を給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億円に対して、支出済額 9,040 万 6,640 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補給給付として支給するものであります。

117 ページをお開きください。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 1,478 万 4,000 円に対して、同額の支出であります。

119 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 545 万 3,000 円に対して、支出済額 531 万 6,863 円であります。

1 目介護予防高齢者施策事業費、本目は要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる 2 次予防対象高齢者の方々を把握する業務及び介護予防事業が主たるものであります。

12 節役務費、細節 23 介護予防ポイント制度活動傷害保険料は、平成 25 年 1 月から開始した介護予防ポイント事業に参加しているボランティアに対する傷害保険の保険料であります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 1,519 万 2,000 円に対して、支出済額 1,417 万 8,847 円であります。

1 目包括的支援事業費、本目は相談窓口業務などに要した経費が主たるものであります。

13 節委託料、121 ページをお開きください。

細節 6 高齢者実態把握委託料は、訪問調査により高齢者の実態を把握するものであり、2 カ所の在宅介護支援センターに委託したものであります。

2 目任意事業費、本目は 13 節委託料、細節 6 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料が主たるものであり、いわゆる札内文京町にあるシルバーハウジングへ生活援助員を派遣しているものであります。

また、20 節扶助費、細節 2 成年後見支援費扶助は、町長申し立てを実施した 2 人に対する扶助費であります。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名分の人件費が主なものであります。

123 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 2,039 万 7,000 円に対して、支出済額 2,037 万 7,689 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 23 年度分の保険料還付未済額 35 件を還付したものであります。

2 目償還金、本目は平成 23 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

87 ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 4 億 1,225 万 1,211 円に対して、収入済額 4 億 963 万 8,471 円、不納欠損額は 51 件で 51 万 7,500 円、収入未済額は 85 件で 209 万 5,240 円となっております。

現年度分の収納率は過誤納金還付未済額 20 万 3,200 円を除き 99.65%で、前年度と比較しますと 0.02 ポイントの増となっております。

89 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 764 万 4,000 円に対して同じ収入であります。東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

91 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額、収入額ともに 4 万 9,350 円であります。

情報公開と請求手数料などが主なものであります。

93 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 3 億 4,287 万 8,660 円に対して、同額収入であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は国が定率で負担する介護給付費分であります。

2 項国庫補助金、調定額 1 億 505 万 870 円に対して、同額収入であります。

1 目調整交付金、本目は国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金であります。

2 目地域支援事業交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金であります。

95 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額、収入額ともに 5 億 6,144 万 8,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者に係る支払基金の負担分であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

97 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入額ともに 2 億 6,284 万 929 円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は道が定率で負担する介護給付費分であります。

2 項道補助金、調定額 376 万 7,500 円に対して、同額収入であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金で、国の交付金と同様のものであります。

3 項財政安定化基金支出金、調定額 1,531 万 1,047 円に対して、同額収入であります。

1 目財政安定化基金交付金、本目は介護保険制度が創設されたときに介護保険財政の円滑な運営を図ることを目的として、国、道、市町村は負担割合に応じて基金を積み立てておりますけれども、平成 24 年度において、道が保険財政の安定化のためにその基金の一部を取り崩し、町に交付されたものであります。

99 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入額ともにありません。

101 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億 8,644 万 580 円に対して、同額収入となっております。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節介護給付費繰入金は、町の定率負担分であります。

2 節と 3 節は、地域支援事業繰入金であります。

4 節は、その他一般会計繰入金としまして、担当職員の人件費相当分などであります。

2 項基金繰入金、調定額、収入額ともにありません。

103 ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入額ともに 3,107 万 1,529 円であります。

105 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料並びに 2 項預金利子については、調定額、収入額ともにありません。

3 項雑入、調定額 6 万 8,670 円に対して、同額の収入であります。

4 目雑入、本目は生活保護で第 2 号被保険者の認定調査等に係る 6 件分の費用に対して道から収入したものであります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 質問させていただきます。一般質問においても介護保険のことについては質問させていただきましたけれども、町の考え方を聞くということでありましたから、もう少し詳しい数字をいただいで、質問のほうを続けさせていただきたいというふうに思います。

第5期計画も1年目の決算であります。一般質問の際にも申し上げましたけれども、月額4,950円、標準月額がそういうふうに大きく値上がりしての今1年目の決算の審査であります。この金額が大変高齢者の方の第1号被保険者の方の生活を脅かすものになっている、そのことは理事者の皆さん方も認識していただいているところだというふうに思います。

滞納者のことを一般質問でお聞きしました。人数はいただいておりますが、この中の細目ということでまずはお尋ねしますが、滞納者が全体で51人いるということのご答弁をいただいております。この中で月額年金が1万5,000円以下という方の滞納者が何人いるのか、できれば所得段階別に教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 1万5,000円以下の年金の方が滞納者の中に何人いらっしゃるかということですか。済みません。個別に大きなくりの中で、第2段階の方は80万円以下の方という押さえでありますので、その方たちの個々の年金については調べていますけれども、今手元に資料を持ってきていません。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） わかりました。そういうことであれば、仕方なくこのまま続けます。

この保険料がサービス給付、3年間見越した中で設定されていく、そのことは十分承知しています。このサービス料がどうなるかによっては、多くもらい過ぎた、あるいは少なかった、そういったことが起きる、そういった性格のものであるというふうに思います。

それで、3年間を見込む中で、今、平成24年度なわけでありましてけれども、平成24年度は、一般質問の答弁ではサービス供給量の97%、今回いただいている決算書では当初予算の92.75%ということになっていただいております。サービス供給量が予想よりも少なく推移している。そして、その理由が、町内二つ目の小規模特養の開設が1カ月おくれたことにその原因があるということが一般質問でお答えがあったところでありましてけれども、平成25年度、今、約半分近くが経過する中で、3年間を見越すということの中でちょっと聞きますけれども、25年度のサービスの供給量がどれぐらいになりそうか、予算よりも多くなりそうか、なりそうでないか、大ざっぱなお答えでいいですので、お返事をいただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 9月末現在で4カ月分の給付の状況が手元に来ておりますが、この4カ月でちょっと何とも言えませんが、単純に年間の予算額を12で割って、1カ月どういうふうに推移しているかということ、若干少な目に推移しているというのが現状です。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員、決算ですので。

○10番（谷口和弥） わかっております。気をつけます。

○委員長（牧野茂敏） いや、わかっているなら、そのようにやってください。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 言わんとしていることは、平成25年度においても小規模特養、それから小規模多機能施設の開設が予算では年度当初から組まれている。しかしながら、オープンが1カ月おくれて、5月1日からオープンになっている。平成25年度においても、サービス供給量がやはり見込みよりも結果的に少なくなるということが見込まれているわけでありまして。そういう中で3年間通してみれば、きっと予想されることはサービス供給量は少なくなる。3年間通してみれば、この金額が少し多目に徴収してしまったという結果になり得るのではないかなというこの指摘をしたいがための今の質問でありました。

当然と申しますか、保険料を多くもらってしまったということにつながる結果が出たとすれば、私はこの介護保険の5期の中で何らかの手だてを打つことは必要なのだと思うのです。そのまま余った分を繰り越しますよということには、やっぱりなりづらいのだと思うのです。私は、一般質問の際に申し上げましたけれども、やはりこの5期の中で何らかの手だてを打つべき。その中ではこの高過ぎる、高くなってしまった第5期の介護保険料、これを何らかの形で第1号被保険者の方に還元する、そういう

手だてが必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 一般質問のときにもお答えしたのですけれども、1年目の執行率は、計画に対して比較すると97%の執行率ということで、第2年目、第3年目はこれから結果が出てくることですので、まだその辺の数字が固まらない段階では、今のところこれ以上の特別なことは申し上げられないということであります。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 第5期の1年目の決算を今審査するに当たって、繰り返しになりますけれども、第1号被保険者の方といってもたくさん的人数がいる。広く全員となると、なかなか薄まってしまう。やはり私は、こういう滞納者の方に対する手だてを5期計画の早いうちに打つ、そういうことをこの決算をする中で前向きに考える、そういったことが必要なのではないかということ、まだ確定していないものがある中で、でも一方でそういう予想されるものがある、そういうことの中で発言させていただいたわけでありませう。

減免制度を設けるべき、共助ということの考え、国保のときにありましたけれども、みんなで抛し合うのだということもありましたけれども、介護保険料の設定の仕方は国の縛りがもうほとんどで、自治体の権限としては、一つの段階の区分を国が示す範疇の中でつけるですとか、高額のところの部分を段階を広くするとか、そういう小さな裁量しかないのだということにはわかった上で、だから町に大きな責任があるのだというふうに言っているわけではないのです。その結果高くなってしまった、本当に払いたくても払えない人にちゃんと手を差し伸べる、そういうことを検討することが必要ではないかというふうに思っているのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） おっしゃっていることは十分理解はしているのですけれども、制度的になかなか町独自でやるということは果たしていいことなのか悪いことなのか。減免される方はいいですけれども、では反対に減免した分をどうするのだ。どこが、誰が持つのか。では、それは所得のある方に持ってもらうのかという問題もまた出てくるのだと思います。

基本的には低所得者の方が低く抑えられるような、これは確かに国の制度ですから、そういった制度の中で保険料を決めさせていただいているので、金額的には今、十勝管内で言えばほぼ5,000円程度の金額で推移をされていて、十勝管内町村を見ますと、大体サービス量そのものも、ほぼ同じような状況で推移しているのかなと思います。

確かに今後のことを考えると、本当に5,000円という金額は超えてしまうのではないかということも危惧をいたしております。今後に向けて介護保険制度そのもののあり方も、当然私どもとしては町村会を通じながら国に訴えかけていっているところでもありますけれども、介護保険制度そのものを存続させていくという原点に立ったときに、町独自で減免制度を設けるとかではなくて、滞納者対策として、滞納者のためにどういったことができるのかということ、十分検討させていただいて、今後の施策に生かしていきたいというふう考えているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○10番（谷口和弥） いいです。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） ちょっと介護サービスのことでお伺いしておきたいと思っておりますけれども、居宅介護サービス、いろんなサービスがありますが、札内や幕別地域の人たちと、それから忠類地域にいる人たちとのサービスの差がないかどうか。例えば訪問入浴だとか、そういうものも地域差がなくきちっと提供されているかどうかについてお聞かせください。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 札内・本町地区と忠類を比べたときにサービスに差がないかという点ですが、事業所という関係で見た場合に、個別の方たちのケアプラン等々を見た中では、サービスがなくて、使いたいサービスが使えていないという状況にあるというふうには今捉えていません。忠類地区には更別町、大樹町、それから帯広から、訪問入浴の事業所は十勝管内を圏域にしている事業者さんがおりますので、今使えていないという状況はないと思います。

ただ、事実上、今サービスが必要だというふうにして、プランの中に入浴サービスが上がっている方は、忠類の中には今はいらっしゃらないので、この後もシケアマネさんたちの中でそういうふうなこと

が起こってきたら、事業所はきちんと紹介して行っていただくようにしようとは思っていますけれども、今のところサービスに差があるというふうには捉えていません。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） そうやって、ちょっとサービスの事業所から地域が遠い関係もあって、ケアプランの中に入れていただくか、入れようと思ってなかなかうまくいかないとか、そういう訪問入浴サービスをもっと受けたいというような話も聞くものですから、そういう地理的な関係で不利があるのではないかというふうに思うのですけれども、そういう関係もあってこのプランの中に入れてこないのではないかなという思いもあるのですが、その辺はどのように考えておられますか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 包括の仕事の一つとしてケアマネジャーさんたちの支援もあることから、ケアマネジャーの部会みたいな連絡会議等々も開きながら、ケアマネさんたちの生の声を聞かせていただくような努力をしているのですが、今のところ、今、委員がおっしゃったようなことがもし言い出さなくて思っているというようなことがあるようであればということも今認識しましたので、もうちょっと細かい形できちんとそのあたりを詰めていきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 私のほうでもいろいろ事情をよく調査しまして、またお話ししたいと思っておりますけれども、よろしくお話ししたいと思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第5号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明いたします。

126ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額4億6,093万4,000円に対しまして、調定額4億6,192万7,244円、収入済額4億6,052万7,653円であります。

128ページをお開き願います。

支出は、1款水道費と2款予備費の予算現額4億6,093万4,000円に対し、支出済額4億5,095万740円となります。

192ページ下になります。歳入歳出差し引き残額957万6,913円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細書について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、142ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額は4億6,083万4,000円で、支出済額は4億5,095万740円あります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査費などあります。

13節の委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、幕別地区、忠類地区の水道台帳修正業務などあります。

144ページに参りまして、15節工事請負費では、細節1は検定満了量水器取替工事118カ所分、それから細節3は幕別簡水明倫配水池増設工事、機械設備工事及び配水管布設工事のほか、古舞地区畑総事業に伴う水道管移設工事、細節4は高規格道路中札内大樹道路工事に伴う水道管移設工事が主なものであります。

16節原材料費、細節2は、検定満了量水器118個分の費用であります。

細節3は、量水器ボックス57個分の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、更別村配水施設より給水されている駒島・元忠類地区の維持管理に係る負担金であります。

23節償還金利及び割引料、細節1は平成24年度分の起債償還元金であります。

細節2は、平成24年度分の起債償還に係る利子であります。

146 ページに参りまして、2 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出はありませんでした。次に、歳入についてであります。

130 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、予算額 6,866 万円に対しまして、収入額は 6,887 万 9,600 円です。

内訳につきましては、高規格道路中札内大樹道路工事に伴う町水道管移設工事、古舞地区畑総事業に伴う水道管移設工事に係る負担金が主なものになります。

132 ページに参りまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,331 万 8,406 円に対しまして、収入済額は 9,191 万 8,815 円です。

駒島ほか 4 地区 1,109 戸分の使用料と滞納繰越分で現年度分の収納率は 99.11% であります。

2 項手数料、調定額 20 万 1,600 円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

134 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 7,818 万円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計からの繰入金であります。

136 ページに参りまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 534 万 7,638 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

138 ページに参りまして、5 款諸収入、1 項雑入については、調定額、収入額ともにございませぬ。次のページ、140 ページであります。

6 款町債、1 項町債、調定額 1 億 1,600 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水ほか 3 地区の整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明いたします。

149 ページをお開き願います。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算現額 10 億 7,094 万 9,000 円に対しまして、調定額 11 億 345 万 9,866 円、収入済額 10 億 7,850 万 3,994 円です。

151 ページに参ります。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 10 億 7,094 万 9,000 円に対しまして、支出済額 10 億 6,542 万 3,424 円です。

歳入歳出差し引き残額 1,308 万 570 円です。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明させていただきます。

歳出から申し上げますので、167 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 7,369 万 3,000 円で、支出済額は 7,276 万 1,607 円です。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等の負担金です。

169 ページへ参りまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額は 1 億 1,139 万 7,000 円で、支出済額は 1 億 796 万 5,974 円です。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料の細節 2 は、浄化センターの長寿命化計画に基づく機械・電気設備の実施設計委託料です。

15 節工事請負費では、汚水管及び公共ますの新設工事のほか、浄化センターにおけるポンプ設備及び受変電設備の更新工事です。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものです。

次に、2項下水道管理費、予算現額は1億277万1,000円で、支出済額は1億170万8,996円であり
ます。

1目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理
量は71万8,000トンであります。

171ページへ参りまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の
維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間圧送量は167万3,000トンであります。

3目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ場、汚水管渠、マンホール、公共ますの維持管理に要し
た経費であります。

173ページへ参りまして、15節工事請負費では、汚水管や公共ます、マンホールの新設、補修を行っ
たもので、公共ます、マンホールについては80カ所の補修を実施しております。

次のページ、175ページへ参りまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は7億8,298万8,000円
で、支出済額は7億8,298万6,847円であります。

起債償還の元金及び利子でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

177ページへ参りまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出はございませんでし
た。

次に、歳入についてであります。

153ページへお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額203万3,969円に対しまして、収入済額は78万8,420
円、収入未済額は75万3,349円であります。

1目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金で、現年分の負担金収納率は100%であります。

155ページへ参りまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額3億4,083万946円に対しま
して、収入済額は3億1,712万623円で、収入未済額は2,333万5,602円であります。

現年度分の使用料収納率は98.1%であります。

次のページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額3,972万6,750円に対しまして、
同額収入であります。

下水道建設費国庫補助金で、補助率につきましては2分の1及び10分の5.5であります。

次に、159ページへ参ります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額2億7,512万8,000円に対しまして、同額収入で、一般会計
からの繰入金であります。

161ページへ参ります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額で1,223万5,425円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であ
ります。

163ページへ参りまして、6款諸収入、1項雑入、調定額430万4,776円に対しまして、同額収入で、
浄化センター管理棟に設置している水道施設の中央監視装置に係る電気料及び旭町の住宅団地造成に
伴う下水道施設の移設補償費が主なものであります。

165ページへ参ります。

7款町債、1項町債、調定額4億2,920万円に対しまして、同額収入であります。

1目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2目は資本費平準化債、3目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終
了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、15時15分まで休憩いたします。

14:58 休憩

15:15 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第7号、平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明をさせていただきます。

180ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額1億5,710万6,000円に対しまして、調定額1億5,766万150円、収入済額1億5,729万6,750円であります。

182ページへ参りまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額1億5,710万6,000円に対し、支出済額1億5,622万8,520円であります。

歳入歳出差し引き残額は106万8,230円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、196ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額は477万9,000円で、支出済額は425万869円あります。

1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は4基分の設置補助金を交付しております。

198ページになります。

2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額4,514万6,000円で、支出済額は4,494万1,531円あります。

1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、排水処理施設16基分を整備したものであります。

2項排水処理管理費、予算現額は4,519万8,000円で、支出済額は4,515万3,599円あります。

1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

200ページに参りまして、13節委託料は、24年度建設分も含む668基分の維持管理を行ったものであります。

202ページになります。

3款公債費、1項公債費、予算現額は6,188万3,000円で、支出済額は6,188万2,521円あります。

起債償還の元金及び利子に係る費用で、1目は元金、2目は利子であります。

204ページに参りまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出についてはありませんでした。

次に、歳入についてであります。

184ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額201万円に対しまして、同額収入で、受益者負担金であります。

186ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,501万5,800円に対しまして、収入済額2,465万2,400円あります。

排水処理施設の使用料であります。

188ページに参りまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額9,588万5,000円に対し、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

190ページになります。

4款繰越金、1項繰越金、調定額266万6,238円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

192ページになります。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、調定額88万3,112円に対しまして、同額収入で、消費税の還付金であります。

194ページへ参りまして、6款町債、1項町債、調定額2,720万円に対しまして、同額収入であります。

排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第8号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(佐藤和良) 平成24年度農業集落排水特別会計決算について説明をさせていただきます。

207ページをお開き願います。

歳入は、1款使用料及び手数料から4款繰越金までの予算総額5,618万8,000円に対しまして、調定総額5,706万523円で、収入済額5,674万5,942円であります。

209ページへ参りまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額5,618万8,000円に対しまして、支出済額5,564万3,440円となります。

歳入歳出差し引き残額は110万2,502円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、219ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額は41万5,000円で、支出済額は34万6,912円あります。

1目一般管理費、本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

221ページへ参りまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額は3,258万4,000円で、支出済額は3,220万8,160円あります。

1目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

年間処理量は13万1,192トンで、前年より1万7,274トンの増であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

15節工事請負費では、既設の公共ます11カ所の補修、マンホール周辺の舗装3カ所の補修、污水管1カ所の補修を行ったものであります。

223ページへ参りまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は2,308万9,000円で、支出済額は2,308万8,368円あります。

ここでは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

225ページへ参りまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出済額はございません。

次に、歳入についてであります。

211ページへお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,733万4,527円に対しまして、収入済額は1,701万9,946円で、収入未済額は30万7,581円あります。

現年分の収納率は98.98%であります。

519戸分の農業集落排水処理施設使用料収入であります。

213ページへ参りまして、2款財産収入、1項財産運用収入、調定額9,719円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金利子であります。

215ページになります。

3款繰入金、1項基金繰入金、調定額108万1,215円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額3,849万1,000円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

217ページへ行きまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額14万4,062円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(牧野茂敏) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第9号、平成24年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(佐藤和良) 平成24年度幕別町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

232 ページをお開き願います。

平成 24 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

平成 24 年度の当年度純利益は 8,799 万 7,215 円となっておりますが、他会計補助金、高料金対策補助金が 1 億 4,635 万 2,000 円ありましたが大きな要因となっております。

なお、前年度の繰越欠損金が 8 億 4,347 万 8,346 円でありましたことから、当年度の未処理欠損金は 7 億 5,548 万 1,131 円となったところであります。

今後につきましては、高料金対策補助金、十勝中部広域水道企業団からの受水単価などの推移、来年度以降からの消費税の動向、またライフラインの機能強化事業等を含めた財政収支を見据えた上で、今後も安定した経営を図ってまいりたいと考えております。

238 ページをお開き願います。

平成 24 年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項となりますが、経常収益につきましては 6 億 8,708 万 4,000 円で、前年度 6 億 9,040 万 5,000 円に比べ 332 万 1,000 円、0.5%の減であります。

主な要因といたしましては、使用料は 789 万 7,000 円の増額でありましたが、高料金対策補助金が 1,254 万 5,000 円の減額となったためであり、詳細につきましては 240 ページ、事業収入に関する事項をごらんいただきたいと思います。

経常費用につきましては 5 億 9,908 万 7,000 円で、前年度 5 億 7,050 万 7,000 円に比べ 2,858 万円の増であります。

主な要因といたしましては、減価償却費が 783 万 5,000 円の減額となりましたが、資産減耗費が 3,366 万 5,000 円の増額となったためであります。

詳細につきましては、241 ページ、事業費用に関する事項をごらんいただきたいと思います。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水 10 カ所の修理をした結果、87.9%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理等に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

242 ページをお開き願います。

平成 24 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 5 億 1,162 万 6,379 円でありまして、9,129 戸の水道使用料であります。

なお、収納率は 98.19%であります。

3 目その他営業収益は 649 万 1,589 円であります。

加入者負担金等が主なものであります。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金 1 億 4,635 万 2,000 円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7 目雑収益は 1,999 万 7,179 円でありまして、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

243 ページに参りまして、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費 1 億 8,614 万 5,316 円であります。

本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、28 節負担金は企業団責任水量増に係るもので、平成 25 年度の支払いで完了いたします。

29 節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、平成 24 年度は 236 万 4,472 トンを受水しております。

2 目配水及び給水費 3,147 万 5,134 円であり、主なものといたしましては職員 1 名分の人件費、13 節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16 節修繕費は、配水管の漏水修理等であります。

244 ページへ参りまして、5 目総係費 3,932 万 4,481 円であります。

主なものといたしましては、職員 2 名分に係ります人件費、13 節委託料は、検針業務などに係る費用であります。

6 目減価償却費 2 億 3,424 万 4,868 円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費 4,053 万 530 円、これは更別浄水場取水口撤去に伴う費用及び配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息6,623万5,387円は、企業債の償還利息であります。

246ページをお開き願います。

平成24年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債2,700万円であります。

本目は、配水管布設にかかわります企業債の借入金であります。

6項負担金、1目負担金1,976万6,250円は、水道管移設にかかわります工事負担金であります。

247ページへ行きまして、支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費7,031万795円の主なものは、若草東団地道路9号ほか6路線、1,362メートルの配水管布設及び布設がえにかかわります費用であります。

2目営業設備費は2,997万7,364円であり、1,286件の検定満了量水器の購入及び取りかえに係ります費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金1億3,456万1,824円は、企業債の元金にかかわります償還金であります。

以上、平成24年度幕別町水道事業会計決算について説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 水道事業会計につきましては238ページでご説明いただきましたけれども、他会計の繰り入れ等もありましたけれども、結果としては当期純利益が上がりました。8,799万7,000円の利益となっています。水道料金につきましては、平成23年度に十勝中部広域水道企業団の価格が引き下がり、受水費が下がっております。ですから、平成23年度、それから今回は24年度ですが、受水費そのものは過去よりもぐんと下がったまま推移して、この利益となっています。

これまで水道会計は、なかなか厳しい状況にあるということで、随分幕別町の水道料金は高水準で来ておりまして、見直しも求めてきたところですが、昨年の利益も1億1,900万円という純利益が計上されておりますから、こういったことしの結果を見ても、いよいよ料金に手がけられるめどが出てきているのではないかと、つまり改定、引き下げ、そう見るところですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 今のご質問でございますけれども、おかげさまで高料金対策補助金がずっと続いて継続されて収入されておりますことから、今のところ黒字会計ということが続いております。ただ、この高料金対策補助金につきましては、将来的にはどうなるのかということになると、これはかなり不透明なものでございまして、来年、再来年になりまして、それがまた継続的に受けられるかどうかというのは、今の段階では何とも言えない状況にございます。ですから、その辺の今後の推移等を見きわめなければならないと考えておりますし、受水費につきましても、前にも説明させていただきましたけれども、今度の見直しが27年にございます。このことによりまして、今のところ減額改定される見込みであるということはお聞きしておりますけれども、この減額がどの程度かということは、来年度にならなければまだわからないという状況にございます。

それと、もう一つ有利な話としましては、拡大負担金の分の1,600万円ほどのものが25年度に終わるということは、これは間違いのないところでございます。しかし、その中で今後事業として取り組まなければならないもの、ライフラインの機能強化事業でございまして、これに対する緊急貯水槽の整備、耐震化の整備、またあるいは無水地帯の整備等もあります。

それとまた、来年度からは消費税がまた上がるというようなこともございますので、これらも含めた中でどのような形をとれるのかということは現在検討中でございます。今はそういう状況にございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 高い料金になりましてからもう数年たちますから、ずっと検討を重ねてこられて、好転したときに好転したときという期待を持ちながら、持たせていただきながら、ここまで来たわけです。

確かに課長おっしゃられるように、平成27年度の改定というのが大きなキーポイントになるのではないかとこのように思いますが、もう24年経過して、今25年ですよね。ですから、あと来年、再来年というようなことであれば、どの時点で明確な数字が出てくるのか、予測がつけば答えていただきたいですけれども、やはり好転が続いているという状況は事実なわけですから、改定に向けては、住民の要望に答えていこうとするなら、早目の決断というものを求めるところです。見直し等、再度お願いいた

します。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 受水費の見直しにつきましては、27年から実施されるということでお伺いしておりまして、企業団さんのお話の中では、26年度にその見直しについて検討するというふうにお伺いしておりまして、今の段階ではどの程度どうされるかということはまだ全然伺っていない状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） わかりました。しかし、改定される、引き下げられる事実があるということは確かなわけですね。

実は、平成23年度の改定するときにも期待をしたわけですよ。受水料そのものの引き下げ、ちょっと今数字は申し上げられませんが、昨年の決算書で見ましたら、それまで受水費用で2億2,000万円以上出していたものが1億円台になりましたよね。ですから、そういった点では既に減額になって23、24と経過しておりますから、ですから改定を期待するところですが、26年ということになりますと、来年の予算にも恐らく間に合わないというふうには思うのですが、10トンの数字ですけれども、十勝一高い料金というのは変わっていないわけですから、この点を十分押さえていただいて、早目の決断といたしますか、料金の引き下げに向けての試算を取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 水道事業会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（牧野茂敏） 起立多数であります。

したがって、平成24年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（牧野茂敏） 起立多数であります。

したがって、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（牧野茂敏） 起立多数であります。
したがって、平成 24 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 4 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（牧野茂敏） 起立多数であります。
したがって、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 5 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。
したがって、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 6 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。
したがって、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 7 号、平成 24 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。
したがって、平成 24 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 8 号、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。
したがって、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
認定第 9 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。
したがって、平成 24 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 24 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 議件の審査を全て終了いたしました。
審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

ふなれな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。

[閉会]

○委員長（牧野茂敏） これをもちまして、平成 24 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

15 : 45 閉会